

# 建築都市行政の概要

令和6年度

福岡県建築都市部



# 目 次

## 1章 建築都市部の組織・機構

1	建築都市部組織の沿革	3
2	建築都市部組織図	4
3	所管事務の概要	5
4	職員数	6
5	附属機関	7
6	県土整備事務所管内図	8

## 2章 建築都市部予算の概要

1	令和6年度福岡県一般会計歳入歳出予算	11
2	令和6年度建築都市部当初予算内訳	12
3	令和6年度主要施策別予算	14

## 3章 令和6年度の主要事業の概要

	令和6年度建築都市部施策体系	21
--	----------------	----

### I 住みよい都市の整備

1	良好な市街地の形成	
	(1) 都市計画法の運用	
	① 都市計画の手続（都市計画課）	25
	② 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画課）	27
	③ 持続可能な都市づくりの推進（都市計画課）	27
	④ 土地利用（都市計画課）	27
	⑤ 都市施設（都市計画課）	29
	⑥ 開発許可制度（都市計画課）	31
	(2) 建築確認等による指導	
	① 建築確認制度（建築指導課）	31
	② 建築許可（建築指導課）	32
	③ 違反建築物の取締り（建築指導課）	32
	(3) 都市緑地等の保全（公園街路課）	33
2	市街地整備の促進	
	(1) 市街地再開発事業等の促進（都市計画課）	33
	(2) 土地区画整理事業の促進（都市計画課）	34
3	都市交通の円滑化の推進	
	(1) 総合都市交通体系調査（都市計画課）	37
	(2) 街路事業の推進（公園街路課）	37
	(3) 連続立体交差事業の推進（公園街路課）	38
	(4) 駐車場の整備（都市計画課・公園街路課）	39

4	都市公園の整備	
(1)	県営都市公園の整備（公園街路課）	40
(2)	国営公園の整備促進（公園街路課）	42
(3)	市町村営都市公園事業の促進（公園街路課）	42

## II 個性豊かな地域づくりの推進

1	景観形成の促進	
(1)	美しいまちづくりの推進（都市計画課）	43
(2)	広域景観の保全・形成の推進（都市計画課）	45
(3)	景観整備事業の推進（都市計画課）	45
(4)	屋外広告物対策の推進（都市計画課）	46
2	快適な地域生活空間の整備	
(1)	地区計画・建築協定によるまちづくりの推進	
①	地区計画制度の推進（都市計画課）	48
②	建築協定制度の活用促進（建築指導課）	48
(2)	都市再生整備計画（旧まちづくり交付金）事業等の促進	49
①	都市再生整備計画事業（都市計画課）	49
②	都市構造再編集集中支援事業（都市計画課）	49
(3)	福岡県美しいまちづくり建築賞（住宅計画課）	50

## III 安全・安心な暮らしの確保

1	災害など危機に強い県づくり	
(1)	建築物耐震化促進事業（建築指導課・住宅計画課）	53
(2)	建築物地震対策事業（建築指導課）	53
(3)	建築物防災等対策事業（建築指導課）	53
(4)	がけ地近接等危険住宅移転事業（建築指導課）	54
(5)	流域下水道業務継続計画（下水道課）	54
(6)	宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の基礎調査（都市計画課）	54
2	人に優しい安全なまちづくり	
(1)	福祉のまちづくりの推進	
①	バリアフリー法の運用（建築指導課・都市計画課・公園街路課）	55
②	福祉のまちづくり条例の運用（建築指導課）	55

## IV 快適な居住環境の整備

1	住生活基本計画に基づく住宅施策の推進	
(1)	住生活基本計画に基づく住宅施策の推進（住宅計画課・県営住宅課）	56
(2)	「福岡県住宅・住環境整備計画」に基づく事業の推進（住宅計画課・県営住宅課）	58

## 2 良質な住宅ストックの形成

### (1) 公的住宅施策の推進

① 県営住宅の建設、建替の推進（県営住宅課）	58
② 県営住宅の管理の充実（県営住宅課）	60
③ 既存県営住宅の有効活用（県営住宅課）	61
④ 市町村営住宅の建設・建替えの促進（住宅計画課）	61
⑤ 市町村営住宅の管理の助言等（県営住宅課）	62
⑥ 公社による住宅の供給促進（住宅計画課）	62

### (2) 民間住宅対策の促進

① 地域優良賃貸住宅（旧特定優良賃貸住宅）の供給促進（住宅計画課）	62
② 住宅性能表示制度等の普及促進（住宅計画課）	63
③ 瑕疵担保保険等の普及促進（住宅計画課）	63
④ 住宅情報の提供と啓発（住宅計画課）	63
⑤ 中古住宅の流通促進（住宅計画課）	64
⑥ リフォーム市場の活性化とリフォームへの支援（住宅計画課）	64
⑦ 空き家対策の推進（建築指導課・住宅計画課）	65
⑧ 長期優良住宅の普及促進（住宅計画課）	66
⑨ 省エネルギー住宅の普及促進（住宅計画課）	66
⑩ マンション管理の適正化（住宅計画課）	66
⑪ 住宅セーフティネット制度の普及促進（住宅計画課）	67

### (3) 良質な住宅供給の促進と市街地住宅の整備

① 宅地造成事業の推進（営繕設備課）	67
② 住宅市街地基盤の整備（住宅計画課）	67
③ 優良宅地・優良住宅の認定（都市計画課）	68
④ 住宅市街地の整備（住宅計画課）	68

## 3 住宅セーフティネットの確保

### (1) 高齢者等住宅施策の推進

① シルバーハウジングプロジェクトの実施（県営住宅課）	69
② 車いす使用者向けの住戸の建設（県営住宅課）	69
③ 生涯あんしん住宅における展示（住宅計画課）	70
④ 高齢者向けの賃貸住宅の供給促進（住宅計画課）	70
⑤ サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の実施（住宅計画課）	70
⑥ 県営住宅における子育て支援の拡充（県営住宅課）	71
⑦ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度の実施（住宅計画課）	71
⑧ 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（住宅計画課）	71

## 4 地域活性化に資する住環境の整備

### (1) 住環境の整備改善

① 住宅地区改良事業等の促進（住宅計画課）	72
② 街なみ環境整備事業の促進（住宅計画課）	72

(2) 老朽炭鉱住宅の整備促進（住宅計画課）	72
------------------------	----

5	下水道の整備促進	
(1)	流域別下水道整備総合計画の策定（下水道課）	73
(2)	公共下水道の整備（下水道課）	74
(3)	流域下水道の整備	75
①	御笠川那珂川流域下水道の整備（下水道課）	76
②	多々良川流域下水道の整備（下水道課）	76
③	宝満川流域下水道の整備（下水道課）	76
④	宝満川上流流域下水道の整備（下水道課）	76
⑤	筑後川中流右岸流域下水道の整備（下水道課）	77
⑥	遠賀川下流流域下水道の整備（下水道課）	77
⑦	矢部川流域下水道の整備（下水道課）	77
⑧	遠賀川中流流域下水道の整備（下水道課）	77
6	生活環境の保全	
(1)	建設資材リサイクルの推進（建築指導課）	79
<b>V</b>	<b>建設業、宅地建物取引業等の健全育成</b>	
1	建設業、宅地建物取引業等の健全育成	
(1)	建設業法の運用	
①	建設業の許可（建築指導課）	80
②	建設業者の経営事項審査（建築指導課）	80
③	不良不適格業者の排除（建築指導課）	81
④	建設工事紛争審査会（建築指導課）	81
⑤	建設産業の魅力発信（建築指導課）	81
(2)	宅地建物取引業法の運用	
①	宅地建物取引業の免許、宅地建物取引士の登録及び宅地建物取引証の交付 （建築指導課）	81
②	宅地建物取引業者、業者団体に対する指導（建築指導課）	81
③	閲覧及び相談（建築指導課）	82
(3)	建築士法の運用	
①	建築士免許の登録・建築士事務所の登録（建築指導課）	83
②	建築士、建築士事務所に対する指導（建築指導課）	83
<b>VI</b>	<b>地域と調和のとれた公共建築物の効率的整備</b>	
1	計画的な公共施設整備	
(1)	長期的な展望に立った良質な公共施設の整備（営繕設備課）	84
(2)	公共工事の効率的発注の促進（建築都市総務課）	87
(3)	公共事業の再評価（建築都市総務課ほか）	88
	参考資料	91

# 1章 建築都市部の組織・機構



## 1 建築都市部組織の沿革

昭和20. 12. 24	・ 土木部に建築課を設置
23. 6. 1	・ 土木部に住宅課を設置
23. 12. 1	・ 建築行政部門を土木部から分離し建築部を創設（建築課・企画課・住宅課・営繕課の4課）
30. 11. 16	・ 企画課を建築管理課に改称
51. 8. 1	・ 営繕課から設備部門を分離し建築設備室を設置
60. 4. 1	・ 建築管理課から県営住宅管理部門を分離し住宅管理室を設置
61. 9. 1	・ 土木部都市計画課、公園下水道課を建築部に移管。同部を建築都市部に改称 ・ 建築管理課の宅地建物取引業、建設業指導業務等を建築課に移管 ・ 建築管理課を建築都市管理課に、建築課を建築指導課に改称 ・ 建築課の再開発事業、開発規制業務を都市計画課に移管 ・ 住宅課の建替改善業務を住宅管理室に移管、住宅管理室を住宅管理課に改称 ・ 建築設備室を建築設備課に改称
63. 3. 31	・ 流域下水道那珂管理事務所を廃止
63. 4. 1	・ 流域下水道の管理を(財)福岡県下水道公社に委託
平成 4. 4. 1	・ 都市計画課及び公園下水道課を都市計画課、公園街路課及び下水道課の3課体制に再編整備
6. 4. 1	・ 県営住宅管理業務を住宅供給公社に委託(一部平成元年7月1日より)
9. 3. 31	・ 福岡公園事務所を廃止
9. 4. 1	・ 福岡土木事務所に建築指導課を設置し、各土木事務所の建築課を建築指導課に改称 ・ 主要5土木事務所(福岡・久留米・北九州・飯塚及び那珂)の建築指導課を2係制とし、建築宅建業係及び建築審査係を新設 ・ 建築指導課を宅建業係、建設業係、企画係、建築指導係及び建築審査係の5係に再編整備し、建築指導課、住宅課及び営繕課関連業務の権限を大幅に主要5土木事務所等に移譲
13. 3. 31	・ 大牟田土木事務所建築指導課を廃止
13. 4. 1	・ 柳川土木事務所建築指導課に旧大牟田土木事務所建築指導課の業務を移管
16. 4. 1	・ 住宅課の県営住宅業務を住宅管理課に、宅地等造成業務を営繕課に移管
20. 4. 1	・ 営繕課と建築設備課を統合し営繕設備課を設置 ・ 建築都市管理課を建築都市総務課に、住宅課を住宅計画課に、住宅管理課を県営住宅課に改称
21. 10. 1	・ 県下15土木事務所が11県土整備事務所と4支所(柳川、行橋、前原、宗像)とされ、出先建築指導課を11設置(南筑後のみ柳川支所に設置) ・ 北九州及び那珂県土整備事務所建築指導課に工事係を新設 ・ 那珂県土事務所建築指導課の建設宅建業係を廃止
25. 4. 1	・ 建築都市総務課の契約係を改組し、同課に契約室を設置
令和 5. 4. 1	・ 都市計画課に盛土規制係を新設

2 建築都市部組織図

(令和6年4月1日現在)

建築都市部	建築都市総務課	総務係	流域下水道事務所		
		予算・重点第一係			
		予算・重点第二係			
	契約室		福岡県土整備事務所 建築指導課		
			久留米 " "		
	都市計画課	行政係 都市政策係 計画係 市街地整備係 開発第一係 開発第二係 盛土規制係	直方県土整備事務所 建築指導課		
			京築 " "		
			朝倉 " "		
			八女 " "		
			北九州 " "		
			田川 " "		
			飯塚 " "		
			那珂 " "		
			建築指導課	宅建業係	
				建設業係	
	企画係				
	建築指導係				
	建築審査係				
	公園街路課	管理係			
		公園緑地係			
		街路係			
下水道課	管理係				
	公共下水道係				
	流域下水道係				
住宅計画課	民間住宅係				
	計画係				
	住宅指導係				
	住環境整備係				
県営住宅課	管理係				
	滞納整理係				
	業務係				
	建替改善係				
	住宅設計係				
営繕設備課	営繕計画係				
	設計係				
	学校設計係				
	造成係				
	電気設備係				
	機械設備係				

### 3 所管事務の概要

(令和6年4月1日現在)

課(室)・出先機関	事務の概要
建築都市総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築都市部に係る組織、人事、予算事務の総括</li> <li>・建築都市行政の総合企画調整、広報、部内各課及び出先機関の連絡調整</li> </ul>
契約室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築都市部に係る工事の契約事務、検査等</li> </ul>
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法に基づく都市計画の決定、協議及び同意、都市計画事業の認可、開発行為等の規制</li> <li>・土地区画整理法に基づく土地区画整理事業、都市再開発法に基づく市街地再開発事業</li> <li>・租税特別措置法に基づく優良宅地・優良住宅の認定</li> <li>・景観法、美しいまちづくり条例の施行</li> <li>・福岡県屋外広告物条例に基づく屋外広告物及び屋外広告業の規制</li> <li>・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査及び区域指定</li> </ul>
建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業の免許、宅地建物取引士の登録及び指導監督</li> <li>・建設業法に基づく建設業の許可及び指導監督</li> <li>・建築士法に基づく建築士の免許の登録及び建築士事務所の登録</li> <li>・建築物の耐震改修の促進</li> <li>・福岡県福祉のまちづくり条例に係る建築物の整備</li> <li>・建築基準法に基づく建築物の建築等に関する審査及びその調整等</li> </ul>
公園街路課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園法に基づく公園及び緑地の整備及び維持管理</li> <li>・都市計画区域の道路整備</li> </ul>
下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道法等に基づく下水道施設の整備</li> <li>・(公財)福岡県下水道管理センターに関する事務</li> </ul>
住宅計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県住生活基本計画等に基づく住宅政策の総合企画及び調査</li> <li>・市町村の公営住宅、改良住宅等の整備助言</li> <li>・地域優良賃貸住宅、高齢者向け住宅の供給の促進、長期優良住宅の普及</li> <li>・福岡県住宅供給公社、(一財)福岡県建築住宅センターに関する事務</li> </ul>
県営住宅課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅の管理、家賃等滞納整理</li> <li>・県営住宅の維持保全、建替改善等</li> <li>・県営住宅の調査、設計等</li> </ul>
営繕設備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の庁舎、学校等の県有施設に係る建築工事及び設備工事の調査、設計及び積算等</li> </ul>
流域下水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域下水道施設の整備(①御笠川那珂川流域下水道 ②多々良川流域下水道 ③宝満川流域下水道 ④宝満川上流流域下水道 ⑤筑後川中流右岸流域下水道 ⑥遠賀川下流流域下水道 ⑦矢部川流域下水道 ⑧遠賀川中流流域下水道)</li> </ul>
県土整備事務所 建築指導課 (南筑後のみ 柳川支所建築指導課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法、建築士法、宅地建物取引業法、建設業法に基づく事務</li> <li>・福岡県福祉のまちづくり条例に基づく事務</li> <li>・建設リサイクル法に基づく事務</li> <li>・県営施設の建築工事及び委託を受けた建築工事の監督(北九州、那珂のみ)</li> </ul>

#### 4 職員数

(令和6年4月1日現在)

所属	職種	事務	技 術					労務	計
			土木	建築	電気	機械	林業		
			本	建築都市総務課 (部長・技監・次長を含む)	25	2	6		
	都市計画課	7	17	14	—	—	2	—	40
	建築指導課	15	—	10	1	1	—	—	27
	公園街路課	4	13	—	—	—	—	—	17
	下水道課	6	12	—	—	1	—	—	19
	住宅計画課	7	—	15	—	—	—	—	22
庁	県営住宅課	14	—	16	—	—	—	—	30
	営繕設備課	2	4	19	7	7	—	1	40
	計	80	48	80	10	11	2	1	232
出	流域下水道事務所	4	6	1	5	5	—	—	21
先	県土整備事務所 建築指導課	22	—	57	—	—	—	—	79
	計	26	6	58	5	5	—	—	100
合 計		106	54	138	15	16	2	1	332

注) 職員数は定数である。

表中建築指導課の事務には、警察職員の併任1人を含む。

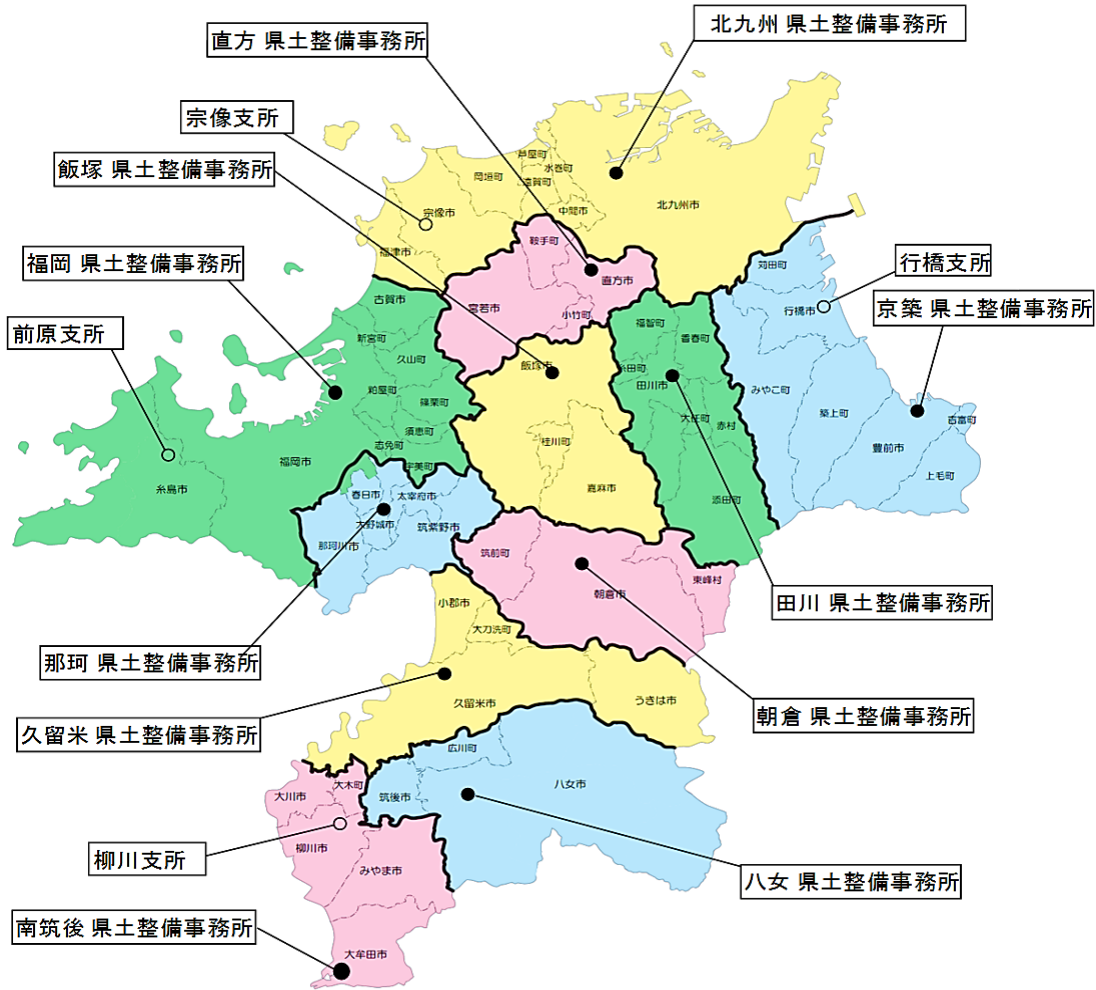
## 5 附属機関

(令和6年4月1日現在)

名称	担当事務	会長名	委員数	担当課
福岡県 都市計画審議会	都市計画法に基づく都市計画区域の指定、都市計画の決定及び変更に関する事項等の調査審議、知事の諮問による都市計画の一般的事項に関する調査審議並びに都市計画に関する事項に係る関係行政機関に対する建議に関すること。	福岡大学教授 折登 美紀	28	都市計画課
福岡県 開発審査会	都市計画法に基づく市街化調整区域の開発許可及び建築許可の審査並びに同法第50条第1項前段に規定する審査請求に対する裁決に関すること。	元福岡県建築都市 部次長 乗松 昭一郎	7	〃
福岡県 景観審議会	知事の諮問に応じ、県土の景観の形成に関する事項又は屋外広告物に関する重要事項について調査審議すること。	九州大学 名誉教授 清須美 匡洋	13	〃
福岡県 建設工事 紛争審査会	建設業法第25条の規定に基づく建設工事の請負契約に関する紛争に係る斡旋、調停及び仲裁に関すること。	弁護士 服部 博之	11	建築指導課
福岡県 建築士審査会	建築士法第10条第1項の規定に基づく業務停止命令又は免許取消し、同法第26条第1項又は第2項の規定に基づく建築士事務所の登録の取消し及び同条第2項の規定に基づく建築士事務所の閉鎖についての同意並びに同法第28条の規定による二級建築士試験又は木造建築士試験に関すること。	(公社)福岡県建築 士会会長 鮎川 透	7	〃
福岡県 建築審査会	建築基準法に基づく指定及び許可への同意、同法第94条第1項前段の規定に基づく審査請求に対する裁決、同法の施行に関する重要事項の調査審議及び関係行政機関に対する建議に関すること。	元福岡県建築都市 部部長 小路 芳晴	7	〃
福岡県 県営住宅 管理審議会	福岡県営住宅条例第20条第1項及び第2項の規定に基づく家賃及び敷金の減免又は徴収猶予の基準並びに同条例第41条第1項(第2号、第5号及び第7号を除く。)の規定に基づく県営住宅の明渡しについての意見並びに県営住宅の管理に関する重要事案についての調査審議に関すること。	福岡県議会議員 江藤 秀之	11	県営住宅課

## 6 県土整備事務所管内図

総面積	4,987.66平方キロ	国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」 令和6年4月1日現在
総人口	5,091千人	福岡県「人口移動調査」 令和6年4月1日現在
市町村数	29市29町2村（令和6年4月1日現在）	



凡例	
●	県土整備事務所 所在地
○	県土整備事務所支所 所在地
—	県土整備事務所所管区域
- - - -	市町村界

## 2章 建築都市部予算の概要



1 令和6年度 福岡県一般会計歳入歳出予算

(1) 歳入(款別)

(単位:千円)

款名	令和6年度		令和5年度		比較	
	当初予算(A)	構成比(%)	当初予算(B)	構成比(%)	(A)-(B)	(A)/(B)(%)
1. 県税	742,396,877	34.8	731,882,101	33.3	10,514,776	101.4
2. 地方消費税清算金	248,087,611	11.6	251,449,473	11.4	△ 3,361,862	98.7
3. 地方譲与税	101,402,547	4.8	96,485,996	4.4	4,916,551	105.1
4. 地方特例交付金	13,374,898	0.6	2,548,202	0.1	10,826,696	524.9
5. 地方交付税	294,857,281	13.8	296,086,495	13.4	△ 1,229,214	99.6
6. 交通安全対策特別交付金	1,041,562	0.1	1,263,007	0.1	△ 221,445	82.5
7. 分担金及び負担金	5,353,958	0.3	5,331,952	0.2	22,006	100.4
8. 使用料及び手数料	16,747,365	0.8	16,560,922	0.8	186,443	101.1
9. 国庫支出金	201,692,362	9.5	280,487,778	12.8	△ 78,795,416	71.9
10. 財産収入	2,987,922	0.1	4,197,404	0.2	△ 1,209,482	71.2
11. 寄附金	360,538	0.0	157,033	0.0	203,505	229.6
12. 繰入金	57,109,985	2.7	52,586,191	2.4	4,523,794	108.6
13. 繰越金	1	0.0	1	0.0	0	100.0
14. 諸収入	284,422,613	13.3	303,137,655	13.8	△ 18,715,042	93.8
15. 県債	162,225,200	7.6	155,334,700	7.1	6,890,500	104.4
合計	2,132,060,720	100.0	2,197,508,910	100.0	△ 65,448,190	97.0

(2) 歳出(款別)

(単位:千円)

款名	令和6年度		令和5年度		比較	
	当初予算(A)	構成比(%)	当初予算(B)	構成比(%)	(A)-(B)	(A)/(B)(%)
1. 議会費	2,993,926	0.1	3,002,875	0.1	△ 8,949	99.7
2. 総務費	60,720,717	2.8	66,392,472	3.0	△ 5,671,755	91.5
3. 保健費	244,150,346	11.5	324,319,225	14.8	△ 80,168,879	75.3
4. 環境費	3,737,223	0.2	3,637,412	0.2	99,811	102.7
5. 生活労働費	190,634,794	9.0	185,494,149	8.5	5,140,645	102.8
6. 農林水産業費	58,037,104	2.7	57,502,241	2.6	534,863	100.9
7. 商工費	281,708,621	13.2	307,447,755	14.0	△ 25,739,134	91.6
8. 県土整備費	139,089,098	6.5	131,771,622	6.0	7,317,476	105.6
9. 警察費	140,785,464	6.6	133,937,374	6.1	6,848,090	105.1
10. 教育費	336,306,880	15.8	323,781,677	14.7	12,525,203	103.9
11. 災害復旧費	15,637,538	0.7	10,481,872	0.5	5,155,666	149.2
12. 公債費	247,170,979	11.6	240,291,201	10.9	6,879,778	102.9
13. 諸支出金	410,888,030	19.3	409,249,035	18.6	1,638,995	100.4
14. 予備費	200,000	0.0	200,000	0.0	0	100.0
合計	2,132,060,720	100.0	2,197,508,910	100.0	△ 65,448,190	97.0

2 令和6年度 建築都市部当初予算内訳

〔一般会計〕

科 目			令和6年度 当初予算 A	令和5年度 当初予算 B	本年度の財源内訳			
款項目	目 名				特定財源			
			国庫支出金	地方債	その他			
8	1	3	建築総務費	1,195,420	1,194,960	0	0	466,563
8	1	4	建設業指導監督費	127,339	136,360	2,886	0	90,875
8	1	5	建築指導費	161,296	151,679	30,184	0	59,857
8	5	1	都市計画総務費	1,850,294	1,817,031	387,995	1,097,220	6,131
8	5	2	土地区画整理費	585,000	126,600	292,500	195,000	97,500
8	5	3	街路事業費	9,246,572	8,864,496	3,749,000	3,657,880	1,801,598
8	5	4	公園費	3,766,572	3,818,596	870,000	1,603,200	231,081
8	5	5	流域下水道事業費	2,182,079	2,245,866	0	0	0
8	5	6	都市計画開行為 許可事務費	6,962	7,148	0	0	6,962
8	6	1	住宅管理費	353,708	482,281	97,697	0	3,560
8	6	2	住宅建設費	5,839,530	5,985,393	2,146,075	3,576,500	490
合 計				25,314,772	24,830,410	7,576,337	10,129,800	2,764,617

〔特別会計〕

会 計 名	令和6年度 当初予算 A	令和5年度 当初予算 B	本年度の財源内訳		
			国庫支出金	地方債	その他
住宅管理特別会計	6,843,565	6,789,867	18,500	0	6,825,065

〔公営企業会計〕

会 計 名	令和6年度 当初予算 A	令和5年度 当初予算 B	本年度の財源内訳		
			国庫支出金	地方債	その他
流域下水道事業会計	32,829,807	34,581,798	5,021,434	3,192,300	24,628,358

建 築 都 市 部	令和6年度 当初予算 A	令和5年度 当初予算 B	本年度の財源内訳		
			国庫支出金	地方債	その他
合 計 (一般会計・特別会計・公営企業会計)	64,988,144	66,202,075	12,616,271	13,322,100	34,218,040

※ 流域下水道事業会計  
令和6年度当初予算における収支差12,285、財源内訳「その他」は負担金、内部留保資金等。

(単位：千円)

一般財源	令和5年度 12・2月補正 (経済対策) C	令和6年度 16か月予算 A+C	令和5年度 16か月予算 D	(A+C)/D (%)
728,857	0	1,195,420	1,194,960	100.0
33,578	0	127,339	136,360	93.4
71,255	0	161,296	151,679	106.3
358,948	86,110	1,936,404	1,842,977	105.1
0	0	585,000	126,600	462.1
38,094	912,000	10,158,572	9,264,496	109.7
1,062,291	368,000	4,134,572	4,155,263	99.5
2,182,079	0	2,182,079	2,245,866	97.2
0	0	6,962	7,148	97.4
252,451	0	353,708	482,281	73.3
116,465	0	5,839,530	5,985,393	97.6
4,844,018	1,366,110	26,680,882	25,593,023	104.3

(単位：千円)

一般財源	令和5年度 12・2月補正 (経済対策) C	令和6年度 16か月予算 A+C	令和5年度 16か月予算 D	(A+C)/D (%)
0	0	6,843,565	6,789,867	100.8

(単位：千円)

一般財源	令和5年度 12・2月補正 (経済対策) C	令和6年度 16か月予算 A+C	令和5年度 16か月予算 D	(A+C)/D (%)
0	2,703,730	35,533,537	35,517,398	100.0

(単位：千円)

一般財源	令和5年度 12・2月補正 (経済対策) C	令和6年度 16か月予算 A+C	令和5年度 16か月予算 D	(A+C)/D (%)
4,844,018	4,069,840	69,057,984	67,900,288	101.7

### 3 令和6年度主要施策別予算

(単位：千円)

事業名	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	増減
I 住みよい都市の整備			
1 良好な市街地の形成			
(1) 都市計画基本方針等策定費 気候変動により激甚化・頻発化する自然災害に対して、災害に強い持続可能なまちづくりを実現するため、都市計画基礎調査の結果を基に、防災まちづくりの考え方を踏まえて「福岡県都市計画基本方針」等を改定する。	10,785	31,046	△20,261
(2) 官民連携による公共空間の利活用費 民間と連携して市町村が行うまちなかの公共空間の利活用に向けた検証を支援し、まちの魅力の向上を図る。	15,000	0	15,000
(3) 市街化区域等調査設定費 都市の現状・都市化の動向を把握し、適切な土地利用の誘導を図る。	15,522	13,515	2,007
(4) 建築行政指導費 建築基準法に基づく審査及び指導を行うとともに、法施行にあたって他の行政機関との協議、関係業界への周知等を行う。また、地区計画、建築協定等による良好な市街地環境の整備改善（保全）を図る。	63,219	59,766	3,453
2 市街地整備の促進			
(1) 市街地再開発事業費 市街地再開発事業を行う組合に対して助成を行い、既成市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。	668,775	596,999	71,776
3 都市交通の円滑化の推進			
(1) 街路事業費 都市計画道路の改築、橋梁整備等の事業を推進する。	5,059,713	5,257,566	△197,853
(2) 連続立体交差事業費 西鉄天神大牟田線春日原～下大利間の連続立体交差事業及び関連事業を行う。	4,073,718	3,518,101	555,617

(単位：千円)

事業名	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	増減
4 都市公園の整備 (1) <u>公園整備事業費</u> 都市公園法第2条第1項に規定する県営都市公園の施設等を整備する。	2,436,717	2,666,142	△229,425
II 個性豊かな地域づくりの推進			
1 景観形成の促進			
(1) <u>美しい県土形成推進費</u> 美しいまちづくり条例の特徴である「県民参加とパートナーシップ」の理念の下に、景観法に基づく規制と誘導の手法を活用することにより、美しいまちづくりを広域的・効果的に推進する。	8,777	8,777	0
(2) <u>景観整備事業費</u> 地域の自然や文化を生かした都市景観を形成し、住みやすいまちづくりを促進するため、公共空間における景観の整備を実施する。	122,788	163,090	△40,302
(3) <u>屋外広告物対策費</u> 良好な景観の形成を推進するため、景観を阻害している違反広告物対策を総合的な観点から促進する。	9,843	10,141	△298
III 安全・安心な暮らしの確保			
1 災害など危機に強い県づくり			
(1) <u>建築物耐震化促進費</u> 耐震化促進のため、相談窓口の開設、アドバイザーの派遣、セミナーの開催等を行う。 耐震診断が義務付けられた民間大規模建築物の耐震改修補助を行うことにより、耐震化を促進する。 危険なブロック塀の撤去等に対して補助する。 (木造戸建て住宅の耐震改修補助は、省エネルギー住宅普及促進事業費で再構築)	66,610	62,252	4,358

(単位：千円)

事業名	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	増減
(2) <u>建築物地震対策事業費</u> 被災した建築物の倒壊等による二次災害から県民の安全を確保するため、迅速かつ的確に応急危険度判定士を派遣できる体制を整備することにより、地震に強いまちづくりを推進する。	6,059	5,658	401
IV 快適な居住環境の整備			
1 良質な住宅ストックの形成			
(1) 公的住宅対策の推進			
① <u>公営住宅建設費</u> 公営住宅法に基づき県営住宅の建設を行う。	4,672,695	4,633,924	38,771
② <u>公営住宅ストック総合改善事業費</u> 既存の中層県営住宅を全面的に改善し、長期間有効に活用する。	597,580	836,542	△238,962
③ <u>県営住宅維持管理費</u> 県営住宅の維持管理等の業務及び滞納者に対する督促等を行う。	4,045,982	4,004,871	41,111
④ <u>県営住宅敷金管理費</u> 県営住宅敷金の適正な管理運営を図る。	92,280	86,512	5,768
(2) 民間住宅対策の促進			
① <u>地域優良賃貸住宅供給促進事業費</u> 中堅所得者層への優良な賃貸住宅の供給を推進するため、認定事業者に対して、特定優良賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅の管理について必要な指導及び助言を行う。	242	243	△1
② <u>住宅情報提供推進費</u> 住宅に関する情報の提供等を行う「住宅情報プラザ福岡」の運営の支援等を行う。	23,250	22,560	690
③ <u>住宅流通促進費</u> 既存住宅の流通を促進するため、建物状況調査制度を普及し、買主が安心して住宅を購入できるようにするとともに、建物状況調査「住まいの健康診断」の実施後に行う住宅の質の向上に資するリノベーション工事に対して補助を行う。 空き家所有者等に対して、空き家等の活用・処分方法の提案から専門事業者とのマッチングまでの支援を行う体制を整備する。	85,408	61,600	23,808

(単位：千円)

事業名	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	増減
④ <u>省エネルギー住宅普及促進費</u> 県内中小工務店等の技術力向上を行うとともに、耐震改修と併せた省エネ改修や耐震性のある住宅への省エネ改修を支援する。	28,543	125,952	△97,409
⑤ <u>マンション管理適正化推進事業費</u> 「福岡県マンション管理適正化推進計画」を策定するとともに、マンション関連団体と連携した、県民及びマンション管理組合に対する普及啓発を行う。	5,191	10,226	△5,035
⑥ <u>高齢者等居住支援推進費</u> セーフティネット住宅の登録促進に向け、大家への働きかけに重要な役割を果たす宅建業者に、居住支援法人の活動等に関する普及啓発の取り組みを行う。	832	8,484	△7,652
⑦ <u>ふくおか未来づくり住宅普及促進事業費</u> 国の省エネ基準（ZEH）を上回る省エネ住宅の普及を図るため、モデル団地における住宅の断熱性能向上の支援を行う。	4,826	14,029	△9,203
2 住宅セーフティネットの確保			
(1) <u>地域優良賃貸住宅供給促進事業費</u> 高齢者の居住の安定を図るため、市町村が行う高齢者居住安定確保計画推進事業等に対して補助を行う。	183	167	16

(単位：千円)

事業名	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	増減
3 下水道の整備促進			
(1) 流域下水道事業費			
① 御笠川那珂川流域下水道事業費	12,467,031	13,585,645	△1,118,614
② 多々良川流域下水道事業費	5,497,271	5,336,207	161,064
③ 宝満川流域下水道事業費	3,374,816	2,967,284	407,532
④ 宝満川上流流域下水道事業費	1,163,786	1,286,544	△122,758
⑤ 筑後川中流右岸流域下水道事業費	2,601,901	2,752,121	△150,220
⑥ 遠賀川下流流域下水道事業費	2,831,856	2,949,100	△117,244
⑦ 矢部川流域下水道事業費	2,601,794	2,958,800	△357,006
⑧ 遠賀川中流流域下水道事業費	2,253,682	2,708,652	△454,970
⑨ 明星寺川雨水流域下水道事業費	37,670	37,445	225
都市圏の公共水域の水質保全並びに快適で衛生的な生活環境の実現及び広域的な浸水対策を図るため、御笠川那珂川、多々良川、宝満川、宝満川上流、筑後川中流右岸、遠賀川下流、矢部川及び遠賀川中流流域下水道の整備等を行う。			
(2) 汚水処理構想策定費	8,542	11,841	△3,299
福岡県汚水処理構想は県内の汚水処理施設の計画的かつ効率的な整備を目的に策定している。今回、令和4年度に策定した広域化・共同化計画を反映させるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に合わせた見直しを行う。			
V 建設業、宅地建物取引業等の健全育成			
1 建設業、宅地建物取引業等業者団体等の健全育成			
(1) 建設業法施行費	111,473	108,239	3,234
建設業法等の施行、関係団体に対する運営費補助、構造改善推進大会の開催経費に対する補助、建設工事紛争審査会の運営、経営事項審査等に関する事務を行う。			
(2) 宅地建物取引業法施行費	23,544	21,898	1,646
宅地建物取引業法の施行等に関する事務を行う。			

(単位：千円)

事業名	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	増減
<p>(3) <u>建設業魅力発信費</u> 若者を対象に建設業の魅力や仕事内容、処 遇改善、建設業における女性の活躍の効果的 な発信に取り組む。</p>	12,980	25,186	△12,206

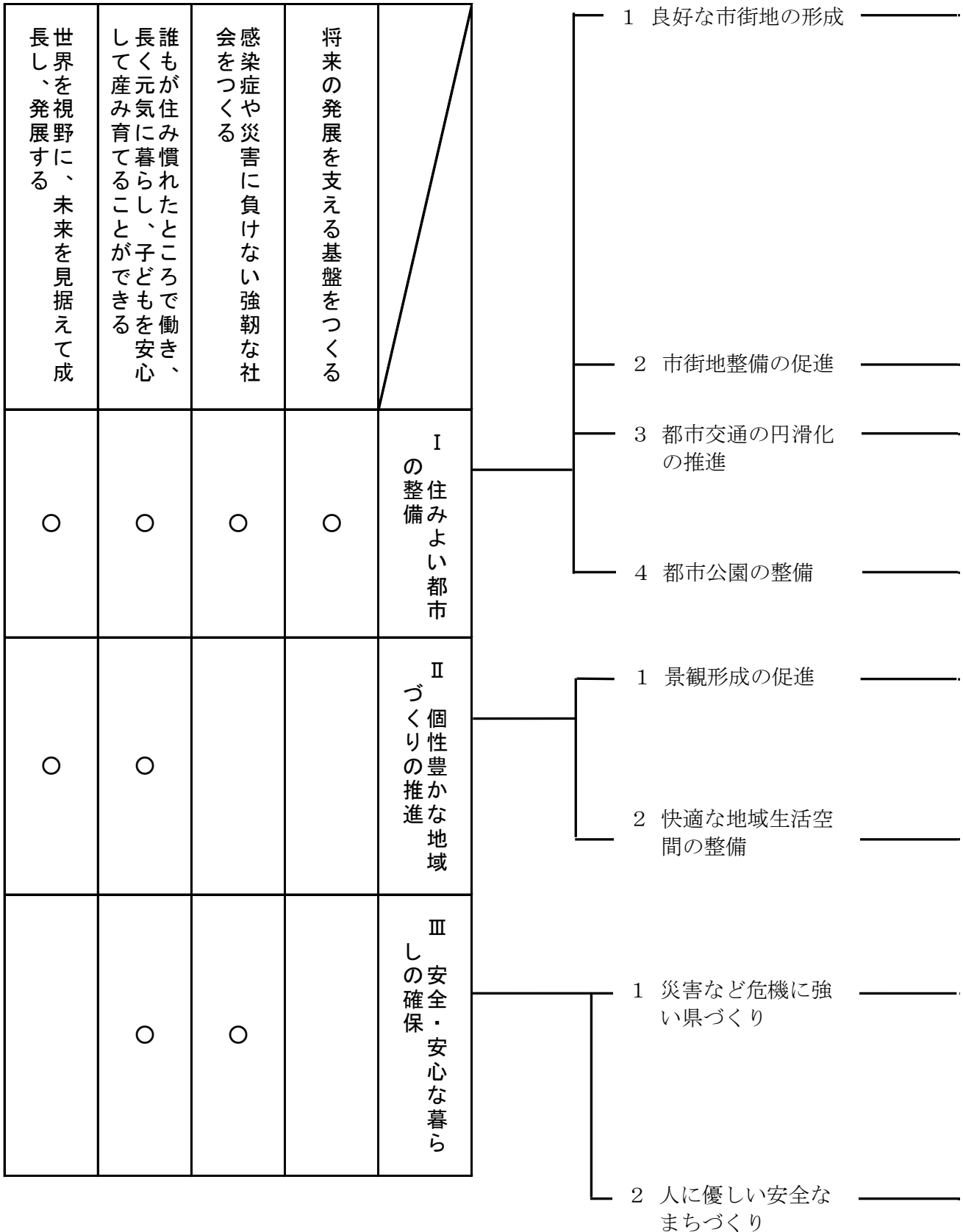
### 3章 令和6年度の主要事業の概要

# 令和6年度建築都市部施策体系

県民生活の「安定」・「安全」・「安心」の向上に向けて、快適な生活環境と魅力ある地域づくりのために

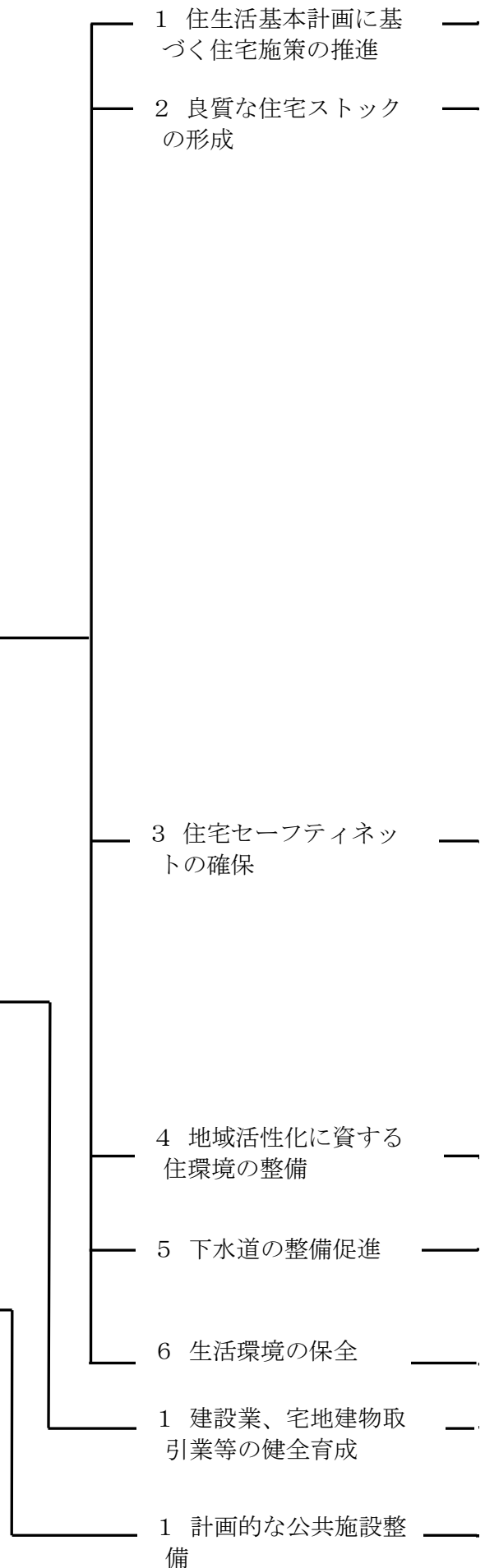
## 福岡県総合計画

## 建築都市部施策体



	(1) 都市計画法の運用	
	① 都市計画の手続（都市計画課）	25
	② 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画課）	27
	③ 持続可能な都市づくりの推進（都市計画課）	27
	④ 土地利用（都市計画課）	27
	⑤ 都市施設（都市計画課）	29
	⑥ 開発許可制度（都市計画課）	31
	(2) 建築確認等による指導	
	① 建築確認制度（建築指導課）	31
	② 建築許可（建築指導課）	32
	③ 違反建築物の取締り（建築指導課）	32
	(3) 都市緑地等の保全（公園街路課）	33
	(1) 市街地再開発事業等の促進（都市計画課）	33
	(2) 土地区画整理事業の促進（都市計画課）	34
	(1) 総合都市交通体系調査（都市計画課）	37
	(2) 街路事業の推進（公園街路課）	37
	(3) 連続立体交差事業の推進（公園街路課）	38
	(4) 駐車場の整備（都市計画課・公園街路課）	39
	(1) 県営都市公園の整備（公園街路課）	40
	(2) 国営公園の整備促進（公園街路課）	42
	(3) 市町村営都市公園事業の促進（公園街路課）	42
	(1) 美しいまちづくりの推進（都市計画課）	43
	(2) 広域景観の保全・形成の推進（都市計画課）	45
	(3) 景観整備事業の推進（都市計画課）	45
	(4) 屋外広告物対策の推進（都市計画課）	46
	(1) 地区計画・建築協定によるまちづくりの推進	
	① 地区計画制度の推進（都市計画課）	48
	② 建築協定制度の活用促進（建築指導課）	48
	(2) 都市再生整備計画（旧まちづくり交付金）事業等の促進（都市計画課）	49
	(3) 福岡県美しいまちづくり建築賞（住宅計画課）	50
	(1) 建築物耐震化促進事業（建築指導課・住宅計画課）	53
	(2) 建築物地震対策事業（建築指導課）	53
	(3) 建築物防災等対策事業（建築指導課）	53
	(4) がけ地近接等危険住宅移転事業（建築指導課）	54
	(5) 流域下水道業務継続計画（下水道課）	54
	(6) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の基礎調査（都市計画課）	54
	(1) 福祉のまちづくりの推進	
	① バリアフリー法の運用（建築指導課・都市計画課・公園街路課）	55
	② 福祉のまちづくり条例の運用（建築指導課）	55

長し、発展する 世界を視野に、 未来を見据えて成	誰もが住み慣れたと 長く元気に暮らし、 子どもを安心して 産み育てることが できる	感染症や災害に負 けない強靱な社 会をつくる	将来の発展を支え る基盤をつくる	
○	○			IV の 整 備 快 適 な 居 住 環 境
	○			V 取 引 業 等 の 健 全 育 成 建 設 業 、 宅 地 建 物
	○			VI 的 整 備 公 共 地 域 と 調 和 の 効 率



_____	(1) 住生活基本計画に基づく住宅施策の推進 (住宅計画課・県営住宅課) . . . . .	56
_____	(2) 「福岡県住宅・住環境整備計画」に基づく事業の推進(住宅計画課・県営住宅課)	58
_____	(1) 公的住宅対策の推進	
_____	① 県営住宅の建設、建替の推進 (県営住宅課) . . . . .	58
_____	② 県営住宅の管理の充実 (県営住宅課) . . . . .	60
_____	③ 既存県営住宅の有効活用 (県営住宅課) . . . . .	61
_____	④ 市町村営住宅の建設・建替えの促進 (住宅計画課) . . . . .	61
_____	⑤ 市町村営住宅の管理の助言等 (県営住宅課) . . . . .	62
_____	⑥ 公社による住宅の供給促進 (住宅計画課) . . . . .	62
_____	(2) 民間住宅対策の促進	
_____	① 地域優良賃貸住宅 (旧特定優良賃貸住宅) の供給促進 (住宅計画課) . . . . .	62
_____	② 住宅性能表示制度等の普及促進 (住宅計画課) . . . . .	63
_____	③ 瑕疵担保保険等の普及促進 (住宅計画課) . . . . .	63
_____	④ 住宅情報の提供と啓発 (住宅計画課) . . . . .	63
_____	⑤ 中古住宅の流通促進 (住宅計画課) . . . . .	64
_____	⑥ リフォーム市場の活性化とリフォームへの支援 (住宅計画課) . . . . .	64
_____	⑦ 空き家対策の推進 (建築指導課、住宅計画課) . . . . .	65
_____	⑧ 長期優良住宅の普及促進 (住宅計画課) . . . . .	66
_____	⑨ 省エネルギー住宅の普及促進 (住宅計画課) . . . . .	66
_____	⑩ マンション管理の適正化 (住宅計画課) . . . . .	66
_____	⑪ 住宅セーフティネット制度の普及促進 (住宅計画課) . . . . .	67
_____	(3) 良質な宅地供給の促進と市街地住宅の整備	
_____	① 宅地造成事業の推進 (営繕設備課) . . . . .	67
_____	② 住宅市街地基盤の整備 (住宅計画課) . . . . .	67
_____	③ 優良宅地・優良住宅の認定 (都市計画課) . . . . .	68
_____	④ 住宅市街地の整備 (住宅計画課) . . . . .	68
_____	(1) 高齢者等住宅対策の推進	
_____	① シルバーハウジングプロジェクトの実施 (県営住宅課) . . . . .	69
_____	② 車いす利用者向けの住戸の建設 (県営住宅課) . . . . .	69
_____	③ 生涯あんしん住宅における展示 (住宅計画課) . . . . .	70
_____	④ 高齢者向けの賃貸住宅の供給促進 (住宅計画課) . . . . .	70
_____	⑤ サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の実施 (住宅計画課) . . . . .	70
_____	⑥ 県営住宅における子育て支援の拡充 (県営住宅課) . . . . .	71
_____	⑦ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度の実施 (住宅計画課) . . . . .	71
_____	⑧ 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) . . . . .	71
_____	(1) 住環境の整備改善 (住宅計画課) . . . . .	72
_____	(2) 老朽炭鉱住宅の整備促進 (住宅計画課) . . . . .	72
_____	(1) 流域別下水道整備総合計画の策定 (下水道課) . . . . .	73
_____	(2) 公共下水道の整備 (下水道課) . . . . .	74
_____	(3) 流域下水道の整備 (下水道課) . . . . .	75
_____	(1) 建設資材リサイクルの推進 (建築指導課) . . . . .	79
_____	(1) 建設業法の運用 (建築指導課) . . . . .	80
_____	(2) 宅地建物取引業法の運用 (建築指導課) . . . . .	81
_____	(3) 建築士法の運用 (建築指導課) . . . . .	83
_____	(1) 長期的な展望に立った良質な公共施設の整備 (営繕設備課) . . . . .	84
_____	(2) 公共工事の効率的発注の促進 (建築都市総務課) . . . . .	87
_____	(3) 公共事業の再評価 (建築都市総務課ほか) . . . . .	88

# I 住みよい都市の整備

都市計画に基づく適切な土地利用計画や規制・誘導、都市計画道路、公園などの都市施設の充実、都市機能の更新や土地の利用増進を図る市街地再開発事業・土地区画整理事業などを推進し、生産基盤の整備や市街地の活性化を図り、西日本、アジアの交流拠点にふさわしい機能を備えた魅力ある都市空間を創造します。

## 1 良好な市街地の形成

### (1) 都市計画法の運用

都市は多くの人々の生活の場であり、かつ、企業が活動する場でもあります。

このため、都市には、安全や衛生の確保、利便性や機能性、そして快適性などが求められています。

都市計画は、これらを満たすため、効率的かつ合理的な土地の利用を図ることを目的として、土地利用計画を策定し、建築物やその敷地について規制や誘導を行っています。

また、市街地再開発事業、土地区画整理事業等を計画し、道路、公園、下水道等の公共施設の整備及び宅地の供給と利用の増進を図っています。

#### ① 都市計画の手続（都市計画課）

##### ア 都市計画決定の手続

都市計画のうち、特に広域的見地から定める必要のあるもの又は根幹的なものについては、県が関係市町村の意見を聴き、必要な場合は国土交通大臣の同意を得て定めています。

また、その他のものについては、市町村が県知事との協議を経て定めています。

なお、これらの決定手続については、次ページを参照してください。

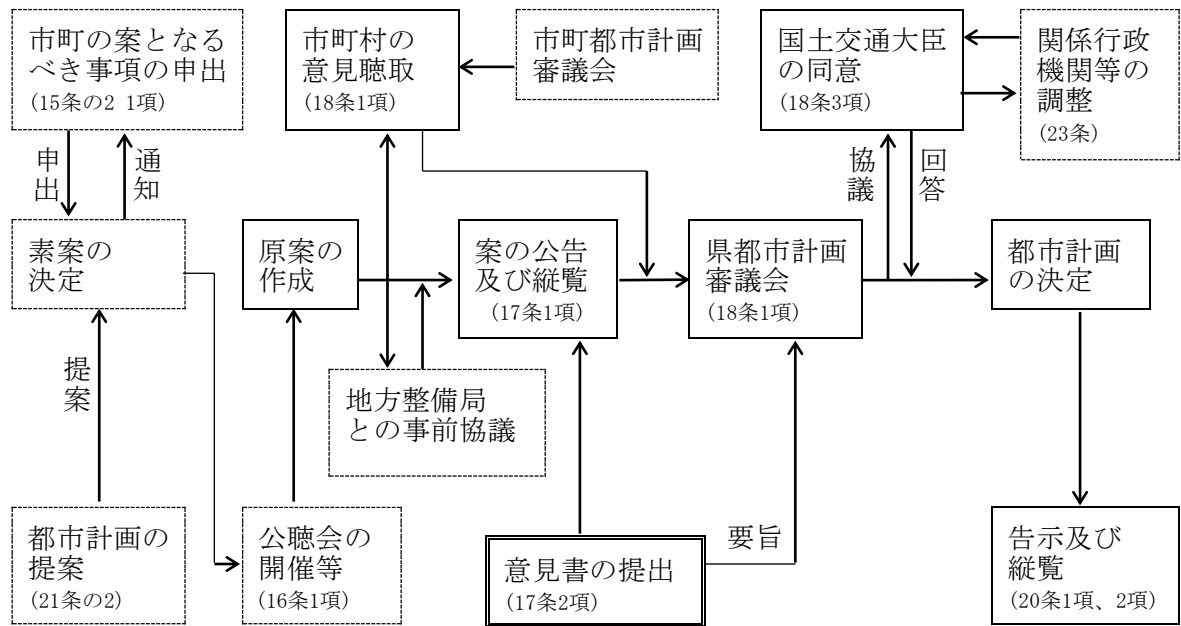
##### イ 公聴会の開催等について

平成14年の都市計画運用指針の改正を受け、県が定める都市計画については、平成15年5月以降、原則として全ての案を公聴会開催の対象としています。

##### ウ 福岡県都市計画審議会

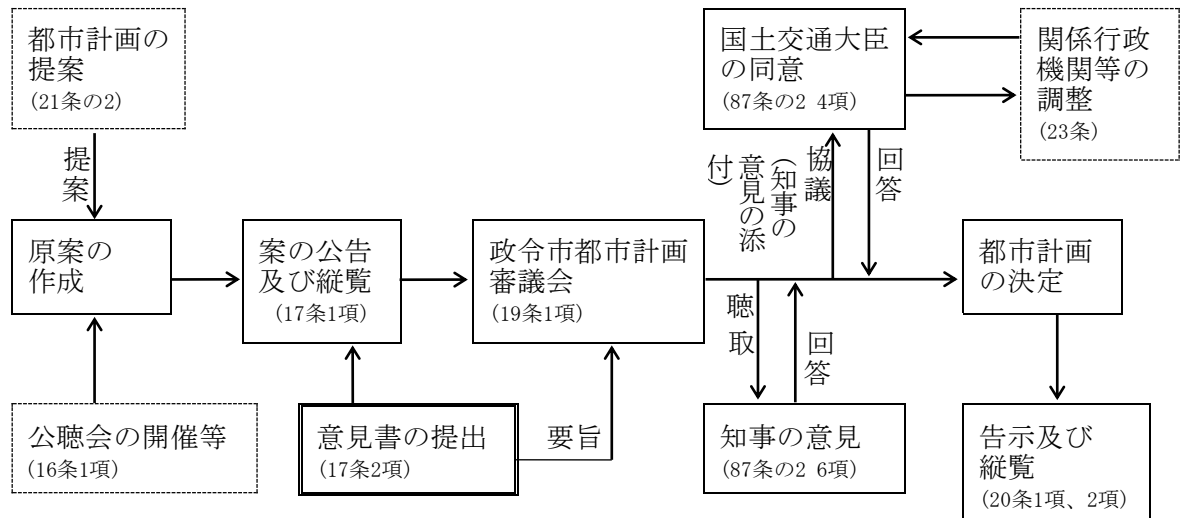
福岡県都市計画審議会は、都市計画法に基づき設置されたものであり、同法の規定により、県が都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定又は都市計画の決定若しくは変更を行う場合や知事の諮問があった場合に、調査審議を行っています。

(a) 県が定める都市計画の決定手続

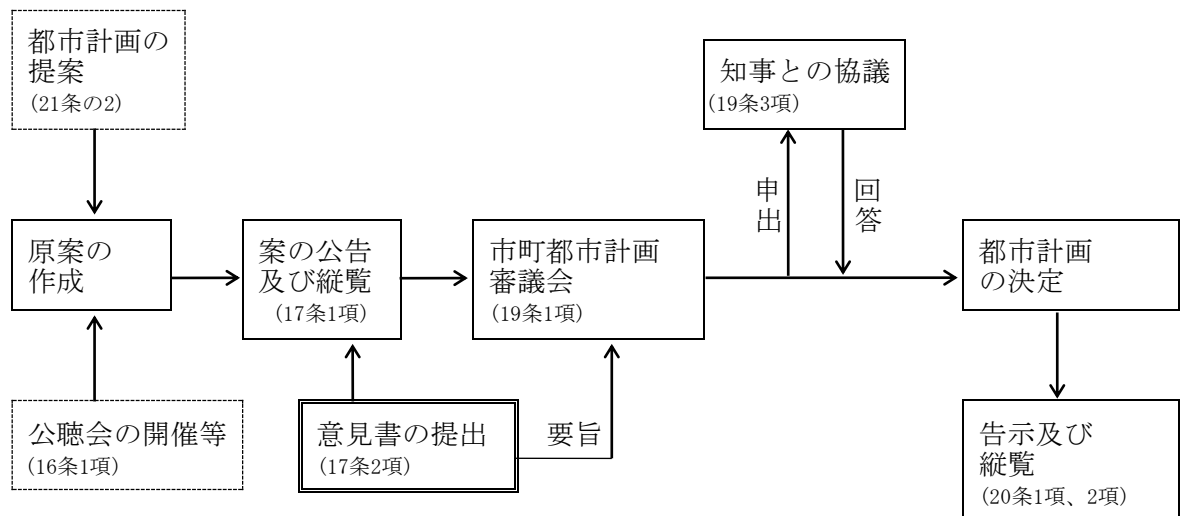


(b) 政令市が定める都市計画の決定手続

※ 政令市の特例 (87条の2) 以外の都市計画については、次の (c) の手続に同じ。



(c) 市町村が定める都市計画決定の手続



※ 地区計画等に関する都市計画については、原案作成段階で一定の利害関係者に対する意見聴取手続を条例で定めることができる。(16条3項)

※ ( ) 内の規定は、全て都市計画法の規定である。

※ 点線枠内は任意的な手続を、実線二重枠内は法定手続のうち住民等からの意見を反映する手続を示す。

## 福岡県都市計画審議会の審議状況

R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
回	付議案件数	回	付議案件数	回	付議案件数	回	付議案件数	回	付議案件数
235		236		238		239		242	
	2	237	13		9	241	11	243	7

### ② 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画課）

都市の発展動向、人口、産業の現状、将来の見通し等を勘案し、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けた都市計画の基本的な方向を示すため、県内全ての都市計画区域を対象に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）を策定しています。

県では、街なかに様々な都市機能を集約し、にぎわいの場として再生するために策定した「大規模集客施設の立地ビジョン」の内容を立地誘導方針として平成20年に取り込むなど、社会経済状況の変化を踏まえ、定期的に都市計画区域マスタープランの見直しを行いながら、これに基づきまちづくりを進めています。

### ③ 持続可能な都市づくりの推進（都市計画課）

少子高齢化の更なる進展や人口減少社会への移行など、都市を取り巻く環境の変化に対応するため、これまでの都市機能（商業、業務、文化、福祉、行政等）が拡散する都市構造から、都市機能を「拠点」や「公共交通軸」沿線に誘導する持続可能な都市構造への転換が求められています。

このため、様々な都市機能が集積し、便利で魅力ある場、歩いて暮らせるにぎわいの場としての拠点の形成を図ります。

また、更なる少子高齢化の進展を見据え、車を運転できない人も含め、公共交通により都市機能にアクセスできるよう、拠点間を結ぶ公共交通軸を設定し、さらに軸沿線にも都市機能を誘導することにより、拠点間での都市機能の相互補完と公共交通需要の維持を図ります。

### ④ 土地利用（都市計画課）

都市計画法では、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある一定の区域を都市計画区域として指定し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分（いわゆ

る「線引き」) することとされています。

また、積極的な整備又は開発を行う必要はないものの、一定の開発行為及び建築行為がある区域で、そのまま放置すれば、将来において一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域について、このような問題の発生を避けるため、準都市計画区域を指定することとされています。

さらに、市町村では、住環境の確保及び産業活動機能の増進並びにこれらの調和を図るため、適正な用途地域の設定を行うことができ、加えて、用途地域の定められている地域等において、その地区の特性に合ったきめ細かな公共施設の整備や建築物の規制等を行うために、地区計画を設定することができます。

県では、14の都市計画区域(28市23町)を指定しており、このうち4都市計画区域(16市6町)について線引きを実施しています。

また、都市計画区域外の区域において、25の準都市計画区域(13市10町)を指定しています。

用途地域については、14都市計画区域(27市18町)及び1準都市計画区域(1市)で設定されています。

魅力的で住みやすい都市づくりを推進するため、市町村とも緊密な連携を図りながら、都市計画法に基づき、都市計画に関する基礎調査を実施し、市街化区域と市街化調整区域との区分、用途地域、地区計画等を適切に運用し、適正な土地利用に努めます。

### 福岡県の都市計画区域

(令和6年3月31日現在) (単位: ha)

福岡県の面積	都市計画区域の面積				都市計画区域外の面積		
498,766 (100%)	311,375 (62.4%)				187,391 (37.6%)		
	線引き		非線引き		準都市計画区域		準都市計画
	都市計画区域		都市計画区域				区域以外
	164,144 (32.9%)		147,231 (29.5%)		47,286 (9.5%)		140,128 (28.1%)
	市街化 区 域	市 街 化 調 整 区 域	用途地域	用途白地	用途地域	用途地域 以 外	
61,636 (12.4%)	102,508 (20.6%)	17,516 (3.5%)	129,715 (26.0%)	26 (0.01%)	47,260 (9.5%)		

## 福岡県の用途地域

(令和6年3月31日現在)

地区区分	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	合計
面積(ha)	16,345	2,206	9,433	1,014	22,032	3,455	821	0	2,103	4,233	8,136	2,472	6,909	79,159
割合(%)	20.7	2.8	11.9	1.3	27.8	4.4	1.0	0.0	2.7	5.3	10.3	3.1	8.7	100.0

※準都市計画区域を除く。

## 福岡県の都市計画区域人口

(令和3年3月31日現在)

福岡県の人口	都市計画区域内の人口	都市計画区域外の人口
5,113千人	4,938千人	175千人
100.0%	96.6%	3.4%

注) 福岡県の人口は、住民基本台帳月報による。

### ⑤ 都市施設（都市計画課）

都市施設は、道路、公園、下水道など安全で快適な都市生活や機能的な都市活動を支える必要不可欠な公共施設であって、都市形成の骨格をなすものです。

都市施設に関する都市計画は、原則として都市計画区域内において、次に掲げる施設の位置などを定めることとなっています。

#### 都市施設の内容

交通施設	道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルなど
公共空地	公園、緑地、広場、墓園など
供給施設、処理施設	水道、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場など
その他の施設	河川、教育文化施設、市場、と畜場、火葬場、一団地の住宅施設、流通業務団地など

本県における都市施設の計画決定の概要は、次のとおりです。

(令和4年3月31日現在)

種 類	箇 所 数	計画延長又は 計画面積	改良済延長又は 供用面積
道 路	-	2,602.47km	1,764.61km
駅 前 広 場	126箇所	484,765m <sup>2</sup>	386,374m <sup>2</sup>
都 市 高 速 鉄 道	24箇所	98.88km	85.50km
自 動 車 駐 車 場	16箇所	9.47ha	9.10ha
自 転 車 駐 車 場	40箇所	3.42ha	3.39ha
公 園	2,202箇所	4,250.48ha	3,082.97ha
緑 地	101箇所	734.3ha	344.6ha
墓 園	8箇所	156.5ha	75.8ha
流域下水道(排水区域)	-	26,826ha	20,496ha
公共下水道(排水区域)	-	80,825ha	65,000ha
都市下水路(函渠延長)	-	98,277m	86,299m
汚 物 処 理 場	29箇所	51.9ha	50.7ha
ご み 焼 却 場	24箇所	148.4ha	142.1ha
ご み 処 理 場 等	26箇所	124.4ha	121.6ha
地域冷暖房施設	1箇所	4,880m	4,880m
と 畜 場	1箇所	2.1ha	1.0ha
火 葬 場	21箇所	49.51ha	47.97ha
一団地の住宅施設	6箇所	87.7ha	-
流通業務団地	1箇所	60.0ha	-
市 場	7箇所	65.0ha	59.8ha

※出典「令和4年都市計画現況調査」国土交通省都市局

## ⑥ 開発許可制度（都市計画課）

開発許可制度は、都市計画区域等において災害の防止及び環境の整備を図るため、宅地造成等の開発行為に当たり、開発行為者に対して所要施設の整備等良好な市街地として必要な水準を確保させるとともに、市街化調整区域内の開発を抑制することにより、計画的な市街地の形成を図ることを目的として創設されたものです。

県では、開発許可や建築許可（都市計画法）について、県審査基準や県条例に基づき、地域の実情に応じた運用を図っています。

また、県の附属機関である福岡県開発審査会では、市街化調整区域内の開発許可や開発許可に係る審査請求等を審議しています。

### 開発許可等申請受理件数（県所管分）

（単位：件）

種 類	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
開発許可	202	194	279	278	199
建築許可	98	136	123	118	101

### 開発許可の対象面積

市街化調整区域	市街化区域	非線引都市計画区域 及び準都市計画区域	都市計画区域外
全て必要	1,000㎡以上	3,000㎡以上	10,000㎡以上

## （２）建築確認等による指導

### ① 建築確認制度（建築指導課）

建築確認制度は、地震や火災等に対する建築物の安全性や良好な住まい環境を確保することを目的として、建築主が建築物を建築する際等に、その計画が建築基準法の基準に適合していることの確認を建築主事（または指定確認検査機関）から受けなければならないという制度です。

県では、県内11県土整備事務所建築指導課に配置した建築主事が、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を実施しています。

なお、北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市は、特定行政庁として、それぞれの市において当該審査等を実施しています。

建築物等確認済証交付状況（県所管分。計画通知、計画変更確認を含む）（単位：件）

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
695	631	550	486	498

② 建築許可（建築指導課）

建築許可とは、建築基準法の規定において原則的に禁止されている事項について、周囲の状況を考慮し、やむを得ない場合に、その禁止事項を解除し、適法に一定の行為を行うことができるようにするものです。建築許可は、周辺の住民に与える影響が大きいため、許可を行う際には、周辺住民の意見を聴くために公開による意見の聴取会を開催するほか、建築審査会の同意を得る必要があります。

許可の種類としては、道路内の建築制限に関するもの、用途地域による建築制限に関するもの、建築物の敷地の道路に関するもの等があります。

建築物許可件数（県所管分）（単位：件）

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
337	254	316	349	287

③ 違反建築物の取締り（建築指導課）

違反建築物の未然防止と有効適切な指導取締りを行うため、管内の巡回監視を実施しています。

また、違反建築物に関しては、電気、ガス、水道の供給保留措置等も含め、市町村、消防署、関係行政機関と連携を取りつつ、違反是正のための適切な措置を講じるなど、法の適正な執行に努めています。

違反建築物等件数（県所管分）（単位：件）

区 分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
違反建築物	95	38	28	11	15
違反建築物是正	31	40	35	14	7

### (3) 都市緑地等の保全（公園街路課）

都市緑地の保全のため、次のような地区指定を行っているほか、計画的に良好な都市環境の創出・保全に努めています。

#### ① 風致地区

風致地区は、都市における良好な自然環境の維持保全を目的とするものであり、各市の条例により、地区内での建築物の建築、宅地の造成、木や石の採集その他の行為について必要な規制が定められています。

県内では、令和4年3月末現在、福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市、飯塚市の5市が31地区、13,646.2haを風致地区に指定しています。

#### ② 特別緑地保全地区

特別緑地保存地区は、都市における緑地の保全と緑化の推進を目的とするものであり、都市緑地保全法により、地区内での行為の制限が定められています。

県内では、令和4年3月末現在、福岡市、北九州市、春日市の3市が88地区、204.6haを特別緑地保全地区に指定しています。

#### ③ 生産緑地

生産緑地は、市街化区域内において、営農を継続する農家に生産の場を確保しながら、農地の持つ治水機能や緑地空間としての景観の形成を図るものです。

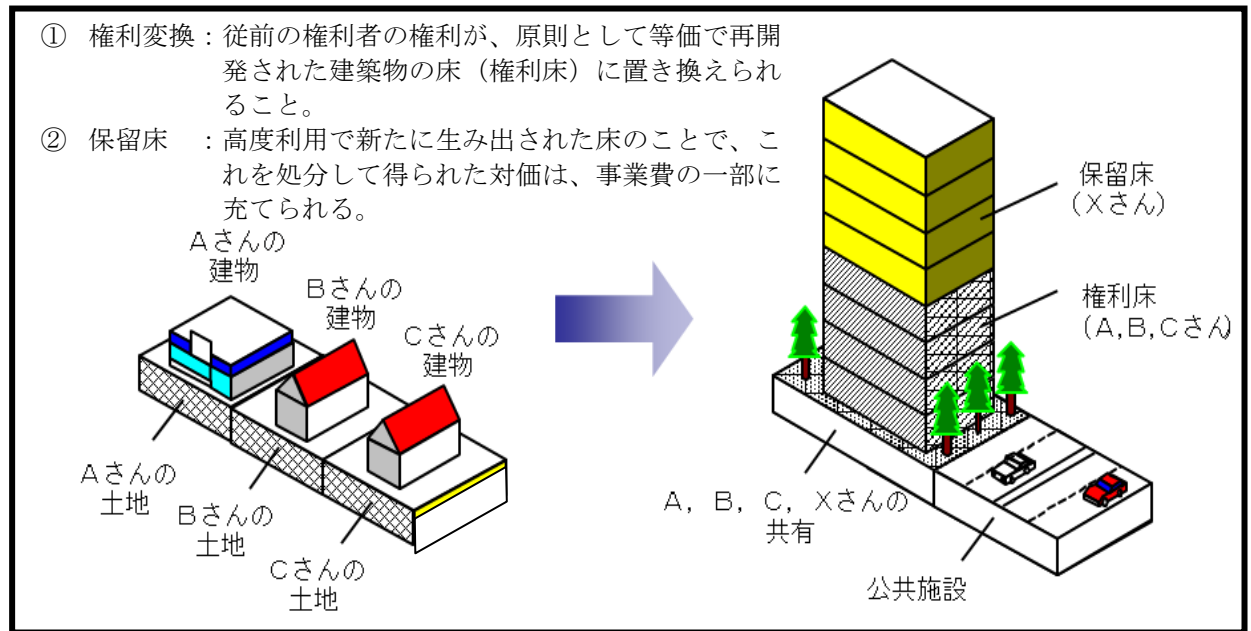
県内では、令和3年3月末現在、福岡市が2.5haを生産緑地に指定しています。

## 2 市街地整備の促進

### (1) 市街地再開発事業等の促進（都市計画課）

市街地再開発事業は、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業です。

## ○市街地再開発事業の仕組み



## ○市街地再開発事業の施行事例

＝西小倉駅前市街地再開発事業（北九州市）＝



【施行前】



【施行後】

## ○市街地再開発事業の状況 (次頁を参照)

## (2) 土地区画整理事業の促進（都市計画課）

土地区画整理事業は、整備が必要とされる市街地の一定の区域内で、土地所有者からその所有する土地の面積や位置などに応じて、少しずつ土地を提供（減歩）してもらい、これを道路、公園などの公共施設用地や事業費の一部を補うための保留地に充てることにより、減歩後の土地（宅地）の価値を高めるとともに、市街地の整備を行う事業です。

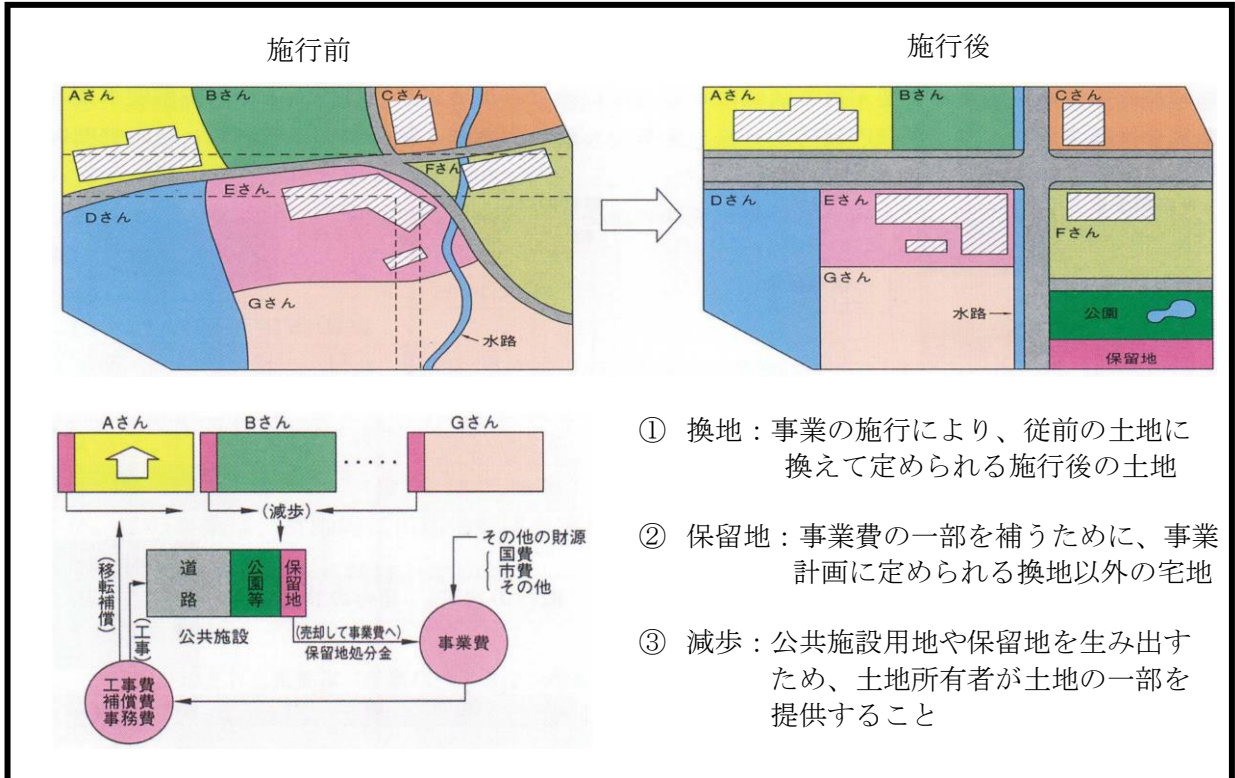
## 再開発事業の状況

(令和6年3月現在)

地区名	位置	区域面積 (ha)	施行者	都市計画決定年月日	完了公告年月日	用途
渡辺通	福岡市 中央区	2.24	市	S48.3.15 (S51.8.5)	S53.8.31 S53.10.9 S54.2.19	ホテル、店舗、業 務、駐車場
西鉄久留米駅 東口	久留米市	1.60	市	S47.9.7 (S54.8.18)	S58.8.25	ホテル、店舗、駐 車場
西新	福岡市 早良区	1.10	市	S49.3.12 (S51.5.22)	S56.5.15	店舗
黒崎駅東	北九州市 八幡西区	2.38	組合	S49.3.12 (S53.3.22)	S54.9.29	店舗、業務、駐車 場
馬借第一 (1街区)	北九州市 小倉北区	0.26	個人	S50.3.29 (S51.8.5)	S59.9.11	ホテル
馬借第一 (2街区)	北九州市 小倉北区	0.34	個人	S50.3.29 (S51.8.5)	H1.1.31	業務
六ツ門第一	久留米市	0.67	組合	S51.10.5	S59.12.22	店舗、駐車場
折尾駅前	北九州市 八幡西区	0.80	市	S53.12.21 (S55.12.16)	S59.8.1 S60.8.30	店舗、駅舎、事務 所
高宮	福岡市 南区	1.90	市	S55.8.14 (S60.10.15)	S63.9.29	住宅、店舗、業務
千代	福岡市 博多区	1.30	市	S56.8.20 (S59.9.1)	S63.7.11	店舗、業務、駐車 場
住吉	福岡市 博多区	4.20	個人	S56.10.8	H8.4.15	ホテル、店舗、業 務、駐車場
小倉駅前東	北九州市 小倉北区	1.79	組合	S63.4.30	H5.10.1	店舗、業務、駐車 場
天神	福岡市 中央区	1.20	市	H2.12.17	H9.3.6	業務、店舗、駐車 場
下川端	福岡市 博多区	2.84	組合	H3.3.18	H10.12.24	店舗、ホテル、美 術館、駐車場
紫川馬借	北九州市 小倉北区	0.40	個人	H4.12.9 促進区域の決定	H9.6.6	ホテル、映画館、 駐車場
下川端東	福岡市 博多区	0.81	組合	H6.3.14	H11.2.21	劇場、業務、店 舗、駐車場
若松A	北九州市 若松区	2.05	組合	H9.7.9	H12.3.17	店舗、住宅、業 務、駐車場
黒崎駅西	北九州市 八幡西区	1.87	組合	H9.7.9	H14.1.23	店舗、ホテル、交 通施設、駐車場
室町一丁目	北九州市 小倉北区	3.58	組合	H9.11.17 (H16.8.20)	H15.4.18 H17.7.19 H18.3.27	店舗、業務、教 育、文化施設、駐 車場
八幡駅前	北九州市 八幡東区	2.67	組合	H11.4.1	H16.3.1 H16.11.1 H17.2.1	住宅、店舗、業 務、駐車場、公益 施設
薬院大通り西	福岡市 中央区	0.41	都市再生 機構	H13.11.29	H17.8.19	店舗、業務、住 宅、公益施設、駐 車場、駐輪場
吉原町	飯塚市	0.99	組合	H13.12.14	H15.11.28	店舗、公益施設、 駐車場
JR久留米駅前 第一街区	久留米市	0.69	組合	H18.6.14 (H19.2.21)	H22.1.22	住宅、店舗、駐車 場
西小倉駅前 第一	北九州市 小倉北区	0.50	組合	H1.10.6 (H19.3.28)	H23.2.28	住宅、店舗、駐車 場
吉原町1番	飯塚市	0.52	組合	H24.12.7	H27.7.1	住宅、商業、バス センター、医療施 設
六ツ門8番街	久留米市	0.68	組合	H23.11.14 (H28.2.29)	H28.1.18	商業、公益施設、 駐車場
小倉駅南口東	北九州市	0.63	組合	H19.10.10 (H25.12.10)	R1.9.15	住宅、業務、商 業、駐車場

( ) は変更年月日

○土地区画整理事業の仕組み



○土地区画整理事業の施行事例

＝沖田土地区画整理事業（新宮町）＝



【施行前】



【施行後】

土地区画整理事業の状況

(令和6年3月31日)

施行者別	施 行 済		施 行 中	
	箇所数	施行面積 (ha)	箇所数	施行面積 (ha)
行政庁	2	436.6	—	—
公共団体	30	1,861.7	3	81.2
組合	106	2,272.0	11	161.1
個人（一人・共同）	42	343.3	0	0.0
公団→都市再生機構	10	651.5	0	0.0
計	190	5,565.1	14	242.3

(政令市を除く)

### 3 都市交通の円滑化の推進

#### (1) 総合都市交通体系調査（都市計画課）

総合都市交通体系調査は、パーソントリップ調査に基づき、北部九州圏域内の最新の交通特性を詳細に把握するものです。この調査の成果は、法定計画及びその他計画等の策定における基礎資料として用いられます。昭和47年度からおおむね10年ごとにパーソントリップ調査を実施しており、その中間年度には、補完調査を実施しています。

##### パーソントリップ調査

パーソントリップ調査は、移動の主体である「人の動き」に着目し、その1日の動きをとらえることにより、交通の実態を把握するもので、圏域内の住民を対象に、移動を行う人の個人属性、出発地、到着地、移動の目的や交通手段等について調査します。

この調査をもとに、都市圏における将来の交通計画やまちづくりのあり方を総合的に検討することとしています。

これまでに5回のパーソントリップ調査を行っており、第5回調査は平成29年度から令和元年度にかけて実施しました。

##### 中間年度調査

パーソントリップ調査実施後の社会情勢や交通基盤の変化、また、圏域内の都市交通を取り巻く課題に対応するため、その中間年度に、これまで4回の補完調査を実施しています。

#### (2) 街路事業の推進（公園街路課）

街路事業は、道路事業の一環として、都市計画決定された道路を整備するもので、道路単独で行うものと、土地区画整理事業や市街地再開発事業と併せて行うものがあります。

街路は、単に交通施設としての機能にとどまらず、下水道や地下鉄などの公共空間の確保や延焼防止などの防災機能も備えており、多様な機能を通じて都市の発展に大きな役割を果たしています。

令和4年3月末現在の都市計画道路の整備状況は、計画延長2,602.5kmに対して、改良済み延長が1,764.6kmで、整備率が67.8%となっています。

種 類	区 分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	北九州市	614.2	607.6	608.8	608.8	608.8
都市計画決定延長	福岡市	504.6	504.7	504.8	505.8	505.8
(km)	政令市以外市町	1,507.4	1,507.5	1,508.2	1,504.0	1,487.9
	合 計	2,626.2	2,619.8	2,621.8	2,618.6	2,602.5
	北九州市	495.3	492.8	493.7	496.8	500.0
改良済延長	福岡市	421.8	423.5	424.2	428.5	428.9
(km)	政令市以外市町	804.8	812.8	819.7	830.8	835.7
	合 計	1,721.9	1,729.1	1,737.6	1,756.1	1,764.6
	北九州市	80.6	81.1	81.1	81.6	82.1
整 備 率	福岡市	83.6	83.9	84.0	84.7	84.8
(%)	政令市以外市町	53.4	53.9	54.3	55.2	56.2
	合 計	65.6	66.0	66.3	67.1	67.8

※都市計画年報より抜粋

### 道路改築事業 都市計画道路鯉田中線 飯塚市

[着手前現況]



[令和元年12月21日供用]



### (3) 連続立体交差事業の推進（公園街路課）

連続立体交差事業は、都市機能が高度に集中し、道路の密度が高い地域において平面交差している鉄道を一定区間連続して高架化あるいは地下化し、多数の踏切の除却や新設道路等との立体交差化を同時に実施することにより、都市内交通の円滑化や市街地の一体的な発展を図る事業です。

## 連続立体交差事業箇所

都市計画区域名	都市名	施行者名	名称	区間	延長	期間	事業費
福岡	春日市 大野城市	福岡県	西鉄天神 大牟田線	春日原駅 ～ 下大利駅間	3.3km	H15～R8	約742億円
	福岡市	福岡市	西鉄天神 大牟田線	雑飼隈駅付近	1.9km	H22～R7	約377億円
北九州	北九州市	北九州市	J R九州 鹿児島本線 筑豊本線	折尾駅周辺	4.5km	H16～R6	約501億円

### 連続立体交差事業 西鉄天神大牟田線（春日原～下大利）大野城市・春日市

着手前現況

高架後写真



#### （４）駐車場の整備（都市計画課・公園街路課）

近年、都市内の路上駐車は、交通渋滞、交通事故の増大、都市部における商業活動への支障等都市機能の停滞をもたらし、都市整備上の大きな課題となっています。

駐車場は、道路の路面を使用する路上の駐車場と路面外に設置される路外駐車場とに大別されます。都市計画区域内に設置される路外駐車場のうち、自動車の駐車面積の合計が500㎡以上で駐車料金を徴収するものは、駐車場法の規定に基づく届出が必要です。

また、一定規模以上の建築物の新設・増設の際には、条例により駐車場の設置を義務付けることができます。

駐車場問題に対処するため、駐車場法の適切な運用を図るとともに、荷さばき駐車スペースの確保、観光バスの駐停車場の整備及び自動二輪車等の駐車場の整備を推進することにより、利用者の利便性の向上及び交通環境の改善を目指します。

また、中心市街地の周縁部等へ駐車場を誘導し、集約化することにより、都心部への自動車の流入を抑制し、にぎわいのある、都心部ならではの魅力の向上を目指します。

#### 4 都市公園の整備

都市公園は、市街地における緑地として中核的な施設であり、身近で自然にあふれる緑の空間として屋外レクリエーションの場となっています。また、火災時には、住民の避難地としても位置付けられています。

このように、都市公園は広い意味で都市の保全機能を有しており、都市圏への人口集中が続く中でその整備が緊急の課題となっています。

このため、県営都市公園の整備を積極的に行うとともに、県下市町村の都市公園整備事業を促進します。

##### 都市公園の整備状況（令和5年3月31日現在）

全国平均	10.86 m <sup>2</sup> /人
福岡県（全体）	9.77 m <sup>2</sup> /人
福岡県（政令市のみ）	10.00 m <sup>2</sup> /人
福岡県（政令市を除いた26市23町）	9.52 m <sup>2</sup> /人

##### （1）県営都市公園の整備（公園街路課）

快適な環境を創造し、都市と農山漁村の住民相互の交流の場となり、また広域的なレクリエーション活動等に供されるものとして、県営都市公園の果たす役割はますます重要になっています。県では、県民の多様な要望に応じていくため、県営都市公園の充実を目指すとともに、引き続き筑後広域公園の整備を推進します。

また、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、全ての県営都市公園の管理業務を民間委託し、民間の企画能力やノウハウを活用することにより、利用者サービスの向上と経費の縮減を図っています。

県営都市公園

(令和6年4月1日現在)

公園名	東公園	西公園	大濠公園	中央公園	筑豊緑地
開設年月	明治9年10月	明治14年4月	昭和4年3月	昭和27年	昭和31年10月
面積(ha)	7.0	17.0	39.8(37.3)	40.6(89.8)	50.8(156.5)
種別	総合公園	風致公園	総合公園	総合公園	広域公園
主な施設	滝・流れ 壁泉・梅林 芝生公園	展望台 児童コーナー さくら園 つつじ園	ボート池 児童広場 日本庭園 能楽堂 ジョギングロード	野球場 体育館 交通公園 修景池 児童遊園	野球場 多目的広場 テニスコート プール 屋外ステージ

公園名	名島運動公園	春日公園	天神中央公園	筑後広域公園
開設年月	昭和57年7月	昭和56年5月	平成元年3月	平成17年7月
面積(ha)	5.2	30.0	3.1	90.1(198.6)
種別	近隣公園	総合公園	近隣公園	広域公園
主な施設	野球場 テニスコート 児童広場 多目的広場	芝生広場 野球場 テニスコート 球技場 児童コーナー	噴水広場 芝生公園 桜の広場 旧福岡県公会堂 歩道橋	体育館 テニスコート 多目的運動場 多目的広場 球技場 宿泊施設 九州芸文館 プール

※ 面積は供用面積、( )内は計画決定面積



大濠公園



筑後広域公園

## (2) 国営公園の整備促進(公園街路課)

海の中道海浜公園は、北部九州を中心とする広域圏のレクリエーション需要の増大に対応することを目的に設置されたものです。

その規模は、西日本随一であり、全体計画面積 540ha のうち、約 350ha が供用されているところです。

## (3) 市町村営都市公園事業の促進(公園街路課)

県内の市町村では、住民が身近に利用できる都市公園として、街区公園、近隣公園、地区公園等の住区基幹公園、総合公園、運動公園等の都市基幹公園の整備・充実に努めています。

### 〈市町村の主な都市公園〉

#### **ふれあいの森総合公園(宗像市)**

多目的グラウンド、各種遊具、散策路、ふれあい広場

供用面積 49.07ha



#### **中央公園(久留米市)**

プール、野球場、体育館、陸上競技場、鳥類センター、青少年科学館

供用面積 23.6ha



## Ⅱ 個性豊かな地域づくりの推進

地域固有の歴史や風土を生かし、地域住民が主体となった誇りと愛着のもてる「地域住民の手によるまちづくり」を支援していくとともに、行政と住民がまちづくりの役割を分担し、連携・協力する「共創のまちづくり」を推進します。

### 1 景観形成の促進

#### (1) 美しいまちづくりの推進（都市計画課）

近年、生活にゆとりと潤いを求める県民意識の高まりにより、高質で美しい景観の形成が求められており、各地域においても、風土などの地域特性を生かした美しいまちづくりへの取組みが行われています。

県では、平成10年の「美しいまちづくり宣言」を受け、個性豊かで、美しく、誇りをもって次の世代に継承することができる県土の保全、整備及び創造を目的として、平成12年10月から「福岡県美しいまちづくり条例」を施行し、翌13年に「福岡県美しいまちづくり基本方針」を策定しました。

平成16年に景観法が制定されたことを受け、平成18年3月に条例を一部改正し、翌19年5月には基本方針を改正し、県、市町村、県民等の連携協力のもと、まちづくりに対する県民の理解や意識の向上を図るため、次の施策を実施しています。

さらに、平成21年3月にも条例を一部改正し、県が策定する景観計画に関して必要な事項を定め、広域的な景観の形成を推進しています。

#### ○ 景観大会の開催

美しいまちづくりへの啓発のため、年1回、福岡県景観大会を開催しています。この大会では、県内の景観の保全やまちづくりに関する団体・グループの活動の発表、美しい景観選等の受賞作品等の表彰式や展示、まち歩きやスケッチ教室など、美しいまちづくりに対する県民の意識の向上を図るイベントを実施します。

#### 福岡県景観大会の様子



美しい景観選表彰式



福岡県美しい景観選  
大賞作品（小学生の部）



「アクロス山の樹木」  
ウォッチングツアー

○ 美しい景観選（絵画部門）の実施

美しい景観選（絵画部門）では、地域の景観に対する思いを絵画に表現することで、県民に地域の美しい景観を見つめ直してもらい、景観への関心を高めます。

また、受賞作品については、景観大会で表彰を行い、県内各地で展示会を開催することにより広く紹介します。

○ 美しい景観選（写真部門）の実施

美しい景観選（写真部門）では、いつまでも伝えていきたい県内の自然の風景、暮らしや人に関わる眺め、地域の埋もれた美しい街並み等を景観資源として発掘し、写真で表現することを通して、県民に身近な景観への気付きを促し、景観への関心を高めます。

また、受賞作品については、景観大会で表彰を行い、県内各地で展示会を開催することにより広く紹介します。

○ まちづくり専門家派遣制度の実施

景観形成に資するまちづくりを広く支援していくことを目的として、まちづくりに取り組む地域住民・団体や市町村等に対し、まちづくり専門家を派遣します。専門的知識と経験を生かした助言や提言等を行うことによって、県民、まちづくり専門家及び行政（県、市町村）のパートナーシップ（適切な役割分担による連携・協力）による美しいまちづくりの実現を図ります。

○ 福岡県景観審議会の運営

福岡県景観審議会は、福岡県美しいまちづくり条例に基づき設置された附属機関であり、美しいまちづくりに関する重要な事項について調査・審議します。

○ 美しいまちづくり協議会

県内で活動するまちづくり団体、事業者、教育研究機関、市町村及び県は、パートナーシップによる美しいまちづくりを進めるために、福岡県美しいまちづくり協議会を組織し、美しいまちづくりに関する連絡、協議、調整等を行います。また、ホームページを開設して、県内での様々な美しいまちづくりに関する情報を発信します。（<https://www.b-machi.net>）

**美しいまちづくり協議会団体数**

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
70	69	69	67	67

## (2) 広域景観の保全・形成の推進（都市計画課）

緑あふれる自然の中で個性豊かな都市群がネットワークするという「環境共生型の都市づくり」の実現のため、広域的観点から、美しい都市とそれを包み込むグリーンベルト（山、川、田園、棚田等の優れた景観）の保全・形成を図っていくこととし、筑後地域及び京築地域を対象とした広域景観のルールづくりを進めてきました。

筑後地域では、筑後川や矢部川といった河川流域に着目したルールづくりを行っており、矢部川流域においては、平成19年5月に「矢部川流域景観テーマ協定」を締結し、平成21年3月には景観法を活用した「矢部川流域景観計画」を策定しました。また、筑後川流域においても、平成21年5月に「筑後川流域景観テーマ協定」を締結し、平成22年10月には「筑後川流域景観計画」を策定しました。京築地域でも、平成22年5月に「京築広域景観テーマ協定」を締結し、平成23年12月に「京築広域景観計画」を策定して、地域特性に応じた景観の保全・形成を推進しています。

## (3) 景観整備事業の推進（都市計画課）

公共空間に対してゆとりや潤いを求める声が高まる中、昭和63年6月、「福岡県豊かな景観を考える懇談会」により、県主導による景観形成モデル事業の促進が提言されました。これを受け、昭和63年度から、地域の活性化を目的とするまちづくりの手法として、景観整備事業が県の単独事業として発足し、平成14年度からは、計画段階から住民等の参加を得て、事業に取り組んでいます。

地域の自然や文化を生かした魅力ある景観を形成するため、道路や河川など福岡県美しいまちづくり条例に定める公共施設等の景観整備事業を先導的に実施することにより、周辺地域の住民、企業及び市町村に対して、景観意識の高揚とその保有する施設についての景観誘導を図ります。

### ○ 事業内容（標準）

年 度	実 施 事 項
初 年 度	基本計画の策定（学識経験者、関係市町村各課、地元住民代表などの参加による計画検討委員会を設置し、事業計画や内容を検討する。）
第 2 年 度	実施設計
第 3 年度以降	事業（工事）の実施

対象事業：景観形成に必要な県管理の公共施設の整備並びに当該整備に伴い  
良好な景観形成に必要な建造物の整備及び樹木の保護

○ 事業完了箇所

晴天浜武線（柳川市）、小保酒見線（大川市）、荘島町小森野町線（久留米医大  
通り）、福間停車場汐井線（福津市）、柏の森幸袋線（飯塚市）、長浜太宰府線  
（太宰府政庁通り）、大島稲富線（八女市）、本町津福本町線（久留米市）、本  
町高良内町線（久留米市）、行事西泉線（行橋市）、一般国道 496号（行橋市）、  
松ノ本上別府線（遠賀町）、犀川豊前線（豊前市）、本町新田大川線（柳川市）、  
玉名八女線（八女市）、甘木吉井線（うきは市）、朝田日田線（うきは市）、波  
多江泊線（糸島市）、現人橋乙金線（那珂川町）、苺田臨海工業線（苺田町）、  
寒田下別府線（築上町）、南港1号線外2路線（苺田町）、鯉田中線（飯塚市）、  
桂川下秋月線（朝倉市）、新吉富豊前線（豊前市）、川原川（久留米市）

○ 事業中の箇所

山内吉富線（吉富町）、観世音寺二日市線（太宰府市）、二ツ川（柳川市）、新  
松山臨海線（仮）（苺田町）、田川直方線（大任町）、行橋停車場線（行橋市）、  
八女香春線（うきは市）

**（４）屋外広告物対策の推進（都市計画課）**

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止す  
ることを目的として、屋外広告物及び屋外広告業に関する必要な規制を行っていま  
す。

平成12年度には、地域ごとによりきめの細かい対応ができるよう、市町村に「屋  
外広告物の掲出許可・除去等に関する事務」を権限移譲しました。

情報化社会の進展等に伴い多様化している屋外広告物に対応するために、平成  
14年度に屋外広告物条例の全面改正を行い、さらに、平成16年の屋外広告物法改正  
に伴い、平成18年7月から屋外広告業の登録制度を導入しました。

また、平成26年には大牟田市に、平成27年には中間市、宗像市及び福津市に、平  
成28年には太宰府市に、平成30年には古賀市に、令和元年には小郡市に、令和5年  
には柳川市について、市独自の屋外広告物条例の制定ができるよう、県条例の改正  
を行いました。

○ 禁止地域（屋外広告物の表示が禁止される地域）

ア 九州縦貫自動車道、九州横断自動車道及び東九州自動車道（一般国道10号  
椎田道路活用区間を含む）から展望しうる地域で、車道の路端から500m未満  
の区域（人口集中地域を除く）

イ 山陽新幹線及び九州新幹線から展望しうる地域で、路端から500m未満の区  
域（人口集中地域及び新幹線駅のホーム端から500m未満の部分を除く）

ウ 古墳及び墓地

○ 禁止物件（屋外広告物の表示が禁止される物件）

橋、トンネル、高架構造物及び分離帯、街路樹、路傍樹及び保存樹、信号機、道路標識、道路の防護柵及びカーブミラー等、銅像及び記念碑等、公衆電話ボックス、公衆便所及び郵便ポスト、消火栓、火災報知器及び火の見やぐら、送電塔、送受信塔及び照明塔、煙突、ガスタンク及び貯水タンク等、街路灯柱、電柱等

※ 街路灯柱、電柱等は、立看板、はり紙、はり札等の表示に限り禁止

○ 許可地域（屋外広告物の表示の際に許可が必要な地域）

ア 市の区域及び知事が指定する町村の区域

イ 都市計画法第2章の規定により定められた風致地区

ウ 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域

エ 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける区域

オ 文化財保護法第109条により指定された史跡、名勝又は天然記念物の地域

カ 森林法第25条の規定により指定された名所又は旧跡の風致保安林

キ 国又は地方公共団体が管理する公園、緑地及び運動場

ク 官公署及び学校の敷地

ケ 知事が指定する幹線道路の沿線で、道路及び路端から500m以内の区域

コ 九州縦貫自動車道及び九州横断自動車道から展望しうる地域で、路端から1,000m未満の区域のうち、禁止区域でない地域

サ 山陽新幹線及び九州新幹線から展望しうる地域で、路端から1,000m未満の区域のうち、禁止区域でない地域

## 2 快適な地域生活空間の整備

### (1) 地区計画・建築協定によるまちづくりの推進

#### ① 地区計画制度の推進（都市計画課）

地区計画制度は、比較的狭い範囲の地区（コミュニティや街区を単位とする地区）を対象として、区画道路、公園緑地等の配置とその規模、建物等の位置、用途及び形態等に関する制限並びに現にある樹林地等の保全を図るための制限など必要な事項を定めることによって、特徴あるまちづくりを進めることができる制度です。

この制度は、住民自身の合意形成が前提となるものであり、住民主導によることが望まれます。

令和6年3月31日現在、県内では39市町が、540箇所、約9,382haについて地区計画等を定めています。

#### ○ 地区計画の構成

地区計画の構成は、次のとおりです。

##### ア 地区計画の方針（まちづくりの構想）

地区計画の目標、土地利用の方針、地区施設の整備方針、建築物等の整備方針、その他区域の整備、開発及び保全に関する方針を定める。

##### イ 地区整備計画（まちづくりの具体的内容）

地区計画区域の全部又は一部について、地区計画の方針に従って、道路、公園、広場等の配置や建築物等に関する制限を詳細に定める。

#### ② 建築協定制度の活用促進（建築指導課）

建築協定制度は、それぞれの地区の実情に応じたきめ細かなまちづくりの推進や良好な景観の形成を図るため、一定の区域を定めて建築物の敷地、位置、構造、用途、形態等に関する基準について、関係する土地所有者等が相互に協定する制度です。

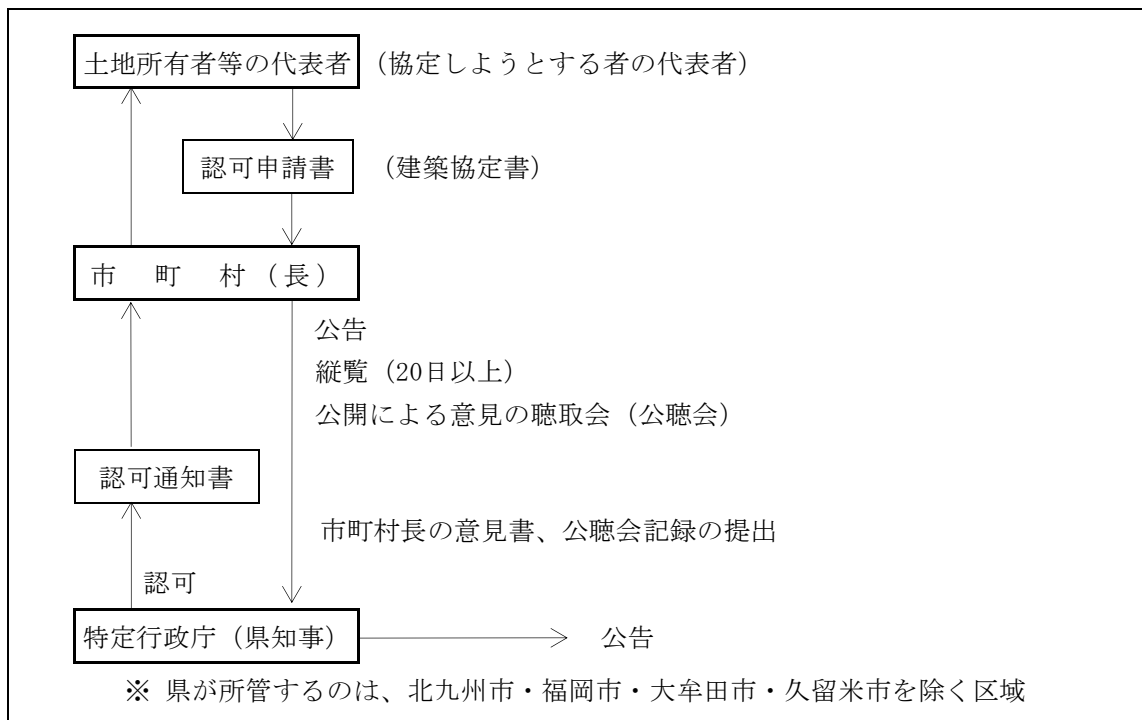
建築協定は市町村条例の制定及び土地所有者等全員の合意が必要であるため、市町村及び県民に対して制度の周知を図り、理解が深まるよう努めています。

建築協定締結状況（令和6年3月31日現在有効なもの）

建築協定条例制定市町村数	25
県内建築協定締結地区数 （うち県所管分）	140 (33)

※ 県が所管するのは、北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市を除く区域

○ 協定締結の手順（県所管分）



(2) 都市再生整備計画（旧まちづくり交付金）事業等の促進

① 都市再生整備計画事業（都市計画課）

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため、都市再生整備計画事業を推進しています。

○ 都市再生整備計画事業地区

水郷柳河掘割地区（柳川市）、粕屋中心地区（粕屋町）、大野城市中心市街地地区（大野城市）、東福岡駅周辺地区（福津市）、筑前前原駅周辺地区（糸島市）、西鉄春日原駅周辺地区（春日市）、JR博多南駅周辺地区（春日市）

② 都市構造再編集中支援事業（都市計画課）

立地適正化計画に基づき、都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的に支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図るため、都市構造再編集中支援事業を推進しています。

○ 都市構造再編集中支援事業地区

延命公園周辺地区（大牟田市）、久留米市中央部地区（第二期）及び久留米市大善寺地区（久留米市）、飯塚駅周辺地区（飯塚市）、田川伊田駅周辺地区（第二期）（田川市）、赤間地区（宗像市）、遠賀中心市街地区（遠賀町）、鞍手地区（鞍手町）、中心拠点地区（那珂川市）、直方駅周辺地区（直方市）、春日市中央部市民活動交流拠点地区（春日市）、JR羽犬塚駅周辺地区（筑後市）

### (3) 福岡県美しいまちづくり建築賞（住宅計画課）

県では、個性豊かで美しい県土の保全、整備及び創造を図るため、平成12年に「福岡県美しいまちづくり条例」を制定し、県民等とのパートナーシップによる美しいまちづくりを推進しています。

「福岡県美しいまちづくり建築賞」は、県内の個性豊かで美しく、良好な景観を形成する建築物を表彰することにより、美しいまちづくりに対する県民意識の醸成を図ることを目的として実施しています。

#### ○ 賞の概要

地域の景観の形成に寄与するとともに建築計画において優れた建築物を対象としています。

- ・ 賞の部門 住宅の部及び一般建築の部
- ・ 賞の種類 部門ごとに大賞及び優秀賞を選定

第36回福岡県美しいまちづくり建築賞受賞作品一覧

賞の種類	住宅の部		一般建築の部	
	大賞	優秀賞	大賞	優秀賞
作品名	houseG / shopG	屋根裏の家	太宰府天満宮 仮殿	鳥飼八幡宮 式年遷宮
建築主 (代表者等)	個人	個人	太宰府天満宮 宮司 西高辻信宏	宗教法人鳥飼八幡宮 代表役員 山内圭司
設計者	一級建築士事務所木村松本 木村吉成 松本尚子	ICADA一級建築士事務所 千種成頭 岩元真明	株式会社藤本壮介建築設計事務所 建築家・代表取締役 藤本壮介	一級建築士事務所二宮設計 二宮隆史 二宮清佳 株式会社東京堂宮 岡田康彦
施工者	株式会社藤匠住宅 代表取締役 岩本結	株式会社久木原工務店 代表取締役 久木原圭一	株式会社竹中工務店 九州支店長 藤本博志	アスミオ. 株式会社 代表取締役 吉岡澄男
所在地	福岡市西区	福岡市早良区	太宰府市	福岡市中央区
竣工年月	令和4年4月	令和4年3月	令和5年4月	令和4年12月



【美しいまちづくり建築賞】

大 賞  
住 宅 の 部

houseG / shopG

建築主 個人  
設計者 一級建築士事務所木村松本  
施工者 株式会社藤匠住宅  
所在地 福岡市西区  
竣 工 令和4年4月

〈設計趣旨〉

古くは漁村として、江戸時代には唐津街道沿いの宿場町として栄えた計画地は近年大規模な建替えが起こっており、海と街道に根ざしかつての営みは今では見られなかった。しかしその歴史性は「地割」と、減りつつも残る町家や社寺の建ち方にしっかりと記憶されており、変わらぬ構造性としての信頼ができたため、それを建築の質へと置き換えるスタディを進めた。

現れたのは基準モジュールである2,400mmの間口、高さ6,000mmの断面が奥に向かい9スパン延びる一室空間だ。その道のような質を持つ「がらんどろ」の傍ら、基準モジュールの約数600mmを減じながら敷地形状にアジャストしつつその界壁を構造壁とした空間が並走する。上方では金属ブレースを長辺方向に反復配置、短辺断面は上下対角に耐力要素が分布した状態となった。

施主は当初、住まいに加え簡易な飲食業を行う予定だったが、結果的には通りに大きく開かれた鮪屋となった（この移り変わりには驚いた）。しかし彼らにとっては未だ現れていない空間がどのようなものになるかを町の歴史と地続きで実感し、そして引き受けようという気概がその変遷に現れていたようだった。

地域固有の歴史性を軸足に、もう一方は生活の変化に対するしなやかさを備えるあり方。場への信頼と許容性、そしてひとの生き方を後押しする動機となるような建築を目指した。



撮影：阿野太一

【美しいまちづくり建築賞】

大 賞  
一 般 建 築 の 部

太宰府天満宮 仮殿

建築主 太宰府天満宮  
設計者 株式会社藤本社介建築設計事務所  
施工者 株式会社竹中工務店  
所在地 太宰府市  
竣 工 令和5年4月

〈設計趣旨〉

太宰府天満宮124年ぶりの御本殿大改修工事に際し、その3年の工事期間に設けられる仮殿。

豊かな自然や天満宮の1100年以上の歴史と伝統といった重層性をどう受け止め、つり合い、そして未来につながる形とするか。スタディを重ね、御本殿の大きくて美しい屋根を無視することはできない感覚と、古くから残る伝統や伝説が太宰府天満宮の地にて受け継がれていることに意識を傾け、強い存在である屋根を弱い存在とさせる為に自然の力を借りる「浮かぶ森」のコンセプトが生まれた。

齋場内は、現代的なプロポーションと伝統的な空間が水平線上に広がり、御扉を中心とした祭壇が、森の影の中から印象深く映えることを意識している。内部に近づくるとルーバー状の天井が曲面状に現れる。これは御本殿の伝統的な垂木を踏襲しており、齋場内の厳粛な空間へとなめらかに誘う。さらに内部に踏み入ると、齋場の天窓から美しい空と共に森が目飛び込み、再び天満宮の豊かな自然を体全体で感じることができる。

屋根上の樹木は、太宰府天満宮境内のアイデンティティでもあるクスノキをはじめとする常緑を主体としている。加えて太宰府天満宮の梅林で育てられた梅の木や、花や色彩が季節によって変化する樹種を用いて境内の自然と共に変化する。



撮影：表恒匡

【美しいまちづくり建築賞】

優 秀 賞  
住 宅 の 部

屋根裏の家

建築主 個人  
設計者 ICADA一級建築士事務所  
施工者 株式会社久木原工務店  
所在地 福岡市早良区  
竣 工 令和4年3月

〈設計趣旨〉

福岡市早良区の、かつては海岸線だった土地に建つ住宅である。敷地北側には1980年代に造成された埋立地が広がり、南に借景する松林はかつての浜辺の名残だ。施主は若い共働きの夫婦で、眺めの良いワークプレイスと開放的な吹抜け、大きな収納を希望した。コロナ禍によって住宅のあり方が見直される中、単に書斎や収納をつくるのではなく、生活と仕事が混じり合い、未来の変化に柔軟に対応できる空間をつくりたいと考えた。そこで、LDK の上に大きな屋根を架け、巨大な余白として屋根裏の空間を浮かべることが思いついた。職と住が分離されたのは近代以降のこと。それまでの民家では仕事と生活は当たり前のように同居しており、屋根裏は手仕事や養蚕に使われ、納戸でもあった。このような屋根裏をアップデートして現代的なモノとコトを収め、将来の拡張可能性をも担保する持続可能性を考慮したアイデアだ。



撮影：Noboru Inoue

【美しいまちづくり建築賞】

優 秀 賞  
一 般 建 築 の 部

鳥飼八幡宮 式年遷宮

建築主 宗教法人鳥飼八幡宮  
設計者 一級建築士事務所二宮設計  
株式会社東京堂宮  
施工者 アスミオ、株式会社  
所在地 福岡市中央区  
竣 工 令和4年12月

〈設計趣旨〉

鳥飼八幡宮は弥生時代に起源をもつ。本計画は江戸時代に建立した本殿拝殿の建て替えとその間に使用する仮宮の新設である。地域の繋がりや氏子意識が薄れゆく風潮の中で、歴史と伝統を踏まえた上で神社を現代に最適化した。宮司の想いに応えるために境内の整備と全く新しい社殿を計画して再び地域やより広域の人々が集う神社の未来を模索した。

環状列石のような人為的に創られた祈りの場が持つ神聖さを今に再現できないか。石が日時計のように競り立つ磐座の拝殿をイメージした。内部は、薄暗い洞窟に入ったような厳然な空気感を持たせた。四方に開いた岩の裂け目からは節気ごとに異なる光が差し込む。外部は原始的な建材のススキで葺いた。膨大な手仕事の集積が馴染みやすい表情をつくりながら断熱を兼ね、躯体を塩害から護っている。本殿は高床板倉の神明造として、最も古いとされる神社建築様式を参照している。

造営中に使用する仮宮は拝殿とは対照的に、光の溢れる簡素な架構による木造の空間とした。遷宮後も常設とするため、境内の見通しを損ねないよう透過度の高いガラスで囲った。

神道では永久と常若の思想があり、常に瑞々しい状態を保ちながらそこに在る永続性が求められる。今後の遷宮では、茅の葺替えを行うことで常若を体現していく。茅壁の柔らかい風景と、普遍の巨石が地域の人びとの依代になることを願っている。

### Ⅲ 安全・安心な暮らしの確保

福岡県西方沖地震や度重なる豪雨などの自然災害により、安全で安心して暮らしたいと願う県民のニーズが高まっています。

市街地や建築物の防災対策の推進など災害に強い地域づくり、安全なまちづくり等を推進します。

#### 1 災害など危機に強い県づくり

##### (1) 建築物耐震化促進事業（建築指導課・住宅計画課）

「地震に強い安全・安心な福岡のまちづくり」の実現に向け、東日本大震災の発生や、平成25年11月の耐震改修促進法の改正など、建築物の耐震化を取り巻く社会動向を踏まえて改定した「福岡県建築物耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化を促進します。

耐震化の普及啓発促進のため、耐震改修相談窓口の開設、耐震診断アドバイザーの派遣を行うほか、耐震改修セミナーや耐震改修事業者の技術力向上のための研修会等を実施します。

また、耐震診断が義務付けられた大規模建築物のうち、民間建築物を対象とする耐震改修費補助や木造戸建て住宅の耐震改修費補助を行い、耐震化を促進します。

さらに、災害時における通学路や避難路等の安全と通行を確保するため、地震による倒壊の危険性が高いブロック塀の撤去費に対する補助を行います。

令和6年5月、県、市町村及び関係団体が連携を強化し、更なる耐震化を促進するために「福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会」を設立し、情報共有や意見交換を行っています。

##### (2) 建築物地震対策事業（建築指導課）

福岡県西方沖地震を教訓として、建築物の耐震化を促進するとともに、被災した建築物の倒壊等による二次災害から県民の生命・財産の安全を確保するため、迅速かつ的確に応急危険度判定士を派遣できる体制を整備することにより、地震に強いまちづくりを推進します。

被災時に迅速な被災建築物応急危険度判定活動を行うことのできる体制を整備し、建築物の倒壊等による二次災害を防止します。

##### (3) 建築物防災等対策事業（建築指導課）

建築物等の所有者又は管理者は、当該建築物等の維持保全状況を定期的に調査し、その結果について特定行政庁に報告（定期報告制度）を行います。この報告に

基づき、敷地・構造・防火・避難・衛生関係等に関する違反又は維持保全上危険な箇所の改修改善を指導し、建築物の良好な維持保全に努めます。

#### (4) がけ地近接等危険住宅移転事業（建築指導課）

がけ地崩壊等の危険から住民の生命の安全を確保するため、対象区域（がけ条例適用区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域等）にある危険住宅の移転を推進します。

県では、市町村を通じて対象区域にある危険住宅の移転を行う者に対し、危険住宅の除却及び移転住宅の建設に要する経費を補助しています。

#### (5) 流域下水道業務継続計画（下水道課）

災害等の影響により流域下水道機能（業務レベル）が低下又は停止をした場合であっても、適切に業務を執行し、流域下水道の事業継続を図るとともに、被災した施設の機能を早期に復旧させるため、被災から復旧までの非常時対応計画を定めるとともに、同計画の実施に必要な体制を整備し、防災対応力の向上に努めます。

#### (6) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の基礎調査（都市計画課）

盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が、令和5年5月26日に施行されました。

県では、令和5年から基礎調査を行い、令和7年度末までに規制区域を指定する予定です。

## 2 人に優しい安全なまちづくり

### (1) 福祉のまちづくりの推進

#### ① バリアフリー法の運用（建築指導課・都市計画課・公園街路課）

高齢者、障がいのある人等の日常生活及び社会生活における移動並びに施設の利用の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、ハートビル法と交通バリアフリー法を一体化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が平成18年6月21日に公布され、同年12月20日から施行されました。

同法では、従来からバリアフリー化基準に適合した整備の対象であった建築物、公共交通機関の旅客施設及び車両等に加え、新たに道路、路外駐車場、公園施設等が整備の対象となりました。同法は、これらの施設の構造及び設備を改善する措置、さらに一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を促進し、高齢者、障がいのある人等の円滑な移動及び施設の円滑な利用を確保することで、積極的な社会活動を進めていくものです。

また、認定特定建築物に対する税制上の特例措置や低利融資制度、市街地と一体となった移動ネットワーク形成や認定特定建築物に対する補助事業（バリアフリー環境整備促進事業）の活用により、優良な建築物の建設の促進を図ります。

#### バリアフリー法認定建築物件数

区 分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
福岡県全体	2	1	3	5	2
うち県所管	0	0	0	1	0

※県所管分は、北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市を除く区域  
※変更認定件数は除く。

#### ② 福祉のまちづくり条例の運用（建築指導課）

高齢者、障がいのある人等をはじめ、全ての県民が自らの意思で社会、文化、経済その他の分野の活動に参加できる社会を形成するため、平成10年に「福岡県福祉のまちづくり条例」を制定しました。平成19年2月には、まちづくり施設の維持保全等に関する義務を追加するなど同条例の改正を行い、社会変化に対応した福祉のまちづくりを推進しています。

同条例では、県、市町村、施設の所有者や管理者等の事業者、まちづくり施設の設計、施工等に携わる者及び県民の役割を明らかにするとともに、不特定多数の者が利用する病院、集会所、店舗等の建築物や旅客施設、道路、公園などのまちづくり施設を、高齢者等が安全かつ快適に利用できるように、官民一体となって整備することとしています。

また、福祉のまちづくりを推進するため、情報提供や普及啓発を行っています。

## IV 快適な居住環境の整備

住生活の安定の確保及び向上の促進、地域振興施策との連携、環境との共生、高齢者等への対応など、多様な県民ニーズ（需要、要望）に応える良質な住まいづくりや下水道の普及促進を通して、生活の豊かさを実感できる居住環境の整備を推進します。

### 1 住生活基本計画に基づく住宅施策の推進

#### (1) 住生活基本計画に基づく住宅施策の推進（住宅計画課・県営住宅課）

平成18年9月に国民の豊かな住生活を実現するため、住生活基本計画（全国計画）が策定されて以降、我が国の住まいを取り巻く環境はいつそう厳しくなっており、特に高齢者の急速な増加への的確な対応、住まいの分野における環境負荷低減への対応は、喫緊の課題です。

このような背景から、平成19年3月に「福岡県住生活基本計画」（計画期間：平成18年度～27年度）（以下「県計画」という。）を策定しました。県計画は、長期的な目標を提示する観点から計画期間を10年間としていますが、社会情勢の変化を踏まえ、その後の施策展開に反映するため、概ね5年程度で見直すこととしており、全国計画の見直しを踏まえ、平成24年3月、平成29年3月及び令和4年3月に見直しを行いました。

令和4年3月に見直した県計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）では、「多様な居住ニーズに応える環境づくりと住宅セーフティネットの充実」、「良質な住宅ストックを将来世代に継承できる環境づくり」など4つの基本目標を掲げ、県民や民間事業者等の積極的な参画と協働のもと、子育てしやすい住まいの確保、脱炭素社会に資する住まいづくりの推進、既存住宅の流通促進、空き家の管理・活用・除却の促進などの施策を計画的に推進することとしています。

目指すべき住生活のすがた

## 共に支えあい 安心して暮らせる 魅力豊かな住生活

### 住まい・居住環境を取り巻く現状と課題

#### 社会状況の変化

- 人口減少・世帯数減少社会の到来が目前
- 少子・高齢社会の更なる進行
- 単身世帯の増加に伴う世帯構成の変化
- 増加する非正規雇用労働者、横ばいで推移する平均所得
- 住宅確保要配慮者の属性や状況にあった住まいや居住支援の不足
- 県民の安全・安心に対する意識の高まり
- 住宅の省エネ化への機運の高まり
- 新たな居住ニーズへの対応

#### 住まい・居住環境の状況

- 世帯数を上回る住宅ストック
- 増加を続ける活用されない空き家
- 伸び悩む既存住宅市場およびリフォーム市場の更なる活性化
- 老朽化の進むマンション増加への対応
- 求められる安全で安心して暮らせる居住環境
- 高齢者の住まいに対するニーズへの対応
- 求められる住宅セーフティネットや居住支援の拡充

### 重視すべき視点

- 視点1 人と住まいの一生に寄り添う施策展開
- 視点2 居住ニーズの多様性や地域特性への対応
- 視点3 幅広い主体・分野との連携

### 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本目標

- 基本目標1 多様な居住ニーズに応える環境づくりと住宅セーフティネットの充実
- 基本目標2 良質な住宅ストックを将来世代に継承できる環境づくり
- 基本目標3 地域での豊かな住環境を実感できる魅力的な居住環境づくり
- 基本目標4 豊かな住生活を叶える住情報提供等の充実と住生活産業の活性化

### 主な成果指標

- 高齢者人口に対する高齢者向け住まいの割合  
3.84%(R元) ⇒ 4%(R12)
- 家庭(世帯当たり)におけるエネルギー消費量  
26.9GJ/世帯(H30) ⇒ 21.4GJ/世帯(R12)
- 賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数  
12.6万戸(H30) ⇒ 15万戸程度に抑える(R12)

### 重点推進プログラム

目指すべき住生活のすがたの実現に向けた早期(概ね5年以内)に重点的に実施する施策

1. 住宅確保要配慮者の居住支援体制の充実
2. 空き家の発生予防・適正管理・活用・処分の総合的な取組の推進
3. 住宅・住宅地の災害時の安全性向上
4. 多世代居住による地域コミュニティ維持の促進
5. 県民や事業者の主体的な取組につなげる情報提供
6. 脱炭素社会の実現に向けた住まい・居住環境づくりに資する支援の実施

## (2) 「福岡県住宅・住環境整備計画」に基づく事業の推進

### (住宅計画課・県営住宅課)

県と市町村は、地方の自主性と創意工夫を活かし、各地域の実情に応じた住宅施策を推進するため、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」に基づき、平成 17 年度から「福岡県地域住宅計画」（現在は「福岡県住宅・住環境整備計画」と改称）を共同で策定し、国の交付金を活用して、公営住宅の整備等の事業に取り組んでいます。

平成 17～21 年度までは地域住宅交付金を活用してきましたが、現在は、社会資本整備総合交付金（平成 22 年度創設）及び防災・安全交付金（平成 24 年度創設）の 2 つの交付金を活用しています。

今後も、計画の目標である「多様な居住ニーズに応える環境づくりと住宅セーフティネットの充実」、「良質な住宅ストックを将来世代に継承できる環境づくり」、「地域での豊かな住環境を実感できる魅力的な居住環境づくり」等の実現に向けた住宅施策を今後も推進していきます。

## 2 良質な住宅ストックの形成

### (1) 公的住宅対策の推進

#### ① 県営住宅の建設、建替の推進（県営住宅課）

県営住宅の建設の目的は、公営住宅法に基づき、住宅に困っている低額所得者に対して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進を図ることです。市町村と連携しながら市街地の環境整備を図るとともに、住宅需要の動向に即した良質な住宅の供給を推進しています。特に、少子・高齢社会の更なる進行に対応できるよう、設計段階で種々の配慮を行い、建設年次が古い老朽化した狭小で居住水準が低い既設県営住宅の建替事業を積極的に推進しています。



(県営城浜団地)



(県営金丸団地)

県営住宅の建替状況

(単位：戸)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6(計画)
中 層	47	0	0	30	60	29
高 層	313	217	0	149	235	0
計	360	217	0	179	295	29

※R3 は R2 に着手した団地について継続して建替を行った。

県営住宅の建替えについては、これまでは老朽化した低層住宅を対象としていましたが、これに加えて大量に建設された時期の中層住宅についても、その対象としています。

今後も、建替え等により県営住宅ストックの質の向上に重点を置きながら、耐久性の向上を図る改善事業や保守点検・修繕などを行っていくことにより、良質な県営住宅ストックを確保し供給していきます。

また、エレベーターを設置し、住戸内の段差解消などのバリアフリー化を行った高齢者にも優しい住宅を基本とし、需要に応じて車いす利用者向け住戸の供給も行っていきます。

○ 重点的に建替えを推進すべき団地の要件

(ア) 建設年次が特に古い居住水準の向上等を図るべき団地

(イ) 相当規模以上の団地で建替えにより居住水準の向上等を図るべき団地

(ウ) 公共賃貸住宅に対する需要が高い地域にあり、土地の高度利用により相当程度の戸数の供給と居住水準の向上等を図るべき団地

構造別の耐用年数

構 造	耐用年数 (法定建替要件)
耐火構造の住宅	70年 (35年)
準耐火構造の住宅	45年 (23年)
木造の住宅 (簡易平屋構造を含む)	30年 (15年)

## ② 県営住宅の管理の充実（県営住宅課）

県営住宅の管理戸数は令和6年4月1日現在で28,521戸となっており、その管理事務は量的にも質的にも増大していることから、今後の住宅政策としてこれらの既存住宅を有効かつ適切に管理することが重要な課題となっています。

このため、入居者の募集、決定、家賃の徴収等の対人的な管理及び建物の維持補修、保管義務違反の防止等の物的な管理の強化を図るとともに、入居者間の調整による共同生活の秩序維持や快適性の保持等、居住水準の向上に努めています。

また、平成18年4月からは指定管理者制度を、平成31年4月からは管理代行制度を導入し、福岡県住宅供給公社（以下「公社」という。）が全ての県営住宅の一般管理事務を行うことにより、住民サービスの向上と管理運営の効率化等を図っています。

令和5年度から、抽選方式募集を年3回から年4回に増やし、常時募集団地を24団地から61団地に拡大しました。さらに、単身世帯の年齢制限や同居要件を緩和することにより、入居希望者の要望に更に応えられるようにしました。

### 県営住宅管理戸数の推移

（単位：戸）

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
28,843	28,866	29,153	28,705	28,521

### 生活圏別県営住宅の管理戸数（令和6年4月1日現在）

（単位：戸）

生活圏別	福岡	北九州	筑後	筑豊	計
管理戸数	8,109	7,617	6,604	6,191	28,521
構成比	28.4%	26.7%	23.2%	21.7%	100.0%

### 県営住宅管理費の推移

（単位：千円）

年度	管理費	一般修繕	計画修繕	合計
R2年度	865,127	2,027,129	571,104	3,463,360
R3年度	929,299	2,012,468	591,333	3,533,100
R4年度	960,795	2,189,062	436,926	3,586,783

### ③ 既存県営住宅の有効活用（県営住宅課）

県営住宅は、令和6年4月現在で28,521戸のストックがあります。少子高齢化が進展し、将来的な人口、世帯数の減少が見込まれる中で、適切なストック量を管理しながら、これを活用することが必要です。

昭和30～40年代に建設された狭小で老朽化した木造、簡平、簡2の建物については、昭和55年から建替事業を実施しており、今後も引き続き推進します。

昭和40～50年代に大量に建設された中層耐火建築物については、耐用年数の1/2を経過し、建物の老朽化や設備水準の低下のほか、バリアフリー化も不十分であることなどの問題が発生しており、老朽化等が進んでいるものから順次、建替えを実施しています。

昭和61～平成12年度までに建設された中層耐火建築物については、耐用年数が満了するまで良好な状態で使用できるよう、基本的には長寿命化型の改善を行うこととしています。また、その中で高齢者の入居率が高く住宅設備等の改善が必要な団地において、エレベーター設置等の福祉型改善を実施するとともに、子育てに適した立地等を考慮して選定した団地において、子育て世帯への住宅支援・入居促進として、子育て支援型改善を実施しています。

#### 個別改善事業実施戸数の推移

(単位：戸)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (計画)
長寿命化型	621	388	456	474	506	156
福祉型	60 (60)				50(20)	102 (20)
子育て支援型	49	23 (10)	22 (4)	32	29(5)	23 (5)
計	670	401	478	506	560	256

※福祉型、子育て支援型における ( ) 書きは長寿命化型の内数

### ④ 市町村営住宅の建設・建替えの促進（住宅計画課）

公営住宅は、住宅市場において自力では適正な水準の住宅を適正な負担で確保することが困難と見込まれる世帯（高齢者・子育て世帯、DV被害者等）に対して、公的な支援により居住の安定の確保を図るという重要な役割を果たしています。

特に、地域の実情に即した住宅セーフティネットとして供給される市町村営住宅は、こうした住宅確保要配慮者にとって必要不可欠なものとなっています。一方で、耐用年数の1/2を経過した市町村営住宅の割合が非常に高くなっており、建物の老朽化や設備の陳腐化等により、建替えや改善が強く求められています。

このため、既存の市町村営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を実施することを目的として、公営住宅等長寿命化計画（平成 20 年度までは公営住宅ストック活用計画）の策定・見直しを積極的に促進し、計画的に市町村営住宅の建設・改善・予防保全等を行うよう助言しています。

#### ⑤ 市町村営住宅の管理の助言等（県営住宅課）

公営住宅は、生活様式の変化、住宅団地の大規模化等に伴って複雑・多様化しており、適正な管理業務の実施が求められています。

特に、市町村営住宅の管理については、戸数規模、管理体制など市町村の事業の実情に即して適正かつ合理的に管理することが重要であり、必要に応じて管理業務の適正化に関する助言等を行っています。

#### ⑥ 公社による住宅の供給促進（住宅計画課）

公社は、地方住宅供給公社法に基づき、賃貸住宅の建設、管理を主たる業務としているほか、県営住宅の管理代行者となっています。

公社賃貸住宅については、現在約 9,000 戸を管理していますが、老朽化や狭小化により建替えの必要があるものが多く、公社では、計画的に建替、移転集約、改善等の事業を推進していくこととしています。

また、公社は、特定優良賃貸住宅（地域優良賃貸住宅一般型）38 戸と高齢者向け優良賃貸住宅（地域優良賃貸住宅高齢者型）72 戸を管理しています。

### （2）民間住宅対策の促進

#### ① 地域優良賃貸住宅（旧特定優良賃貸住宅）の供給促進（住宅計画課）

地域優良賃貸住宅供給促進事業は、公社又は民間の土地所有者等が建設する良質な賃貸住宅を認定して、建設費の補助を行い、住宅確保要配慮者である子育て世帯、高齢者世帯、障がい者世帯等の居住に供する賃貸住宅の供給拡大を図る事業です。

地域優良賃貸住宅は、従来、国の予算上の措置であった制度を拡充し、平成 5 年度に「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき制度化された特定優良賃貸住宅が、平成 19 年度に高齢者向け優良賃貸住宅と合わせて再編されたもので、多様な賃貸住宅への需要に対応するとともに、公営住宅制度を補完するものです。令和 5 年度末時点で、県は 848 戸管理しています。

## ② 住宅性能表示制度等の普及促進（住宅計画課）

住宅相互の性能を比較し得る住宅性能表示制度の実施、住宅の瑕疵<sup>かし</sup>などに係る紛争を迅速かつ適正に処理するための紛争処理体制の整備、新築住宅に係る瑕疵担保責任存続期間 10 年間の義務付けという 3 つの柱からなる「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（以下「住宅品質確保法」という。）に基づき、消費者が安心して住宅を取得できる住宅市場の形成が図られるよう、住宅性能表示制度等の普及促進を図っています。

## ③ 瑕疵担保保険等の普及促進（住宅計画課）

いわゆる構造計算書偽装事件を踏まえて、住宅品質確保法に基づく瑕疵担保責任の履行をより確実なものにするため、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律により、その責任を負うべき住宅供給事業者に対し、保険への加入又は保証金の供託による資力確保措置が義務付けられました。

このため、パンフレットの配布等を通じて、瑕疵担保保険等の普及促進に努めています。

## ④ 住宅情報の提供と啓発（住宅計画課）

一般財団法人福岡県建築住宅センター（県の住宅行政の補完的役割を果たし、住宅に関する知識の普及、相談事業等の実施及び住宅関連産業の振興を図ることを目的として設置された法人。以下「建築住宅センター」という。）に対し、住宅情報の提供と啓発に関する事業を委託し、次の事業を行っています。

### ア 住宅に関する知識の普及啓発事業

- ・「住宅情報プラザ福岡」の運営
- ・住生活月間イベントの開催
- ・ホームページの開設
- ・生涯あんしん住宅の管理運営
- ・消費者研修の実施

### イ 住宅に関する各種相談事業

- ・常設住宅相談所の運営

### ウ 住宅建築関連事業者等に対する研修事業

### エ 住宅に関連する調査研究事業

## ⑤ 中古住宅の流通促進（住宅計画課）

住宅ストックの有効活用を図るため、既存住宅が市場で安心して取引されるよう、建物の状態を調査する「住まいの健康診断」の普及を促進しています。

このため、平成 23 年度から診断費用に対する助成を行うとともに、県内の宅地建物取引業者を対象として、平成 26 年 7 月から「住まいの健康診断」応援宣言事業者登録制度を実施しています。令和 6 年度から若年世帯・子育て世帯の既存住宅の取得を促進するため、診断費用に対する助成を割り増ししています。

また、「住まいの健康診断」を受けた住宅に対する優遇金利の適用等について、県内の金融機関と協定を締結し、平成 26 年 10 月以降、優遇制度が実施されています（R6.3.31 現在 18 金融機関で実施）。

さらに、平成 28 年度から、既存住宅の流通を促進するとともに、若年世帯・子育て世帯や高齢者世帯を含む多世代の居住を促進するためのリノベーション工事に係る費用の一部を補助する「既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業」を実施しています。令和 6 年度から「福岡県こどもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業」に名称を変更し、若年世帯・子育て世帯の幅広いニーズに柔軟に対応するため、補助区分を撤廃し、上限額を 50 万円に引き上げています。



## ⑥ リフォーム市場の活性化とリフォームへの支援（住宅計画課）

リフォーム市場の活性化により、既存住宅の性能の維持・向上と有効活用を図るため、官民が連携し施策等を検討する住宅市場活性化協議会への参画・支援を行うとともに、消費者が安心してリフォームを行うことができるよう、リフォーム相談への対応及びリフォームに関する様々な情報提供を行っています。

- リフォーム相談への対応
  - ・ 建築住宅センターに相談窓口を設置
  - ・ 市町村リフォーム相談窓口の設置の推進
- リフォームに関する情報提供
  - ・ 消費者及び事業者向けリフォームセミナーの開催
  - ・ リフォーム事例集、パンフレット等の作成
- 生涯あんしん住宅におけるバリアフリー等の改造事例の展示
- 建築住宅センターを活用したリフォーム情報の提供

## ⑦ 空き家対策の推進（建築指導課・住宅計画課）

近年、地域における人口減少や社会的ニーズの変化等に伴い、空き家が年々増加しています。このような空き家の中には、適切な管理が行われていない結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。

こうした中、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成 27 年 5 月に全面施行され、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家（特定空家等）に対する指導、勧告、命令、行政代執行が可能となりました。

そこで県では、市町村、民間事業者等と一体となって空き家対策を総合的に推進するため、平成 27 年 3 月に「福岡県空家対策連絡協議会」を設置し、空き家の適正管理や有効活用に関して、現状課題や情報共有を図り、空き家対策の連携・強化に向けて取り組んでいます。

### 【適正管理に向けた取組み】

「福岡県空家対策連絡協議会」において平成 27 年度から実態調査の手引き、特定空家等の判断の参考となる基準、特定空家等対応マニュアル及び所有者等調査マニュアルの作成等により、市町村の空き家対策を支援しています。

また、平成 28 年度から 30 年度まで、空き家所有者等に対して相談内容に適した専門家の派遣を行う「空き家専門相談支援事業」を実施しました。

### 【利活用に向けた取組み】

#### ○ 福岡県版空き家バンク

平成 30 年度に、福岡県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会福岡県本部と協定を締結し、県内の空き家情報をそれぞれの情報サイトに集約することで、県内の空き家の比較検討を簡単に行うことができる福岡県版空き家バンクを開設しました。

#### ○ 福岡県空き家活用サポートセンター（愛称、イエカツ）

令和 2 年度に「イエカツ」を開設し、空き家の利活用に関して豊富な経験を持つ専門相談員が、空き家や将来空き家になりそうな住宅の所有者から相談を受け、基本的な情報の提供から、所有者の意向を踏まえた活用処分方法の提案、専門事業者団体等とのマッチングまでの支援をワンストップで行っています。



また、県内の市町村や空き家に関わる専門事業者と連携して出張相談会を開催し、潜在的な空き家の掘り起こし活動も行っています。

令和 5 年度からは市町村の空き家活用に関する相談体制の更なる強

化のため、「福岡県空き家活用応援事業者」登録制度を創設すると共に、相談対応力向上のための市町村職員向けの研修会を実施しています。

#### ⑧ 長期優良住宅の普及促進（住宅計画課）

良質な住宅が建設され、長期にわたり良好な状態で使用されることが住生活の向上及び環境負荷の低減を図るうえで重要であるため、長期優良住宅の普及促進に関する基本方針や建築及び維持保全に関する計画の認定制度等を定めた長期優良住宅法が平成21年6月4日から施行され、法に基づく認定制度を実施しています。

また、認定を受けた住宅については、所得税（住宅ローン減税・投資型減税）の特別控除及び登録免許税・不動産取得税・固定資産税における税制上の優遇が措置されています。

さらに、平成24年に県と県内金融機関との連携により、長期優良住宅等の良質な住宅を購入し又は建設する人に対する住宅ローンの優遇制度を創設し、一層の普及促進を行っています。

#### ⑨ 省エネルギー住宅の普及促進（住宅計画課）

脱炭素社会の実現のため、住宅・建築物分野においても更なる省エネルギー化に向けた取組が求められています。既存住宅のうち現行の省エネ基準に適合している住宅は平成30年度時点で約11%にとどまっており、既存住宅の省エネ化が重要な課題です。

県では、既存住宅の省エネ化の促進に向けた以下の取組を開始しました。

ア 省エネ改修工事業者向け技術講習会

イ 耐震化と併せた省エネ改修に対する補助

ウ ZEH基準を超える省エネ性能を有し、電力販売契約（PPA）により太陽光発電設備を導入した「福岡未来づくり住宅」の供給に要する費用の一部を支援

#### ⑩ マンション管理の適正化（住宅計画課）

全国での築40年超のマンション数は、10年間で約2.2倍と急増する見込みです。マンションの老朽化や住民の高齢化などによる適切に維持管理されないマンションの増加は、外壁等の剥落など、災害時における居住者や近隣住民の生命・身体への危害を生じさせるおそれがあり、マンション管理の適正化は喫緊の課題となっています。

令和2年6月の「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」改正を受け、福岡県でもマンション管理の適正化に向けた以下の取組を開始しました。

ア 「福岡県マンション管理適正化推進計画」の策定

イ 県民及びマンション管理組合に対する普及啓発

- ・相談窓口の設置
- ・マンション管理士派遣
- ・マンション管理規約適正性診断
- ・マンション管理基礎セミナー、相談会開催
- ・啓発パンフレットの作成 等

ウ マンション管理計画認定制度の実施

⑪ 住宅セーフティネット制度の普及促進（住宅計画課）

大家が安心してセーフティネット住宅の登録ができる環境を整備するため、大家への働きかけに重要な役割を果たす宅建事業者に、入居者の見守りサービス等を行う居住支援法人の活動等について普及啓発を行います。

- ア 地域での説明会・交流会
- イ 居住支援ポータルサイト管理運営

(3) 良質な宅地供給の促進と市街地住宅の整備

① 宅地造成事業の推進（営繕設備課）

- ア 県営住宅団地の造成  
県営住宅建設に伴う敷地の造成及び団地内道路の整備等を行っています。
- イ 県有施設用地の造成  
県の出先機関等の県有施設用地の造成工事を行っています。

宅地造成事業の実施状況

(単位：件)

種 類	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
県営住宅用地の造成	11	8	4	3	4
県有施設用地の造成	12	14	25	16	23

② 住宅市街地基盤の整備（住宅計画課）

良好な住宅及び宅地の供給促進は重要な課題ですが、関連公共施設整備に係る費用の増大が妨げとなって、円滑な住宅建設事業の実施が困難な状況も見受けられます。このため、公共機関及び民間による住宅建設事業、宅地開発事業及びストック改善事業に関連して整備が必要となる国土交通省所管の公共施設について、通常の国庫補助事業に加えて、別枠で補助を行う目的で「住宅市街地基盤整備事業」が制度化されています。

この事業を活用し、平成23年度～28年度に乙金第二地区（大野城市）で道路（街路）を、平成25年度に北九州学術研究都市地区（北九州市）で河川などを整備しています。

### ③ 優良宅地・優良住宅の認定（都市計画課）

土地投機を防止しつつ良好な土地供給を促進するための土地税制の一環として、租税特別措置法により、優良宅地・優良住宅の認定制度が実施されています。

#### ○ 優良宅地・優良住宅認定制度の概要

法人等が土地を譲渡した場合に得た土地譲渡益は、その法人等の他の所得と合算して、まず法人税（又は所得税）として課税が行われます。さらに、この土地譲渡益には、土地の投機目的による譲渡を抑制するため、租税特別措置法に基づく追加的な課税が行われます（土地譲渡益重課制度）。

ただし、例外として、国・地方公共団体等に対する譲渡や良質な宅地の譲渡など望ましい宅地の供給については、一定の要件の下に重課制度を適用しない措置が講じられています。優良宅地・優良住宅認定制度も、この重課制度を適用しない措置の一つとして租税特別措置法に規定されています。

これまでの認定件数の累計は、優良宅地 472 件、優良住宅 1,841 件となっています。

#### 優良宅地及び優良住宅の認定権者

一団の宅地の面積	1, 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満	1, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上
優良宅地の認定	市町村長	県知事
優良住宅の認定		

(注1) 優良宅地の認定…租税特別措置法第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ、第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ、第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ、第 63 条第 3 項第 5 号イ又は第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イの規定に基づく認定

優良住宅の認定…租税特別措置法第 28 条の 4 第 3 項第 6 号、第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ、第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ、第 63 条第 3 項第 6 号又は第 68 条の 69 第 3 項第 6 号の規定に基づく認定

(注2) 北九州市内、福岡市内及び久留米市内については、一団の宅地の面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上であっても、それぞれの市が行う（福岡県事務処理の特例に関する条例）。

(注3) 開発許可を受けた宅地については、租税特別措置法の別の規定により土地譲渡益重課制度を適用しないこととされているため、改めて優良宅地又は優良住宅の認定を受ける必要はない。

### ④ 住宅市街地の整備（住宅計画課）

住宅市街地総合整備事業（旧住宅市街地整備総合支援事業）

大都市の既成市街地において、工場跡地、国有地等の拠点的都市空間の有効利用を図りつつ、都市機能の更新、居住環境の改善及び良好な市街地住宅の供給等を総合的に行うことを目的としています。

### 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）

地区名	施行者	大臣承認年度	拠点開発地区面積	事業用地概要	住宅計画戸数
八幡高見	北九州市	H7	約28.0ha	企業社宅跡地	950戸
香椎・臨海東	福岡市	H15	約132.6ha	JR操車場跡地・アイランドシティ等	9,450戸

### 住宅市街地総合整備事業（街なか居住再生型）

地区名	所在地	大臣承認	地区面積	事業用地概要	住宅計画戸数(民間)
新栄町	大牟田市新栄町	H19	約10.4ha	商業用地	243戸

### 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）

老朽住宅の密集、公共施設の著しい不足等により、居住環境の整備及び良質な住宅の供給が必要と認められる住宅市街地において、住宅事情の改善、居住環境の整備、老朽住宅の建替えの促進等を行う地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行い、もって公共の福祉に寄与することを目的としています。

これまで4市9地区において合計122.12haの事業を実施しており、整備された都市再生住宅のこれまでの建設実績累計は664戸です。

## 3 住宅セーフティネットの確保

### (1) 高齢者等住宅対策の推進

#### ① シルバーハウジングプロジェクトの実施（県営住宅課）

高齢者が安心して生活ができるよう、全住戸に手すりの設置等高齢化対応仕様を取り入れた県営住宅を建設しています。

また、シルバーハウジングプロジェクトを県営の3団地において実施し、地元市町村の福祉行政と連携したケア付き住宅の供給を行っています。

#### シルバーハウジングプロジェクト

所在地	団地名	戸数	建設年度
中間市	松ヶ岡	28	H7
八女市	ゆいのもり	10	H7
飯塚市	有安	30	H14～16

※シルバーハウジングプロジェクト  
高齢者の生活特性に配慮した住宅及び付帯設備の供給並びにライフサポートアドバイザー（生活援助員）により、必要に応じた生活指導、相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービス提供を行う事業

#### ② 車いす使用者向けの住戸の建設（県営住宅課）

県営住宅の建設にあたっては、建設地の市町村からの設置要望に基づき、障がい者世帯等が自立した生活ができるよう「車いす使用者向けの住戸」の建設を行っており、これまでに212戸の建設を行っています。

### ③ 生涯あんしん住宅における展示（住宅計画課）

安全・安心を目的としたモデル住宅（生涯あんしん住宅）をクローバープラザ（春日市）の敷地内に設置しており、その中で介護機器等の展示や見学者が実体験できるようにするなど、広く県民に耐震・防犯関連も含めた高齢化対応住宅の情報を提供しています。

また、省エネや創エネ、エネルギーの「見える化」等により新たな展示をするなど、県民の住宅性能への理解を支援すると共に、県産材の活用や県内製品の展示を行うことにより、県民への啓発普及促進を図ります。



太陽光パネル



エネルギーの見える化

### ④ 高齢者向けの賃貸住宅の供給促進（住宅計画課）

高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業は、高齢者の居住に配慮した賃貸住宅を供給促進する制度として、平成 11 年度に開始し、民間の土地所有者等が建設する高齢者のための優良な賃貸住宅に対して建設費助成を行いました（平成 23 年度までに累計 1,100 戸）。

高齢者向け優良賃貸住宅制度は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により平成 23 年度で終了しましたが、現在も、県では 420 戸の管理を継続しています（令和 5 年度時点）。今後も、地域優良賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅の適切な管理により、高齢者の居住の安定確保を進めていきます。

### ⑤ サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の実施（住宅計画課）

サービス付き高齢者向け住宅とは、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供するなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅です。その登録制度は、国土交通省・厚生労働省の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により平成 23 年度に創設されたもので、登録は都道府県・政令市・中核市が行い、家賃やサービスに関する情報が公開されています。

本県では、国の建設費補助制度や税制優遇制度等の周知により、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図っています。

サービス付き高齢者向け住宅の登録累計状況

(単位：戸)

H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
8,340	8,618	8,939	9,040	9,264	9,336	9,520	9,622

⑥ 県営住宅における子育て支援の拡充（県営住宅課）

県営住宅における子育て支援として、多子世帯（18歳未満の子どもが3人以上の世帯）やひとり親世帯（配偶者のいない者で、20歳未満の子どもを扶養している世帯）に対し、抽選方式募集において2つの番号を付与する倍率優遇措置を実施しています。

また、子育て世帯（中学生以下の子どもがいる世帯）については、高齢者・障がい者世帯と同様に、収入基準を緩和するとともに、抽選方式募集において優先枠を設けています。

子育て世帯の住宅確保を支援するため、今後も優先入居など必要な支援を継続します。

⑦ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度の実施（住宅計画課）

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅とは、高齢者や障がいのある人などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅です。「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正により平成29年度に創設された制度で、本県は、政令市・中核市を除く区域の住宅の登録を行っており、登録された情報は、国のホームページで公開されています。

今後も、宅建協会等の業界団体の研修会等での制度説明や賃貸オーナーへの働きかけ等を行うことで、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録促進を図っていきます。

⑧ 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（住宅計画課）

住宅確保要配慮者居住支援法人とは、地域の住宅確保要配慮者に対し、住宅相談等の入居支援や見守り等の入居後の生活支援等を行う法人です。「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正により平成29年度に創設された制度で、本県は法人の指定を行うとともに、ホームページ等で各法人の連絡先等の基本情報を公開しています。

住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、適正な居住支援法人の指定とその情報提供に努めています。

#### 4 地域活性化に資する住環境の整備

##### (1) 住環境の整備改善

###### ① 住宅地区改良事業等の促進（住宅計画課）

不良住宅が密集し、防災上、衛生上危険又は有害な状況にある地区に対して、安全で快適な住環境に整備改善し、健康で文化的な生活を営める住宅を建設するため、住宅地区改良法による住宅地区改良事業等を推進しています。

改良住宅等建設実績（政令市含む）

（単位：戸）

種 類	～H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	計
住宅地区改良事業(*1)	22,095	73	68	66	49	72	22,423
小規模住宅地区等改良事業(*2)	4,455	0	0	0	0	0	4,455
合 計	26,550	73	68	66	49	72	26,878

(\*1) 建替え 1,373 戸を含む。

(\*2) 建替え 112 戸、都市再生住宅（旧コミュニティ住宅）664 戸を含む。

###### ② 街なみ環境整備事業の促進（住宅計画課）

生活道路等の地区施設が未整備である区域や、住宅等が良好な美観を有していないなど住環境の整備を必要とする区域において、住民参加により地域の景観にも配慮したゆとりとうるおいのある個性豊かな街なみ形成を図る街なみ環境整備事業を推進しています。

事業地区（令和 5 年度事業中の地区）

地 区 名	施 行 者 名	概 要	事 業 年 度
木 屋 瀬	北 九 州 市	宿 場 町	H10～R6
鉄 の ま ち 八 幡	北 九 州 市	世 界 遺 産	H28～R9
太 宰 府	太 宰 府 市	門 前 町	H23～R7
吉 井	う き は 市	白 壁 土 蔵	H6～R6
新 川 田 籠	う き は 市	山 村 集 落	H23～R6
小 保 ・ 榎 津	大 川 市	宿 場 ・ 港 町	H26～R15
添 田 町	添 田 町	門 前 町	H26～R15
土 手 ノ 内	中 間 市	世 界 遺 産	H28～R9

##### (2) 老朽炭鉱住宅の整備促進（住宅計画課）

産炭地域の老朽炭鉱住宅地区については、住宅地区改良法に基づく住宅地区改良事業により住環境整備を促進しています。また、同法の対象とならない小規模な炭鉱住宅地区については、小規模住宅地区等改良事業により取り組んでいます。

炭住改良住宅等建設実績（政令市を含む）

（単位：戸）

種 類	～H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	計
住宅地区改良事業(*1)	11,960	35	0	46	14	72	12,127
小規模住宅地区等改良事業(*2)	1,751	0	0	0	0	0	1,751
合計	13,711	35	05	46	14	72	13,878

（\*1）建替え 482 戸を含む （\*2）建替え 88 戸を含む

5 下水道の整備促進

（1）流域別下水道整備総合計画の策定（下水道課）

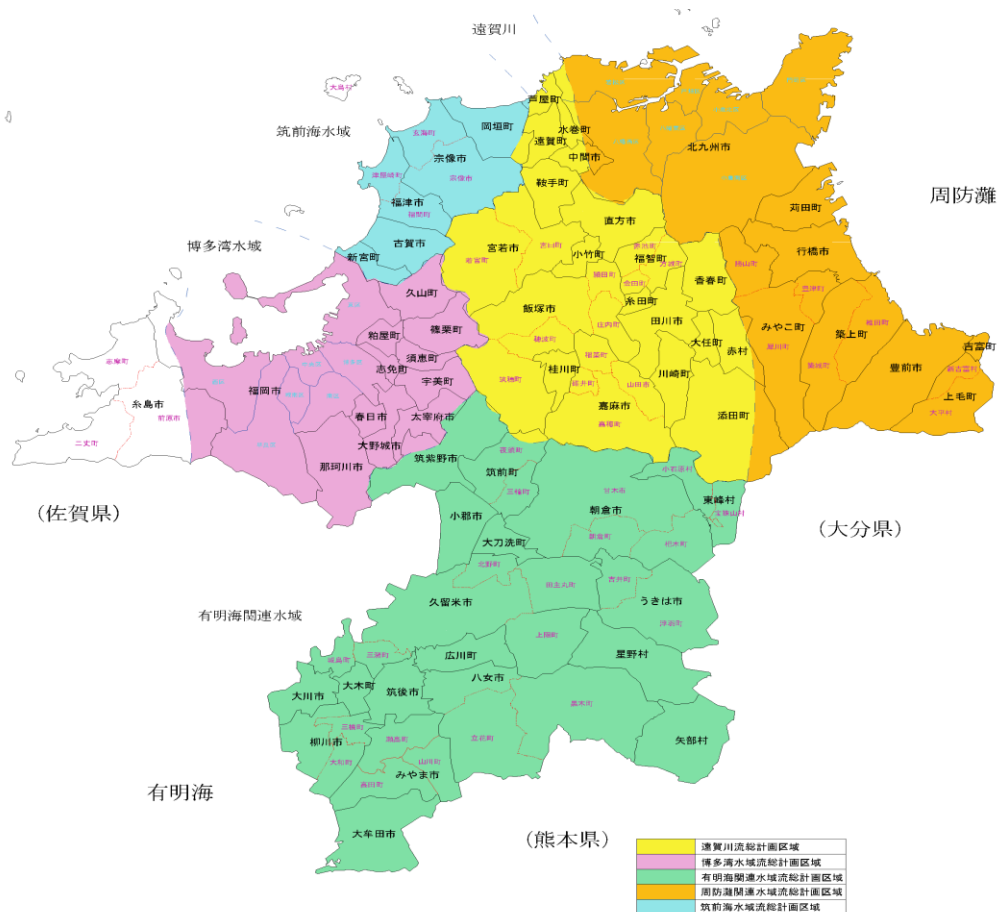
流域別下水道整備総合計画は、水質環境基準を達成するために必要とされる下水道の整備に関する総合的な基本計画です。県では、次表のとおり5つの計画を策定しています。筑前海水域については平成9年12月に、遠賀川については平成14年2月に、有明海については平成21年7月に、博多湾水域については平成25年1月に策定が完了し、周防灘については関係部局との調整を進めています。

流域別下水道整備総合計画の策定状況

令和6年4月現在

流 総 名	策 定 年 月 ( 変 更 年 月 )	備 考
遠 賀 川	H14.2 (H31.3)	7市14町1村 (遠賀川下流流域、遠賀川中流流域を含む)
博 多 湾 水 域	H25.1	7市8町 (御笠川那珂川流域、多々良川流域を含む)
有 明 海 関 連 水 域	H21.7	12市6町3村 (宝満川流域、宝満川上流流域、筑後川中流右岸流域、矢部川流域を含む)
周 防 灘 関 連 水 域	策定中	4市7町1村
筑 前 海 水 域	H9.12	3市3町

※市町村数は計画策定時のもの



流総計画調査区域図

## (2) 公共下水道の整備（下水道課）

公共下水道に着手している市町村は、次のとおり27市20町で、着手率は約78%となっています。令和4年度末における公共下水道の普及率は約84.0%ですが、北九州市及び福岡市を除くと、68.7%と低い状況です。

快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質を保全するためには、公共下水道の普及が必要不可欠であり、県内市町村による整備促進が今後の大きな課題です。その指針として、県では、平成29年3月に「福岡県汚水処理構想」を策定しました。

この構想では、令和7年度における県全体での汚水処理人口普及率を95%とする中期目標を設定し、下水道以外の整備手法（集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽）も含めた効率的な汚水処理施設整備の促進を図ることとしています。

また、複数の市町村や一部事務組合が、広域的に連携し、共同で汚水処理事業に取り組むことにより、効率的で持続可能な事業運営を行うことができるように、令和4年度に県内の市町村等とともに汚水処理施設の広域化・共同化計画の策定をしています。

北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、筑前町、大刀洗町、広川町、苅田町、みやこ町、吉富町、築上町  
(27市20町)

### (3) 流域下水道の整備

流域下水道とは、「専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの」又は「公共下水道（終末処理場を有するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調整するための施設を有するもの」をいいます。

県で実施している流域下水道は、御笠川那珂川、多々良川、宝満川、宝満川上流、筑後川中流右岸、遠賀川下流、矢部川及び遠賀川中流の8箇所です。

現在、汚水に係る県内8流域下水道の全てが供用開始済みとなっています。

流域下水道の概要図



① 御笠川那珂川流域下水道の整備（下水道課）

福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市及び那珂川市を計画区域とし、生活環境の整備と御笠川、那珂川及び博多湾をはじめとする公共用水域の水質保全のため、昭和46年に事業に着手しました。

終末処理場の御笠川浄化センターは昭和50年度に供用開始し、流域関連市町の全てが供用しています。

現在、終末処理場において、老朽化に伴う施設の更新等を行っています。

② 多々良川流域下水道の整備（下水道課）

粕屋町、志免町、宇美町、須恵町、篠栗町及び久山町を計画区域とし、生活環境の整備と多々良川及び博多湾をはじめとする公共用水域の水質保全のため、昭和60年度に事業に着手しました。

終末処理場の多々良川浄化センターは、平成6年度に供用開始し、流域関連町の全てが供用しています。

現在、終末処理場において、老朽化に伴う施設の更新等を行っています。

③ 宝満川流域下水道の整備（下水道課）

小郡市、筑紫野市を計画区域とし、生活環境の整備と宝満川及び有明海をはじめとする公共用水域の水質保全のため、昭和59年度に事業に着手しました。

終末処理場の宝満川浄化センターは、昭和63年度に供用開始し、小郡市と筑紫野市が供用しています。また、佐賀県基山町は令和2年度から計画区域に加わり、供用開始に向けて事業を進めています。

現在、終末処理場において、老朽化に伴う施設の更新等を行っています。

④ 宝満川上流流域下水道の整備（下水道課）

筑紫野市、太宰府市及び筑前町を計画区域とし、生活環境の整備と宝満川及び有明海をはじめとする公共用水域の水質保全のため、平成5年度に事業に着手しました。

近接する宝満川流域下水道の終末処理場である宝満川浄化センターと連絡管で接続し、平成10年4月より筑紫野市、平成13年4月より筑前町、平成21年10月より太宰府市の一部区域の汚水を圧送、処理しています。

**⑤ 筑後川中流右岸流域下水道の整備（下水道課）**

小郡市、朝倉市及び大刀洗町を計画区域とし、生活環境の整備と宝満川及び有明海をはじめとする公共用水域の水質保全のため、平成6年度に事業に着手しました。

宝満川浄化センターと接続し、汚水を圧送することにより、平成15年度末に一部供用を開始しました。その後、平成20年12月から終末処理場である福童浄化センターの供用を開始し、流域関連市町の全てが供用しています。

**⑥ 遠賀川下流流域下水道の整備（下水道課）**

中間市、水巻町、遠賀町及び鞍手町を計画区域とし、生活環境の整備と遠賀川をはじめとする公共用水域の水質保全のため、平成7年度に事業に着手しました。

終末処理場の遠賀川下流浄化センターは、平成15年7月に一部供用を開始し、平成18年度から流域関連市町の全てが供用しています。

現在、終末処理場において、老朽化に伴う施設の更新等を行っています。

**⑦ 矢部川流域下水道の整備（下水道課）**

八女市、筑後市、みやま市及び広川町を計画区域とし、生活環境の整備と矢部川、花宗川、山の井川及び有明海をはじめとする公共用水域の水質保全のため、平成9年度に事業に着手しました。

終末処理場の矢部川浄化センターは、平成18年10月に一部供用を開始し、平成22年度から流域関連市町の全てが供用しています。

**⑧ 遠賀川中流流域下水道の整備（下水道課）**

直方市、宮若市及び小竹町を計画区域とし、生活環境の整備と遠賀川をはじめとする公共用水域の水質保全のため、平成11年度に事業に着手しました。

終末処理場の遠賀川中流浄化センターは、平成18年9月に一部供用を開始し、流域関連市町の全てが供用しています。

現在、幹線管渠の整備及び流入汚水量の増加に伴う処理施設の増設を行っています。

# (福岡県流域下水道の事業概要)

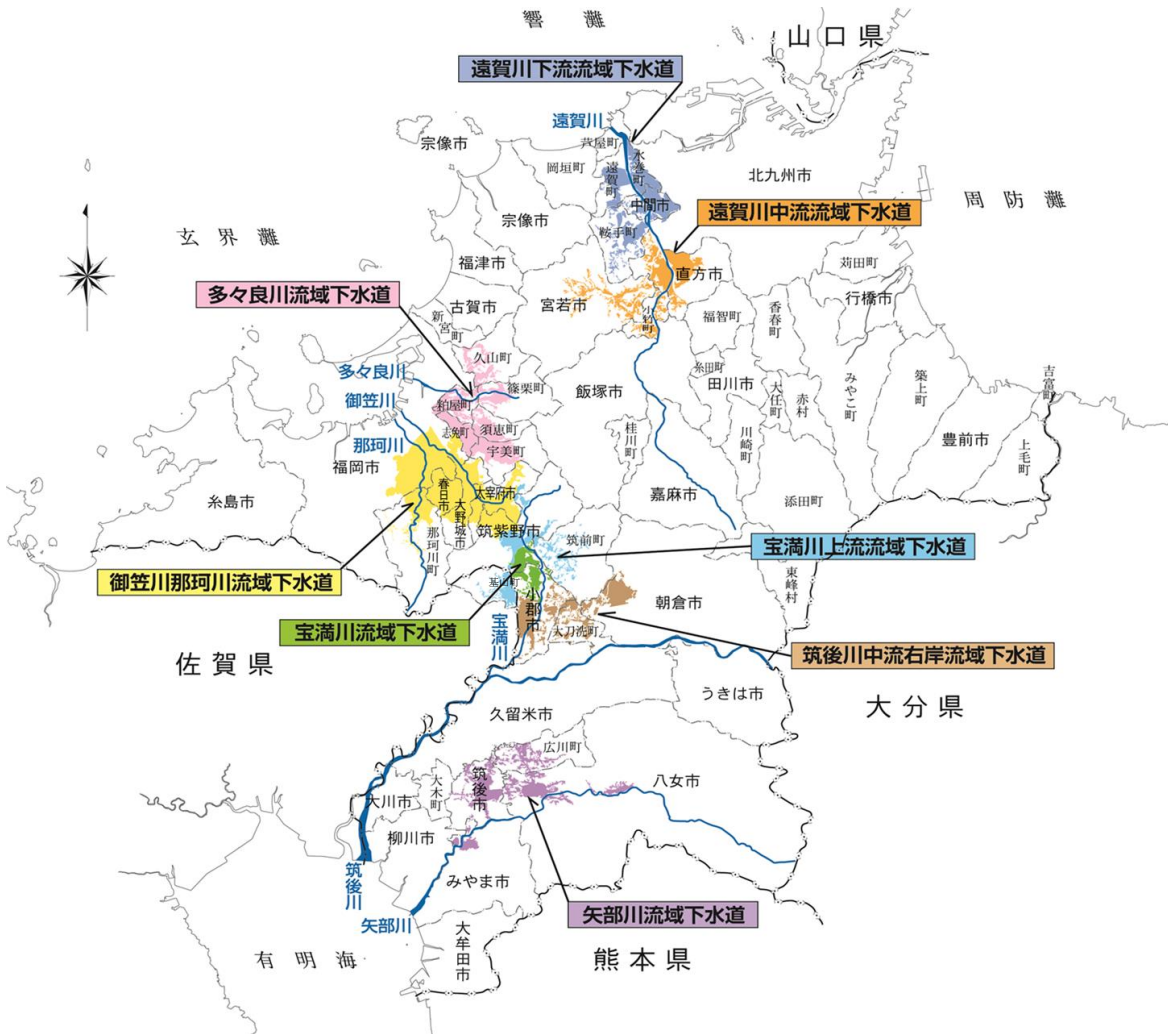
(令和5年3月末 現在)

箇所名	御笠川那珂川	多々良川	宝満川	宝満川上流	筑後川中流右岸	遠賀川下流	矢部川	遠賀川中流
処理区名	御笠川	多々良川	宝満川	宝満川上流	筑後川中流右岸	遠賀川下流	矢部川	遠賀川中流
着手(当初事業認可)年度	S.46	S.60	S.59	H.5	H.6	H.7	H.9	H.11
処理開始年度	S.50	H.6	S.63	(H.10)	(H.15)	H.15	H.18	H.18
全体計画								
計画面積 (ha)	9,582	4,667	1,613	1,405	2,667	3,526	2,458	2,900
計画人口 (千人)	703.8	198.5	64.3	36.8	62.1	83.2	61.5	65.5
計画処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	274,200	67,500	28,280	13,200	27,000	35,000	28,800	28,700
管渠延長 (km)	29.3	31.7	18.9	40.9	30.8	19.1	28.8	37.1
R4年度								
処理面積 (ha)	8,980	3,619	1,073	986	1,707	2,080	1,490	795
処理人口 (千人)	702.6	191.1	60.3	36.9	68.7	85.9	46.5	26.3
処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	197,842	45,537	24,179	—	16,848	19,400	12,053	4,737
管渠延長 (km)	29.3	31.7	8.4	31.0	30.8	19.1	28.8	32.5
関連市町名	(6市) 福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市	(6町) 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 久山町 粕屋町	(2市1町) 小郡市 筑紫野市 基山町 (佐賀県)	(2市1町) 筑紫野市 太宰府市 筑前町	(2市1町) 小郡市 朝倉市 大刀洗町	(1市3町) 中間市 水巻町 遠賀町 鞍手町	(3市1町) 八女市 筑後市 みやま市 広川町	(2市1町) 直方市 宮若市 小竹町

※ 全体計画の計画処理水量は日最大汚水量、令和4年度末処理水量については日平均流入水量である。

※ 宝満川上流流域下水道については、平成10年4月1日より宝満川浄化センターにて処理している。

※ 宝満川流域下水道の処理水量には、宝満川上流流域下水道の処理水を含んでいる。



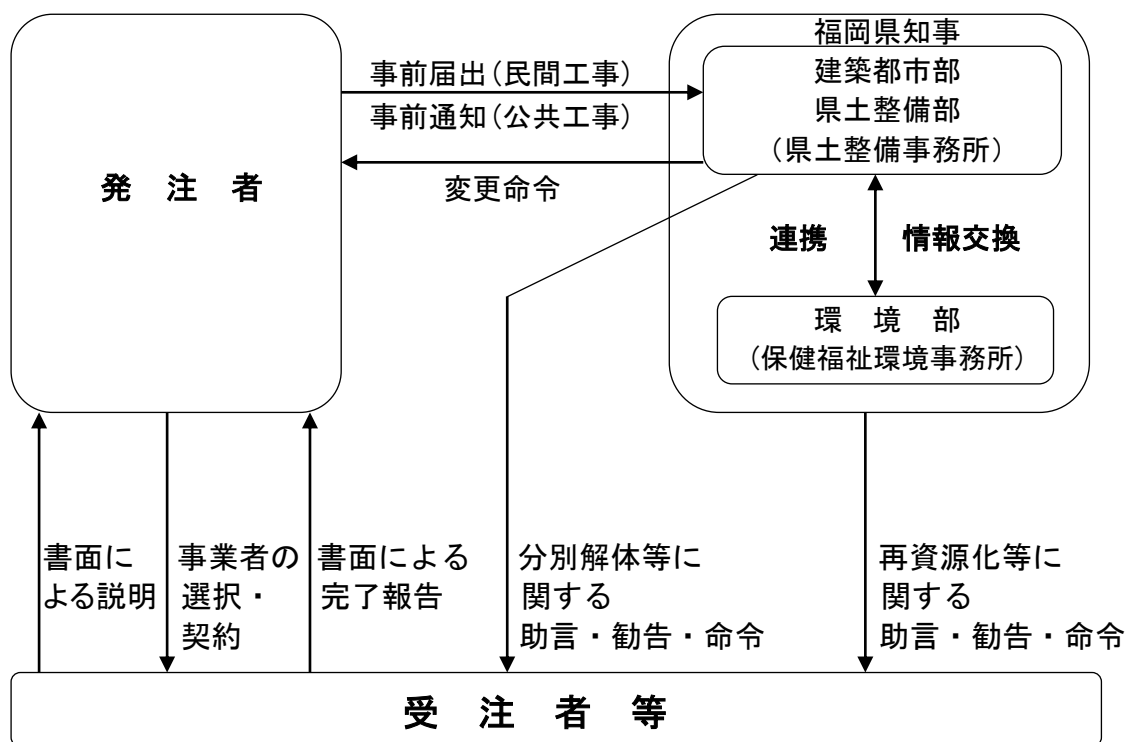
## 6 生活環境の保全

### (1) 建設資材リサイクルの推進（建築指導課）

建設工事に伴い発生する廃棄物の量が増大し、最終処分場の不足や不法投棄など、廃棄物をめぐる様々な問題が深刻化しています。そこで、コンクリート、木材などの特定の建設資材について、資源の有効利用の確保と廃棄物の適正処理を図るため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が制定されました。

この法律に基づき、対象建設工事の届出制度及び解体工事業者の登録制度を実施することにより、廃棄物の減量及び廃棄物の適正な処理を図り、建設資材のリサイクル推進に努めています。

#### 事務の流れ



(単位：件)

リサイクル法届出件数	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
福岡県全体	8,968	8,636	9,656	9,596	9,335
うち県所管分	3,593	3,537	4,127	4,001	3,959

※県所管分は、北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市を除く区域

解体工事業登録件数 (令和5年度末現在)	420者
-------------------------	------

## V 建設業、宅地建物取引業等の健全育成

建設業許可、宅地建物取引業免許、建築士事務所登録などの事務処理及びこれらの関係団体への指導・監督を行うことにより、消費者の保護や関係団体の育成を推進します。

また、関係機関と連携して、これらの業界からの暴力団排除の徹底を図っています。

### 1 建設業、宅地建物取引業等の健全育成

#### (1) 建設業法の運用

建設工事の適正な施工、発注者の保護、建設業の健全な発達の促進を図るために、建設業の許可、指導等を行っています。

##### ① 建設業の許可（建築指導課）

建設業を営もうとする者（軽微な建設工事を除く。）は、建設業の許可を受けなければなりません。適正な許可を行うため、営業所の実態や経營業務の管理責任者及び専任技術者の常勤性の確認など、各種許可要件及び欠格要件の審査を行っています。

#### 建設業許可業者数

区 分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
知 事 許 可	20,534	20,734	20,927	21,014	21,252
大 臣 許 可	407	403	403	402	410
計	20,941	21,137	21,330	21,416	21,662

##### ② 建設業者の経営事項審査（建築指導課）

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営の状況や規模、技術的能力、その他経営に関する客観的事項の審査（経営事項審査）を受けることが義務付けられています。

#### 経営事項審査受審業者数（県が審査した業者数）

区 分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
知 事 許 可	8,317	8,281	8,370	8,318	8,284
大 臣 許 可	255				
計	8,572	8,281	8,370	8,318	8,284

※R2年度から大臣許可業者の都道府県経由事務が廃止

### ③ 不良不適格業者の排除（建築指導課）

不良不適格業者とは、一般的に、技術力、施工能力を全く有しない業者、経営を暴力団が支配している業者、対象工事の規模や必要とされる技術力から見て適切な施工が行えない業者、過大な受注により施工が行えない業者等を指します。

このような不良不適格業者を排除し、技術と経営に優れた企業が成長していくことのできる条件を整備するため、平成15年4月に調査班を設置しました。調査班は、業者に対する実地調査を実施し、関係機関とも連携して建設業法等に違反した業者に対して厳正な指導や処分を行っています。

### ④ 建設工事紛争審査会（建築指導課）

建設工事の請負契約に関する紛争の簡易・迅速な解決を図るため、建設工事紛争審査会を設置し、当事者の申請によりあっせん、調停又は仲裁を行っています。

### ⑤ 建設産業の魅力発信（建築指導課）

建設産業は慢性的な人材不足や高齢化の課題を抱えています。若年層に建設産業を将来の職業候補の一つとして考えてもらうため、建設産業の魅力をわかりやすく伝える特設サイトの設置、動画の配信等を行っています。

## （2）宅地建物取引業法の運用

宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業の業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発展を促し、購入者等の利益を保護し、宅地及び建物の流通の円滑化を図るため、次のような免許、登録、指導等を行っています。

### ① 宅地建物取引業の免許、宅地建物取引士の登録及び宅地建物取引士証の交付（建築指導課）

宅地建物取引（宅地・建物の売買・交換又は宅地・建物の売買・交換・貸借の媒介・代理を行うこと。）を業として営むには、宅地建物取引業の免許が必要です。

また、宅地建物取引において重要事項の説明等を行うには、宅地建物取引士の登録を受け、宅地建物取引士証の交付を受けていなければなりません。

② 宅地建物取引業者、業者団体に対する指導（建築指導課）

宅地建物取引業法に違反した業者に対して厳正な指導、監督、処分を行っています。また、業者団体の主催する研修会等に参加して助言を行うなど、業者団体に対する指導に努めています。

③ 閲覧及び相談（建築指導課）

宅地建物取引業者の免許申請書等については、誰もが閲覧することができます。県庁及び県土整備事務所（福岡、久留米、北九州、飯塚）の建築指導課において閲覧を実施しています。また、宅地建物取引に係る業者との紛争相談にも応じています。

宅地建物取引業者免許件数

区 分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
免 許 件 数	873	862	1,441	1,414	1,377
（うち新規）	(303)	(334)	(339)	(273)	(302)
（うち更新）	(570)	(528)	(1,102)	(1,141)	(1,075)

宅地建物取引業者数

区 分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
知 事 免 許	5,391	5,533	5,642	5,674	5,730
（うち法人）	(4,481)	(4,648)	(4,798)	(4,870)	(4,970)
（うち個人）	(910)	(885)	(844)	(804)	(760)
大 臣 免 許	114	121	120	122	121
（うち法人）	(114)	(121)	(120)	(122)	(121)
（うち個人）	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)
計	5,505	5,654	5,762	5,796	5,851
（うち法人）	(4,595)	(4,769)	(4,918)	(4,992)	(5,091)
（うち個人）	(910)	(885)	(844)	(804)	(760)

宅地建物取引士登録状況

区 分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
前年度末の登録者数 A	42,427	43,693	44,929	46,176	47,519
当年度の登録者数 B	1,309 (45)	1,279 (39)	1,291 (38)	1,432 (34)	1,568 (16)
当年度の登録抹消者数 C	43 (29)	43 (23)	44 (22)	44 (18)	35 (16)
当年度末の登録者数 A + B - C	43,693	44,929	46,176	47,564	49,052

（注）（ ）内は登録移転者数

### (3) 建築士法の運用

建築士法に基づき、建築士の業務の適正な運営を図り、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的として、次のような業務を行っています。

#### ① 建築士免許の登録・建築士事務所の登録(建築指導課)

一定規模以上の建築物の設計又は工事監理を行うには、建築士の免許が必要です。また、建築士が業として建築物の設計等を行う場合は、建築士事務所登録を受けることが必要です。これらの登録については、建築士法に基づき指定した機関が事務を行っており、登録機関に対し必要な助言や指導を行っています。

#### ② 建築士、建築士事務所に対する指導(建築指導課)

建築士法に違反した建築士又は建築士事務所に対して、厳正な指導や処分を行っています。また、関係団体が主催する講習会を通じて、建築士に対し業務に必要な知識を提供し、建築士の資質の向上を図っています。

#### 建築士免許新規登録状況

(単位：件)

区 分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
二級建築士免許登録	203	198	215	214	212
木造建築士免許登録	1	2	0	0	0

#### 建築士免許登録数(累計) (令和6年3月31日現在)

(単位：人)

二級建築士	木造建築士	合 計
31,939	401	32,340

#### 建築士事務所新規・更新登録状況

(単位：件)

区 分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
一級建築士事務所	519	599	707	604	619
二級建築士事務所	152	145	170	180	161
木造建築士事務所	2	1	0	0	0

#### 建築士事務所登録数(累計) (令和6年3月31日現在)

(単位：件)

一級建築士事務所	二級建築士事務所	木造建築士事務所	合 計
2,730	721	2	3,453

## VI 地域と調和のとれた公共建築物の効率的整備

快適な執務空間や誰もが利用しやすい施設空間を確保し、高度情報化をはじめとした多様なニーズに対応することにより、質の高い行政サービスを提供できる地域の施設づくりを進めるとともに、省資源・バリアフリー・環境・防災などに配慮した長期的利用が可能な施設づくりを推進します。

### 1 計画的な公共施設整備

#### (1) 長期的な展望に立った良質な公共施設の整備（営繕設備課）

県有施設の整備にあたっては、長期的な展望に立ち、良質な公共施設のストック形成を図るため、次の事項を設計、施工技術に反映させています。

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| ・環境保全への配慮   | ・エネルギーの効率的利用        |
| ・資源の有効利用    | ・快適性・利便性の確保         |
| ・高度情報化への対応  | ・高齢者・身体障がいのある人等への対応 |
| ・防災機能の確保    | ・施設の保全及び将来利用への配慮    |
| ・合理的耐久性の確保  | ・長期的経済性への配慮         |
| ・品質の確保      | ・再生可能エネルギー導入への対応    |
| ・木造化・木質化の推進 | ・防犯機能の確保            |

#### ○実施事例

施設名 糸島特別支援学校

所在地 糸島市泊字フシカ坂 965 番

工期 設計 令和 2 年度

工事 令和 3 年 7 月～令和 6 年 3 月

工事概要 特別支援学校の新築

取組内容 ①環境保全への配慮

庇や複層ガラスによる環境負荷軽減への配慮

②快適性・利便性の確保

校舎と体育館を一棟とし、コンパクトで合理的な配置計画

③木造化・木質化の推進

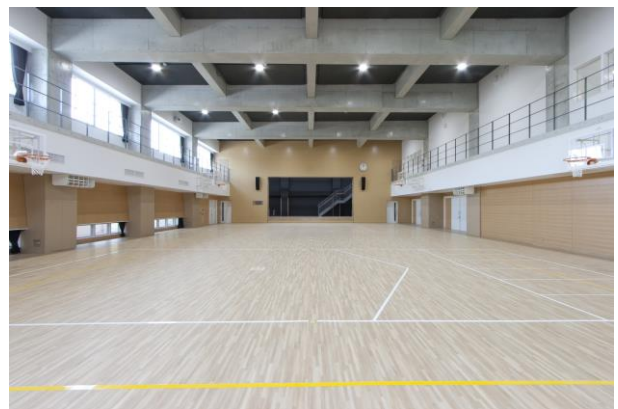
各室の腰壁やテラス等に木材を利用



建物全景



屋上



1階体育館



1階多目的ホール



保護者控室

営繕工事年度別契約推移

(単位：千円)

年 度	一般営繕施設		教育委員会施設		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
R1	18 (2)	1,093,908 (22,168)	77 (10)	7,147,343 (1,028,285)	95 (12)	8,241,250 (1,050,454)
R2	34 (7)	2,266,558 (278,356)	92 (7)	7,773,422 (747,801)	126 (14)	10,039,980 (1,026,157)
R3	40 (7)	2,614,389 (370,637)	110 (18)	9,435,899 (832,968)	150 (25)	12,050,288 (1,203,605)
R4	10 (0)	1,972,229 (0)	85 (11)	11,380,970 (652,570)	95 (11)	13,353,200 (652,570)
R5	24 (3)	8,628,720 (76,514)	94 (3)	8,503,389 (587,346)	118 (6)	17,132,109 (663,861)

(注) 件数は設備工事を除いた契約件数

金額は当該年度(債務については初年度)の契約額の合計

( )内は土木工事を示す。

設備工事年度別契約推移

(単位：千円)

年 度	営繕工事		住宅工事		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
R1	180	4,468,389	34	369,231	214	4,837,620
R2	183	4,575,622	45	2,013,509	228	6,589,131
R3	162	4,888,228	10	54,283	172	4,942,511
R4	184	6,758,732	22	610,508	206	7,369,240
R5	192	8,623,728	31	1,395,183	223	10,018,911

## (2) 公共工事の効率的発注の促進（建築都市総務課）

公共工事の適正かつ効率的な施工を図るため、指名委員会の運営、入札、契約、工事の検査及び指導並びに支払等を一元的に管理しています。

また、入札制度についても、平成13年4月に施行された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき改善を図っているところであり、平成15年4月からは、1億円以上3億円未満の工事を公募型指名競争入札で実施するとともに、一般競争入札の対象を3億円以上の工事に拡大しました。

さらに、平成19年10月からは、一般競争入札の対象を5千万円以上の工事に拡大するとともに、総合評価方式についても5千万円以上の工事で実施しています。

また、インターネットによる発注見通しの公表や全ての工事の予定価格及び最低制限価格の事前公表を行っており、平成18年1月からは、電子入札制度を導入しました。

### 契約件数・検査件数・契約金額（建築都市部）

年 度	工事請負契約 件 数 (A)	業務委託契約 件 数 (B)	計 (A+B)	出来形検査 件 数	契約金額 (千円)
R1	378	323	701	62	22,592,693
R2	407	301	708	68	22,026,817
R3	398	275	673	74	19,850,825
R4	367	300	667	68	27,172,898
R5	402	281	683	71	35,136,736

### (3) 公共事業の再評価（建築都市総務課ほか）

公共工事の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、平成10年度から公共事業の再評価を実施しています。

事業着手後一定期間が経過した事業を再評価し、事業の継続、見直し、中止等の対応方針を決定します。

その決定にあたっては、学識経験者等で構成する「福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会」の意見を尊重することとしています。

#### ア 再評価対象事業（再評価要件）

- ① 事業採択後5年間が経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後10年間が経過した時点で継続中の事業
- ③ 事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業
- ④ 再評価実施後5年間（下水道事業は10年間）が経過している事業
- ⑤ 再評価の実施主体が再評価の必要性があると判断した事業

#### イ 再評価を実施した事業

年度	事業（箇所）名	再評価要件	対応方針
H10 (5)	御笠川那珂川流域下水道	②	継続実施
	宝満川流域下水道	②	継続実施
	多々良川流域下水道	②	継続実施
	筑豊緑地都市公園事業	②	継続実施
	中央公園都市公園事業	②	継続実施
H12	御笠川住宅宅地関連公共施設整備促進事業	②	継続実施
H13 (3)	粕屋宇美線街路事業	②	継続実施
	筒井小倉線街路事業	②	継続実施
	上津荒木川住宅宅地関連公共施設整備促進事業	②	継続実施
H14 (4)	芦屋水巻中間線街路事業	②	継続実施
	西鉄天神大牟田線花畑駅付近連続立体交差事業	②	継続実施
	大正町一丁目市街地再開発事業	①	事業中止
	宝満川上流流域下水道事業	②	継続実施
H15 (4)	西鉄天神大牟田線春日原下大利間連続立体交差事業	①	継続実施
	筑豊緑地都市公園事業	④	継続実施
	中央公園都市公園事業	④	継続実施
	筑後川中流右岸流域下水道事業	②	継続実施

年度	事業（箇所）名	再評価要件	対応方針
H16	筑後川広域公園都市公園事業	②	継続実施
(2)	遠賀川下流流域下水道事業	②	継続実施
H18	矢部川流域下水道事業	②	継続実施
H19	御笠川那珂川流域下水道事業	④	継続実施
(2)	東合川野伏間線街路事業	②	継続実施
H20	多々良川流域下水道事業	④	継続実施
(5)	宝満川流域下水道事業	④	継続実施
	遠賀川中流流域下水道事業	②	継続実施
	長溝線街路事業	②	継続実施
	西鉄天神大牟田線春日原下大利間連続立体交差事業	④	継続実施
H21	筑後広域公園都市公園事業	④	継続実施
H22	小倉駅南口東地区再開発事業	①	継続実施
(2)	鯉田中線街路事業	②	継続実施
H23	志免宇美線街路事業	②	継続実施
(2)	那珂川宇美線（下白水工区）街路事業	②	継続実施
H24	本郷基山線街路事業	②	継続実施
(4)	堤上野線街路事業	②	継続実施
	那珂川宇美線街路事業	②	継続実施
	宝満川上流流域下水道事業	④	継続実施
H25	福岡駅前線外3線街路事業	②	継続実施
(3)	西鉄天神大牟田線春日原下大利間連続立体交差事業	④	継続実施
	筑後川中流右岸流域下水道事業	④	継続実施
H26	筑後広域公園都市公園事業	④	継続実施
(2)	遠賀川下流流域下水道事業	④	継続実施
H27	境口頓野線街路事業	②	継続実施
(2)	鯉田中線街路事業	④	継続実施
H28	芦屋水巻中間線街路事業	②	継続実施
(2)	矢部川流域下水道事業	④	継続実施
H29	御笠川那珂川流域下水道事業	④	継続実施
(2)	宝満川流域下水道事業	④	継続実施

年度	事業（箇所）名	再評価要件	対応方針
H30 (4)	福岡駅前線外3線街路事業	④	継続実施
	西鉄天神大牟田線春日原下大利間連続立体交差事業	④	継続実施
	多々良川流域下水道事業	④	継続実施
	遠賀川中流流域下水道事業	④	継続実施
R1 (2)	筑後広域公園都市公園事業	④	継続実施
	粕屋久山線街路事業	⑤	継続実施
R2 (2)	西鉄天神大牟田線春日原下大利間連続立体交差事業	⑤	継続実施
	久留米駅南町線街路事業	⑤	継続実施
R3	芦屋水巻中間線街路事業	④	継続実施
R4 (4)	宝満川上流流域下水道事業	④	継続実施
	那珂川宇美線街路事業	⑤	継続実施
	中央団地川宮線その他1路線街路事業	⑤	継続実施
	西鉄天神大牟田線春日原下大利間連続立体交差事業	⑤	継続実施
R5 (5)	筑後川中流右岸流域下水道事業	④	継続実施
	長浜太宰府線街路事業	⑤	継続実施
	東櫛原町本町線街路事業	⑤	継続実施
	堤上野線街路事業	⑤	継続実施
	西鉄天神大牟田線春日原下大利間連続立体交差事業	⑤	継続実施
計 (65)	市街地再開発事業	2	
	街路事業	24	
	連続立体交差事業	8	
	都市公園事業	8	
	住宅宅地関連公共施設整備促進事業	2	
	流域下水道事業	21	

# 参 考 资 料



## 参 考 資 料 目 次

1	各課（室）係事務分掌	95
2	住宅関係指標に見る福岡県の状況（全国比較）	104
3	令和5年度新設住宅着工戸数	105
4	新設住宅着工戸数の推移	105
5	利用関係別新設住宅着工戸数の推移	106
6	住宅の所有関係別規模の推移（県内）	106
7	所有関係の推移（県内）	107
8	建て方別住宅ストック数の推移（県内）	107
9	公営住宅建設戸数実績	108
10	管理事務所別県営住宅管理戸数一覧表	108
11	建設年度別県営住宅管理戸数一覧表	109
12	令和5年度県土整備事務所別建築行政事務取扱件数	110
13	都市計画区域決定状況	111
14	下水道整備状況	113
15	附属機関委員名簿	114
(1)	福岡県都市計画審議会委員	114
(2)	福岡県開発審査会委員	115
(3)	福岡県景観審議会委員	115
(4)	福岡県建設工事紛争審査会委員	116
(5)	福岡県建築士審査会委員	116
(6)	福岡県建築審査会委員	117
(7)	福岡県県営住宅管理審議会委員	117
16	建築都市部と関係のある団体名簿	118



1 各課（室）係事務分掌

(令和6年4月1日現在)

課名等	係名	事務内容
建築都市 総務課	総務係	<p>ア 建築都市部に係る人事に関する事務の総括に関すること。</p> <p>イ 庶務に関すること（建築都市部建築都市総務課契約室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）。</p> <p>ウ 建築都市部に属する出先機関に関すること。</p> <p>エ 建築都市部各課の連絡調整に関すること。</p> <p>オ 建築都市行政の総合企画、調査及び調整に関すること。</p> <p>カ 建築都市部に関する事務で他課に属しないこと。</p>
	予算・重点第一係	<p>ア 福岡県営住宅敷金管理条例の施行に関すること。</p> <p>イ 建築都市部に係る予算の総括に関すること。</p> <p>ウ 建築都市部の建築都市総務課、建築指導課、住宅計画課、県営住宅課及び営繕設備課に係る予算に関すること。</p> <p>エ 建築都市部に係る重要施策等の総括に関すること。</p> <p>オ 建築都市部の建築都市総務課、建築指導課、住宅計画課、県営住宅課及び営繕設備課に係る重要施策等に関すること。</p> <p>カ 財務会計に関すること（建築都市部建築都市総務課契約室に係るものを含む。）。</p>
	予算・重点第二係	<p>ア 建築都市部の都市計画課、公園街路課及び下水道課に係る予算に関すること。</p> <p>イ 建築都市部の都市計画課、公園街路課及び下水道課に係る重要施策等に関すること。</p>
建築都市 総務課 契約室	/	<p>ア 建築都市部に係る工事の契約に関すること。</p> <p>イ 宅地の買収契約に関すること。</p> <p>ウ 建築都市部に係る工事の検査及び指導に関すること。</p> <p>エ 建築都市部に係る工事の技術事項の基準等に関すること。</p> <p>オ 庶務に関することのうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。</p>
都市計画課	行政係	<p>ア 土地区画整理法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。</p> <p>イ 駐車場法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。</p> <p>ウ 流通業務市街地の整備に関する法律の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。</p> <p>エ 都市計画決定手続に関する事務のうち、他係に属しないこと。</p>

課名等	係 名	事 務 内 容
		<p>オ 都市再開発法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。</p> <p>カ 幹線道路の沿道の整備に関する法律の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。</p> <p>キ 都市再生特別措置法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。</p> <p>ク 租税特別措置法施行令の規定に基づく特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関すること。</p> <p>ケ 福岡県都市計画審議会に関すること。</p> <p>コ 庶務・財務会計に関すること。</p> <p>サ 福岡県屋外広告物条例の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。</p>
	都市政策係	<p>ア 都市政策の総合企画、調査及び調整に関すること。</p> <p>イ 都市計画法の規定に基づく都市計画のうち、交通施設に係るものの技術に関すること。</p> <p>ウ 駐車場法の施行に関する事務のうち、技術に関すること。</p> <p>エ 景観法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。</p> <p>オ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行に関すること。</p> <p>カ 福岡県美しいまちづくり条例の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。</p> <p>キ 福岡県屋外広告物条例の施行に関する事務のうち、技術に関すること。</p>
	計 画 係	<p>ア 都市計画区域及び準都市計画区域の指定に関する事務のうち、技術に係るもので他課及び他係に属しないこと。</p> <p>イ 都市計画区域マスタープランに関する事務のうち、技術に係るもので、他課及び他係に属しないこと。</p> <p>ウ 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）に関する事務のうち、技術に係るもので他課及び他係に属しないこと。</p> <p>エ 地域地区（用途地域、特別用途地区等）に関する事務のうち、技術に係るもので他課及び他係に属しないこと。</p> <p>オ 地区計画、集落地区計画等に関する事務のうち、技術に係るもので他課及び他係に属しないこと。</p> <p>カ 都市再生特別措置法の施行に関する事務のうち、立地適正化計画に関すること。</p>

課名等	係 名	事 務 内 容
	市街地整備係	<p>ア 土地区画整理法の施行に関する事務のうち、技術に関すること。</p> <p>イ 都市再開発法の施行に関する事務のうち、技術に関すること。</p> <p>ウ 流通業務市街地の整備に関する法律の施行に関する事務のうち、技術に関すること。</p> <p>エ 都市再生整備計画事業に関すること。</p> <p>オ 都市再生特別措置法の施行に関する事務のうち、技術に関すること（立地適正化計画に関することを除く）。</p> <p>カ 建築都市部に係る都市災害復旧事業の総括に関すること。</p>
	開発第一係	<p>ア 都市計画法に基づく開発行為の許可に関すること。</p> <p>イ 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること。</p> <p>ウ 租税特別措置法の施行に関する事務のうち、優良宅地及び優良住宅の認定に係るもの。</p> <p>エ 福岡県開発審査会に関すること。</p> <p>オ 流通業務地区内の許可に関すること。</p>
	開発第二係	<p>ア 都市計画法に基づく開発行為の許可に関すること。</p> <p>イ 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること。</p> <p>ウ 租税特別措置法の施行に関する事務のうち、優良宅地及び優良住宅の認定に係るもの。</p> <p>エ 流通業務地区内の許可に関すること。</p>
	盛土規制係	<p>ア 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（基礎調査及び区域指定）</p>

課名等	係 名	事 務 内 容
建築指導課	宅建業係	<p>ア 宅地建物取引業法の施行に関すること。</p> <p>イ 積立式宅地建物販売業法の施行に関すること。</p> <p>ウ 不動産特定共同事業法の施行に関すること。</p> <p>エ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関すること（宅地建物取引業者からの保証金供託等の届出に関することに限る。）。</p> <p>オ 庶務に関すること。</p> <p>カ 財務会計に関すること。</p>
	建設業係	<p>ア 統計法の規定に基づく指定統計のうち、建設工事統計に関すること。</p> <p>イ 建設業法の施行に関すること。</p> <p>ウ 建設機械抵当法の施行に関すること。</p> <p>エ 浄化槽法の施行に関する事務のうち、浄化槽工事業に係る登録に関すること。</p> <p>オ 地方自治法施行令の規定に基づく建設工事競争入札参加者の資格審査及び名簿の作成に関すること。</p> <p>カ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関すること（建設業者からの保証金供託等の届出に関することに限る。）。</p>
	企 画 係	<p>ア 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、建築物に関すること。</p> <p>イ 建築基準法の施行に関する事務のうち、総合設計制度、地区計画等の区域内における建築物の制限及び建築協定に関すること。</p> <p>ウ 福岡県福祉のまちづくり条例の施行に関する事務のうち、建築物に関すること。</p> <p>エ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること（建築物の特定建設資材に係る分別解体等に限る。）。</p> <p>オ 建築指導行政に係る企画、調査及び調整に関すること</p> <p>カ 空家等の対策の推進に関する特別措置法の施行に関すること（市町村が講ずる措置についての情報提供及び技術的な助言）。</p>

課名等	係 名	事 務 内 容
	建築指導係	<p>ア 統計法の規定に基づく指定統計のうち、建築着工統計に関すること。</p> <p>イ 建築基準法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。</p> <p>ウ 建築士法の施行に関すること。</p> <p>エ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関すること。</p> <p>オ 農山漁村住宅改善の指導に関すること。</p> <p>カ 建築相談に関すること。</p> <p>キ 建物の蟻害防止に関すること。</p>
	建築審査係	<p>ア 建築基準法の施行に関する事務のうち、建築物の建築等に関する審査及びその調整等に関すること。</p> <p>イ 建築物用地下水の採取の規制に関する法律の施行に関すること。</p> <p>ウ 浄化槽法の施行に関する事務のうち、浄化槽の構造に関すること。</p> <p>エ 建築構造検査に関すること。</p> <p>オ 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、低炭素建築物新築等計画の認定に関すること。</p> <p>カ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行に関すること。</p>
公園街路課	管 理 係	<p>ア 都市公園法の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。</p> <p>イ 都市計画法の規定に基づく都市計画及び都市計画事業のうち、公園、緑地及び墓園に関するもので他係に属しないこと。</p> <p>ウ 都市計画法の規定に基づく都市計画事業のうち、交通施設に関するもので他係に属しないこと。</p> <p>エ 庶務に関すること。</p> <p>オ 財務会計に関すること。</p> <p>カ 国土交通省所管の国有財産のうち、公園（都市公園法が適用される公園に限る。）に関すること。</p>

課名等	係 名	事 務 内 容
	公園緑地係	<p>ア 都市公園法の施行に関する事務のうち、技術に関すること（大濠公園能楽堂、旧福岡県公会堂貴賓館及び筑後広域公園九州芸文館に係るものを除く。）。</p> <p>イ 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の施行に関すること。</p> <p>ウ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の施行に関すること。</p> <p>エ 都市計画法の規定に基づく都市計画及び都市計画事業のうち、公園、緑地及び墓園に係るものの技術に関すること。</p> <p>オ 都市緑地法の施行に関すること。</p> <p>カ 生産緑地法の施行に関すること。</p> <p>キ 福岡県福祉のまちづくり条例の施行に関する事務のうち、公園に関すること。</p> <p>ク 都市公園等の災害復旧事業に関すること。</p>
	街 路 係	<p>ア 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく都市計画の決定がなされた道路に関すること。</p> <p>イ 都市計画法の規定に基づく都市計画事業のうち、交通施設に係るものの技術に関すること。</p> <p>ウ 街路の災害復旧事業に関すること。</p>
下水道課	管 理 係	<p>ア 下水道法の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。</p> <p>イ 都市計画法の規定に基づく都市計画及び都市計画事業のうち、下水道に関するもので他係に属しないこと。</p> <p>ウ 公益財団法人福岡県下水道管理センターに関すること。</p> <p>エ 庶務に関すること。</p> <p>オ 財務会計に関すること。</p> <p>カ 国土交通省所管の国有財産のうち、下水道（下水道法が適用される下水道に限る。）に関すること。</p>
	公共下水道係	<p>ア 下水道法の施行に関する事務のうち、技術に係るもので他課及び他係に属しないこと。</p> <p>イ 都市計画法の規定に基づく都市計画及び都市計画事業のうち、下水道に関する技術に係るもので他係に属しないこと。</p> <p>ウ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業（公共下水道に係るもの）に関すること。</p>

課名等	係 名	事 務 内 容
	流域下水道係	<p>ア 下水道法の施行に関する事務のうち、流域下水道及び流域別下水道整備総合計画に係るものの技術に関すること。</p> <p>イ 都市計画法の規定に基づく都市計画及び都市計画事業のうち、流域下水道に係るものの技術に関すること。</p> <p>ウ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業（流域下水道に係るもの）に関すること。</p>
住宅計画課	民間住宅係	<p>ア 新住宅市街地開発法の施行に関すること。</p> <p>イ 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の施行に関すること。</p> <p>ウ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に関すること。</p> <p>エ 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関すること。</p> <p>オ 庶務に関すること。</p> <p>カ 財務会計に関すること。</p>
	計 画 係	<p>ア 住宅政策の総合企画及び調査に関すること。</p> <p>イ マンションの管理の適正化の推進に関する法律の施行に関すること。</p> <p>ウ マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関すること。</p> <p>エ 住生活基本法の施行に関すること。</p> <p>オ 住宅の品質確保の促進等に関する法律の施行に関すること。</p> <p>カ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関すること（他課に属しないもの）。</p> <p>キ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に関すること。</p> <p>ク 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。</p> <p>ケ 独立行政法人都市再生機構法の規定に基づく意見の提示に関すること。</p> <p>コ 地方住宅供給公社法の施行に関すること。</p> <p>サ 一般財団法人福岡県建築住宅センターに関すること。</p>
	住宅指導係	<p>ア 公営住宅法の規定に基づく市町村公営住宅及び共同施設に関する事務のうち、他課に属しないこと。</p> <p>イ 福岡県美しいまちづくり条例の施行に関する事務のうち、住宅等に係る啓発、表彰等に関すること。</p>

課名等	係名	事務内容
	住環境整備係	<p>ア 住宅地区改良法の施行に関する事。</p> <p>イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、長期優良住宅建築等計画等の認定に関する事。</p> <p>ウ 同和対策事業に関する事務のうち、住宅（管理を除く。）に関する事。</p>
県営住宅課	管 理 係	<p>ア 公営住宅法の施行に関する事務のうち、市町村公営住宅及び共同施設の管理指導に関する事。</p> <p>イ 福岡県営住宅条例の施行に関する事務のうち他係に属しない事。</p> <p>ウ 庶務に関する事。</p> <p>エ 財務会計に関する事。</p>
	滞納整理係	<p>ア 福岡県営住宅条例の施行に関する事務のうち、滞納整理、高額所得者等に係る明渡請求及び不正の行為によって入居又は退去した者の対策に関する事。</p>
	業 務 係	<p>ア 公営住宅法の施行に関する事務のうち、公営住宅及び共同施設の譲渡、処分及び保全に関する事。</p>
	建替改善係	<p>ア 公営住宅法の規定に基づく公営住宅及び共同施設の建設計画並びに建設に係る調査及び調整に関する事。</p> <p>イ 公営住宅法の規定に基づく公営住宅及び共同施設の改善計画並びに改善に係る調査及び調整に関する事。</p> <p>ウ 公営住宅法の規定に基づく公営住宅用地の開発計画、調査選定、取得及び処分に関する事。</p>
	住宅設計係	<p>ア 公営住宅法の規定に基づく公営住宅及び共同施設の調査、設計及び工事の監督についての連絡調整に関する事。</p> <p>イ 建設を委託された住宅の調査、設計及び工事の監督についての連絡調整に関する事。</p>

課名等	係 名	事 務 内 容
営繕設備課	営繕計画係	ア 営繕工事の基本計画に関すること。 イ 建築都市部に属する建築技術に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。 ウ 県営施設及び委託を受けた建築工事の監督についての連絡調整に関する事務のうち、他課に属しないこと。 エ 庶務に関すること。 オ 財務会計に関すること。
	設 計 係	ア 県営施設の建築工事の設計及び調査に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。 イ 委託を受けた建築工事の設計及び調査に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。
	学校設計係	ア 県営学校建築の設計及び調査に関すること。 イ 委託を受けた建築工事のうち学校に関するものの設計及び調査に関すること。
	造 成 係	ア 建築都市部に係る土木工事の測量、調査、設計及び造成に関すること。 イ 委託を受けた土木工事の測量、調査、設計及び造成に関すること。
	電気設備係	ア 建築都市部に係る工事の電気設備に関すること。
	機械設備係	ア 建築都市部に係る工事の機械設備に関すること。

## 2 住宅関係指標に見る福岡県の状況（全国比較）

調査年	平成20年		平成25年		平成30年	
住生活基本計画	県住生活基本計画 (平成18～27年)		県住生活基本計画 (平成23～32年)		県住生活基本計画 (平成28～37年)	
地域区分	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国
①人の居住する住宅総数(千戸)	2,034	49,598	2,163	52,102	2,239	53,616
②持家率(%)	53.6	61.1	53.8	61.7	52.8	61.2
③住宅の増加率(%)	8.2	6.9	5.0	5.3	3.6	2.9
④住宅の非木造率(%)	49.9	41.1	51.6	42.2	53.1	43.0
⑤水洗化率(%) <sup>(*1)</sup>	86.8	90.7	88.5	93.5	91.4	95.2
⑥1住宅当たり延べ面積(m <sup>2</sup> )	86.7	94.1	86.6	94.4	84.7	93.0
⑦1人当たり居住室の畳数(畳)	12.2	12.8	13.0	13.5	13.6	14.1
⑧最低居住水準未満率(%) <sup>(*2)</sup>	6.5	6.7	6.9	7.1	7.3	6.6
⑨都市居住型誘導居住水準未満率(%) <sup>(*3)</sup>	60.3	63.2	57.6	60.1	54.9	57.1
⑩一般型誘導居住水準未満率(%) <sup>(*4)</sup>	30.5	31.1	27.6	28.5	28.8	28.6

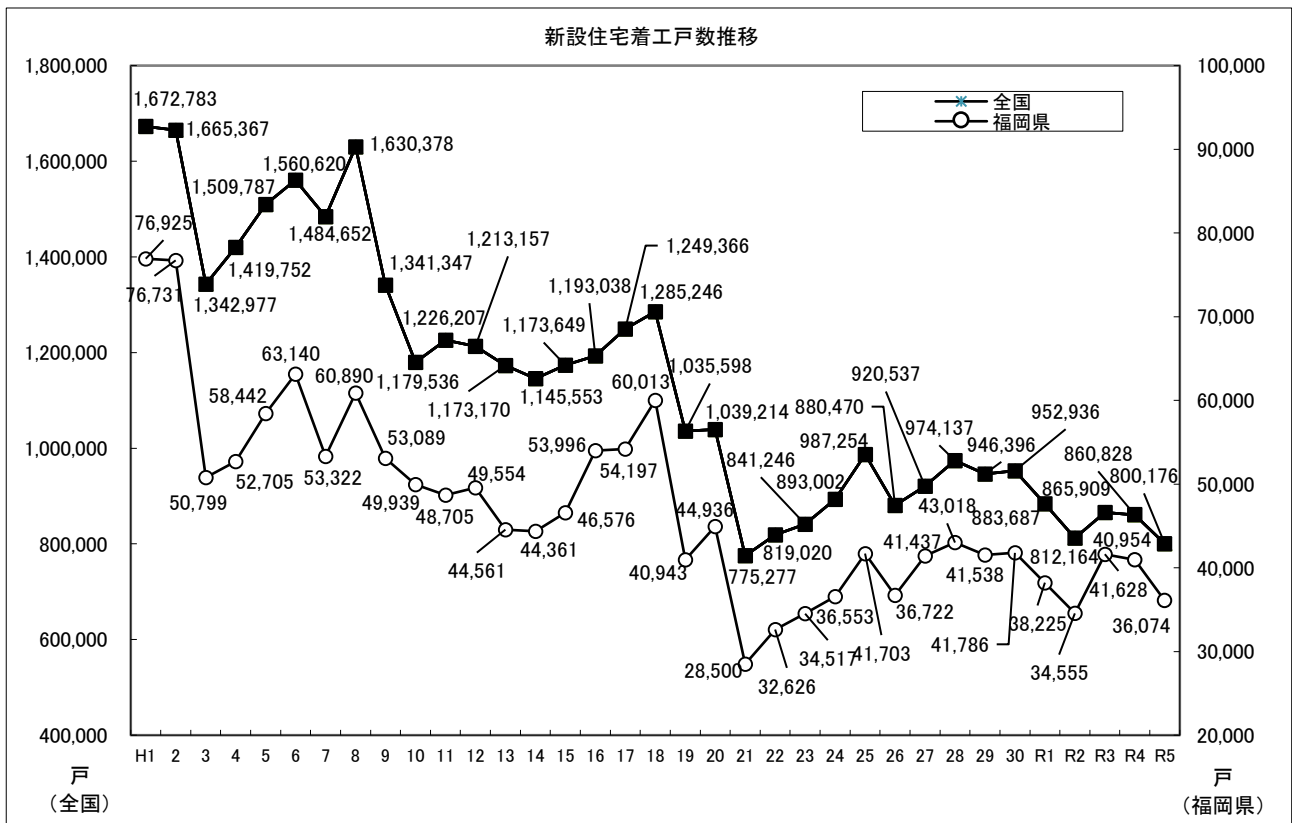
資料：住宅・土地統計調査（H20、H25、H30）

### 3 令和5年度新設住宅着工戸数

		福岡県		全国	
		戸数又は構成比	戸当床面積 (㎡)	戸数又は構成比	戸当床面積 (㎡)
新設住宅着工戸数 (戸)		36,074	77.2	800,176	77.7
利用関係別	持家率	21.6%	115.0	27.4%	114.0
	貸家率	50.1%	50.9	42.5%	47.7
	給与住宅率	0.6%	68.7	0.6%	69.5
	分譲住宅率	27.7%	95.5	29.4%	87.6
建方別	一戸建率	38.7%	/	44.8%	/
	共同建等率	61.3%		55.2%	
構造別	木造率	51.6%		56.4%	
	非木造率	48.4%		43.6%	
プレハブ化率		8.2%		12.6%	

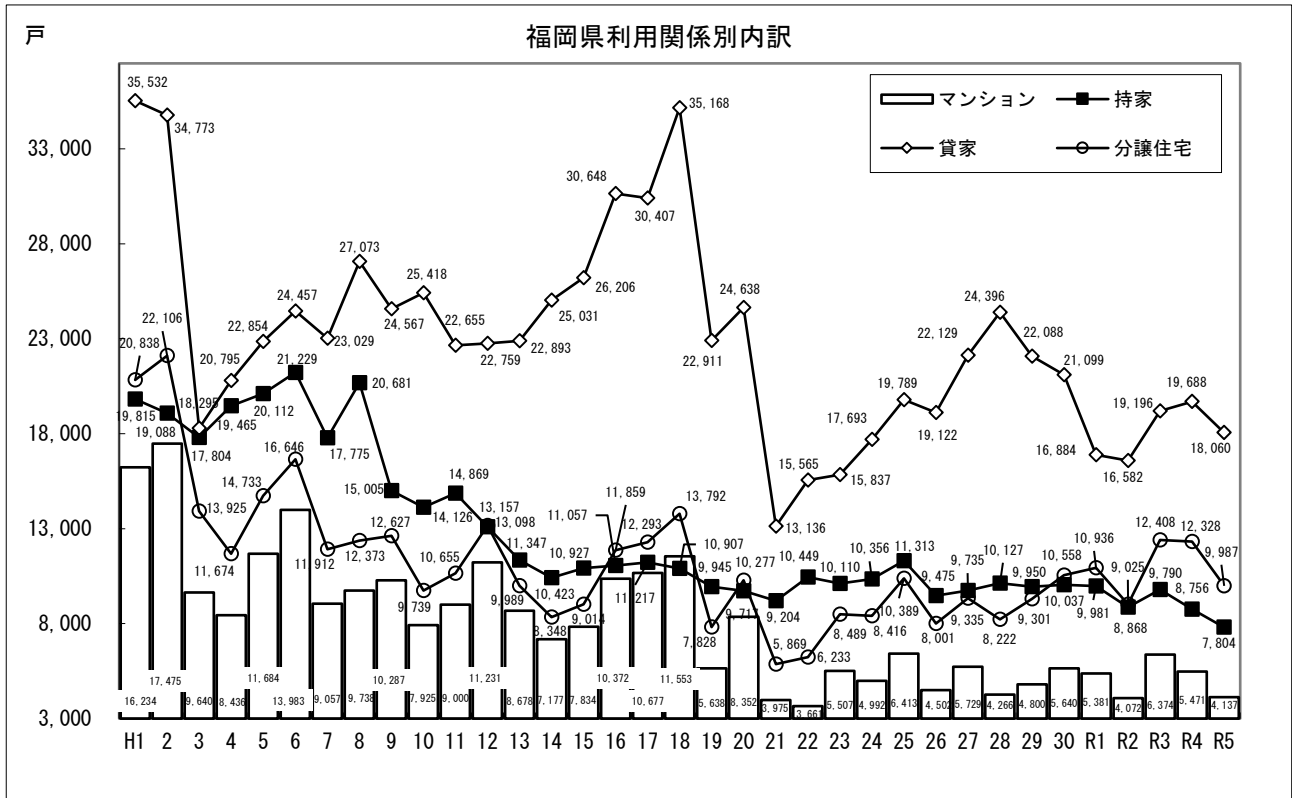
資料：住宅着工統計

### 4 新設住宅着工戸数の推移



資料：住宅着工統計

## 5 利用関係別新設住宅着工戸数の推移



資料：住宅着工統計

## 6 住宅の所有関係別規模の推移（県内）

区分	1住宅当たり居住室数(室)			1住宅当たり畳数(畳)			1人当たり畳数(畳)		
	総数	持家	借家	総数	持家	借家	総数	持家	借家
昭和48年	4.00	5.07	2.81	21.92	28.75	14.29	6.06	7.03	4.62
昭和53年	4.32	5.43	3.02	24.62	32.44	15.76	7.24	8.38	5.46
昭和58年	4.54	5.69	3.14	26.30	34.15	16.73	8.10	9.28	6.16
昭和63年	4.65	5.85	3.16	28.34	37.02	17.52	9.14	10.45	6.88
平成5年	4.64	5.92	3.10	29.33	38.88	17.88	10.10	11.53	7.62
平成10年	4.51	5.76	2.96	29.47	38.83	17.91	10.80	12.22	8.24
平成15年	4.45	5.69	2.92	30.21	39.76	18.40	11.81	13.42	8.94
平成20年	4.36	5.59	2.84	30.06	39.49	18.36	12.21	13.87	9.26
平成25年	4.25	5.51	2.74	30.22	40.02	18.40	13.00	14.88	9.77
平成30年	4.07	5.29	2.64	30.20	40.07	18.67	13.51	15.40	10.32

資料：住宅・土地統計調査（H10～30）、住宅統計調査（S48～H5）

## 7 所有関係の推移（県内）

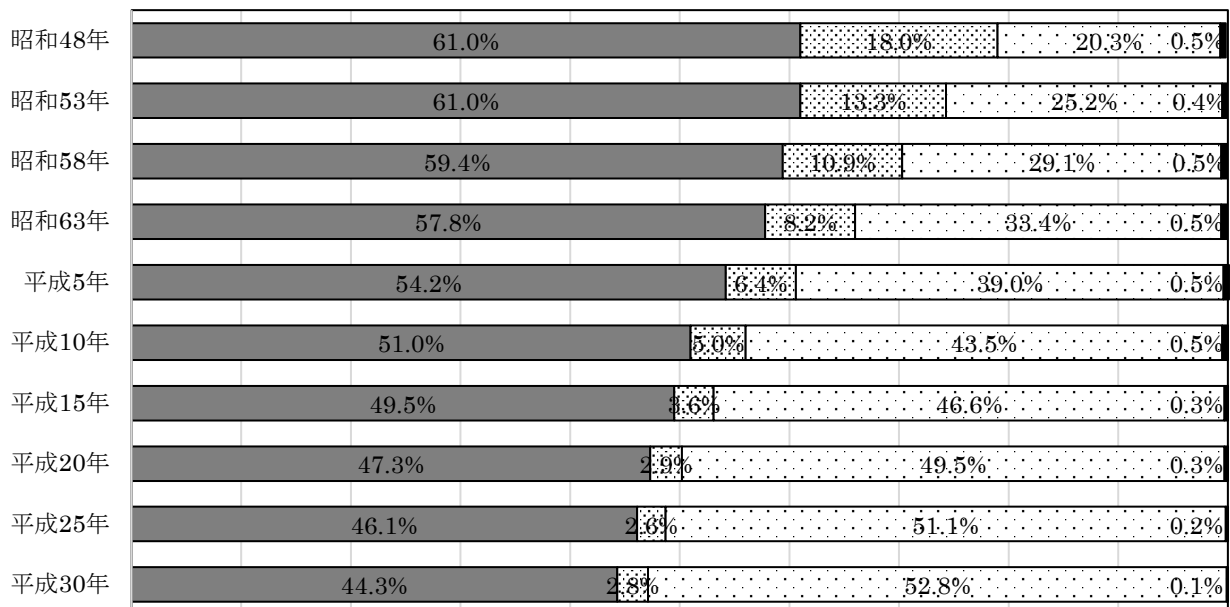
（単位：戸）

区分		昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
住宅総数	実数	1,490,200	1,643,800	1,788,500	1,936,700	2,034,000	2,163,200	2,239,000
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
持家	実数	819,500	878,000	964,500	1,051,400	1,090,400	1,163,500	1,182,600
	構成比	55.0%	53.4%	53.9%	54.3%	53.6%	53.8%	52.8%
借家	実数	657,200	732,800	780,300	850,600	879,600	963,700	993,400
	構成比	44.1%	44.6%	43.6%	43.9%	43.2%	44.5%	44.4%
公営・公団※・公社	実数	170,900	180,800	178,600	189,400	185,400	176,600	164,300
	構成比	11.5%	11.0%	10.0%	9.8%	9.1%	8.2%	7.3%
民間借家	実数	421,900	471,000	528,500	608,200	639,900	744,200	786,500
	構成比	28.3%	28.7%	29.5%	31.4%	31.5%	34.4%	35.1%
給与住宅	実数	64,400	81,000	73,200	53,000	54,200	42,900	42,700
	構成比	4.3%	4.9%	4.1%	2.7%	2.7%	2.0%	1.9%

資料：住宅・土地統計調査（H10～30）、住宅統計調査（S63～H5）

※公団は、平成16年から（独）都市再生機構。

## 8 建て方別住宅ストック数の推移（県内）



■一戸建て □長屋建て □共同住宅 ■その他

資料：住宅・土地統計調査（H10～30）、住宅統計調査（S48～H5）

## 9 公営住宅建設戸数実績

(単位：戸)

建設年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
建設戸数		924	1,000	720	935	976	736	750	850	376	845	
うち建替戸数		914	1,000	680	911	916	736	750	850	376	845	
内訳	県	建設	248	158	150	302	162	360	217	0	179	295
		うち建替	248	158	150	302	162	360	217	0	179	295
	政令市	建設	401	441	410	412	409	231	350	610	197	236
		うち建替	401	441	410	412	409	231	350	610	197	236
	一般市町村	建設	275	401	160	221	405	145	183	240	0	314
		うち建替	265	401	120	197	345	145	183	240	0	314

## 10 管理事務所別県営住宅管理戸数一覧表（令和6年4月1日現在）

(単位：戸)

区分(団地数)	木造	簡平	簡二	低層	中耐	高層	計	集会所(室)
福岡 ( 43 )	0	0	0	0	5,649	2,169	7,818	43
北九州 ( 53 )	0	0	0	0	6,657	960	7,617	54
行橋 ( 18 )	0	0	0	0	1,190	125	1,315	14
筑後 ( 59 )	10	24	0	0	6,361	500	6,895	57
大牟田 ( 17 )	0	0	0	0	2,276	54	2,330	21
筑豊 ( 48 )	15	11	14	6	4,848	1,297	6,191	49
直方 ( 7 )	0	0	0	0	1,395	347	1,742	9
田川 ( 20 )	15	11	14	6	1,468	359	1,873	19
合計 ( 203 )	25	35	14	6	23,515	4,926	28,521	203

(注) 木造: 木造の住宅

簡平: 簡易耐火構造の住宅で平屋建のもの

簡二: 簡易耐火構造の住宅で2階建のもの

低層: 耐火構造の住宅で平屋建又は2階建のもの

中耐: 耐火構造の住宅で地上階数3～5階のもの

高層: 耐火構造で住宅で地上階数6階以上のもの

1 1 建設年度別県営住宅管理戸数一覧表（令和6年4月1日現在）

（単位：戸）

建設年度		木造	簡平	簡二	低層	中耐	高層	計	集会所 (室)
年度	西暦								
S28	1953	0	0	0	0	0	0	0	0
S29	1954	0	0	0	0	0	0	0	0
S30	1955	0	0	0	0	0	0	0	0
S31	1956	0	0	0	0	0	0	0	0
S32	1957	0	0	0	0	16	0	16	0
S33	1958	0	0	0	0	0	0	0	0
S34	1959	0	0	0	0	24	0	24	0
S35	1960	0	0	0	0	0	0	0	0
S36	1961	0	0	0	0	0	0	0	1
S37	1962	0	0	0	0	48	0	48	0
S38	1963	10	0	0	0	0	0	10	0
S39	1964	5	0	0	0	0	0	5	1
S40	1965	0	19	0	0	0	0	19	0
S41	1966	0	4	0	0	0	0	4	0
S42	1967	0	8	0	0	0	0	8	0
S43	1968	0	0	0	0	0	0	0	0
S44	1969	0	0	0	0	24	0	24	1
S45	1970	0	0	0	0	84	0	84	1
S46	1971	0	0	0	0	480	0	480	3
S47	1972	0	0	0	0	783	0	783	1
S48	1973	0	0	0	0	880	0	880	4
S49	1974	0	0	0	0	600	0	600	2
S50	1975	0	0	0	0	780	0	780	3
S51	1976	0	4	0	0	798	0	802	5
S52	1977	0	0	0	0	849	0	849	1
S53	1978	0	0	0	0	704	240	944	6
S54	1979	0	0	14	0	845	168	1,027	3
S55	1980	0	0	0	0	845	176	1,021	2
S56	1981	0	0	0	0	762	143	905	8
S57	1982	0	0	0	0	604	182	786	1
S58	1983	0	0	0	0	558	232	790	4
S59	1984	0	0	0	0	751	0	751	1
S60	1985	0	0	0	0	768	0	768	8
S61	1986	0	0	0	0	711	0	711	3
S62	1987	0	0	0	0	707	0	707	6
S63	1988	0	0	0	0	673	100	773	5
H1	1989	0	0	0	0	571	187	758	6
H2	1990	0	0	0	0	759	0	759	3
H3	1991	0	0	0	0	706	50	756	2
H4	1992	0	0	0	0	722	94	816	8
H5	1993	0	0	0	0	910	0	910	2
H6	1994	0	0	0	0	765	60	825	13
H7	1995	10	0	0	0	551	167	728	4
H8	1996	0	0	0	0	561	106	667	7
H9	1997	0	0	0	0	379	99	478	10
H10	1998	0	0	0	0	461	90	551	4
H11	1999	0	0	0	0	462	60	522	7
H12	2000	0	0	0	0	283	159	442	6
H13	2001	0	0	0	0	282	197	479	6
H14	2002	0	0	0	0	388	42	430	6
H15	2003	0	0	0	0	235	126	361	2
H16	2004	0	0	0	0	116	321	437	4
H17	2005	0	0	0	0	275	83	358	4
H18	2006	0	0	0	0	146	168	314	6
H19	2007	0	0	0	0	146	134	280	4
H20	2008	0	0	0	0	192	72	264	1
H21	2009	0	0	0	0	207	96	303	2
H22	2010	0	0	0	0	170	0	170	2
H23	2011	0	0	0	6	230	77	313	3
H24	2012	0	0	0	0	35	87	122	4
H25	2013	0	0	0	0	252	0	252	1
H26	2014	0	0	0	0	152	96	248	3
H27	2015	0	0	0	0	81	77	158	2
H28	2016	0	0	0	0	20	215	235	2
H29	2017	0	0	0	0	25	192	217	2
H30	2018	0	0	0	0	62	100	162	1
R1	2019	0	0	0	0	47	313	360	1
R2	2020	0	0	0	0	0	217	217	4
R3	2021	0	0	0	0	0	0	0	0
R4	2022	0	0	0	0	30	0	30	1
計		25	35	14	6	23,515	4,926	28,521	203

1 2 令和5年度県土整備事務所別建築行政事務取扱件数

区 分	建築基準法施行事務		宅建業法施行事務	建設業法施行事務	
	建築確認受付 (計画変更確認を含む)	建築許可等受付	宅建業者免許 申請受付	建設業許可 申請受付	建設業法関係 証明受付
福岡	75	74	699	1,153	448
久留米	34	5	83	265	132
南筑後柳川支所	86	17	49	178	139
直方	15	12	10	138	26
京築	33	11	32	158	36
朝倉	49	9	8	66	25
八女	47	10	27	81	12
北九州	30	42	290	910	270
田川	34	1	20	151	136
飯塚	11	20	24	145	360
那珂	53	86	118	428	91
計	467	287	1,360	3,673	1,675
本 庁	0	0	10	4	74
合 計	467	287	1,370	3,677	1,749

# 13 都市計画区域決定状況

## (1) 線引き都市計画区域

令和6年3月31日現在

区域数	都市計画区域名	市町名	区域	都市計画法適用年月日	都市計画区域最終決定		市街化区域			市街化調整区域面積(ha)	用途地域設定	市町数	市数	町数
					年月日	面積(ha)	当初決定年月日	最終決定						
								年月日	面積(ha)					
1	福 岡 県	福岡市	一部	T12.7.1	H31.3.25	34,081.7	S45.12.28	R6.1.29	16,388.0	17,693.7	有	1	1	
		筑紫野市	一部	S23.7.3	H12.11.10	4,393.0	S45.12.28	R3.4.30	1,425.1	2,967.9	〃	1	1	
		春日市	全域	S16.1.9	H13.10.15	② 1,415.0	S45.12.28	H29.10.27	1,379.0	36.0	〃	1	1	
		大野城市	全域	S16.1.9	H13.10.15	② 2,689.0	S45.12.28	H23.4.25	1,404.4	1,284.6	〃	1	1	
		宗像市	一部	S36.6.6	H29.1.24	10,990.0	S49.7.16	H29.10.27	1,876.0	9,114.0	〃	1	1	
		太宰府市	一部	S26.3.31	S45.12.28	① 2,253.0	S45.12.28	H19.5.2	1,182.0	1,071.0	〃	1	1	
		古賀市	一部	S26.3.31	H4.2.28	① 2,220.0	S45.12.28	R3.6.8	838.1	1,381.9	〃	1	1	
		福津市(旧福岡町)	一部	S29.10.2	H4.2.28	① 1,918.0	S45.12.28	H19.8.15	775.7	1,142.3	〃	1	1	
		糸島市(旧前原市)	一部	S18.12.29	H19.10.15	① 6,931.0	S58.7.15	R3.4.30	778.6	6,152.4	〃	1	1	
		糸島市(旧志摩町)	一部	S62.4.1	S62.4.1	① 5,385.0	H14.2.1	R3.4.30	169.0	5,216.0	〃			
		糸島市【小計】				12,316.0			947.6	11,368.4				
		那珂川市	一部	S44.5.20	S45.12.28	① 1,902.0	S45.12.28	R3.4.30	574.6	1,327.4	〃	1	1	
		篠栗町	一部	S44.5.20	S45.12.28	① 1,138.0	S45.12.28	R4.4.26	454.0	684.0	〃	1	1	
		志免町	全域	S42.9.16	H13.10.15	② 869.0	S45.12.28	H30.4.10	711.0	158.0	〃	1	1	
		新宮町	一部	S37.10.12	H18.8.7	1,771.0	S45.12.28	R3.4.30	631.0	1,140.0	〃	1	1	
久山町	全域	S44.5.20	S44.5.20	② 3,744.0	S45.12.28	H19.2.9	101.0	3,643.0	〃	1	1			
粕屋町	全域	S42.9.16	H13.10.15	② 1,413.0	S45.12.28	R4.4.26	689.9	723.1	〃	1	1			
<b>福岡都市圏(10市5町) 中計</b>						83,112.7			29,377.4	53,735.3		15	10	5
2	久留米小郡	久留米市	一部	S2.4.1	H19.10.15	12,468.0	S46.9.14	H12.11.10	3,635.0	8,833.0	〃	1	1	
		小郡市	全域	S34.7.22	H19.4.25	② 4,551.0	S46.9.14	R3.4.30	836.5	3,714.5	〃	1	1	
3	大牟田	大牟田市	全域	T12.7.1	S43.5.11	② 8,145.0	S46.9.14	H20.4.4	3,874.0	4,271.0	〃	1	1	
		みやま市	一部	S37.6.8	S43.5.11	① 1,858.0	S46.9.14	H20.4.4	181.0	1,677.0	〃	1	1	
<b>筑後都市圏(4市) 中計</b>						27,022.0			8,526.5	18,495.5		4	4	0
4	北九州広域	北九州市	一部	T12.7.1	H20.10.10	49,001.0	S45.12.28	R4.2.9	20,573.0	28,428.0	〃	1	1	
		中間市	全域	S26.3.31	H19.5.25	② 1,596.0	S45.12.28	H26.11.11	1,034.0	562.0	〃	1	1	
		苅田町	一部	S14.5.12	S58.7.1	3,412.8	S45.12.28	R4.4.15	2,125.0	1,287.8	〃	1	1	
<b>北九州都市圏(2市1町) 中計</b>						54,009.8			23,732.0	30,277.8		3	2	1
<b>線引き都市計画区域 合計(16市6町)</b>						164,144.5			61,635.9	102,508.6		22	16	6

注)・都市計画区域面積は、無印一都市計画区域・区域区分等の最終決定(変更)時のデータ

①ー 直近の都市計画基礎調査データ

②ー 「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院、R5.4.1)

無印又は①若しくは②のうち最新のものを引用する。

※地先公有水面を含む都市計画区域での埋立等による陸地面積の拡大については、次回の無印又は①の更新がされるまで、その都度入力を行う。

※全域が都市計画区域の場合は、原則、②とする。

・非線引き都市計画区域については、市街化区域面積は用途地域面積に読み替える。

・福岡市、大牟田市については、大正12年7月1日に旧都市計画法の指定を受け、大正14年4月22日に都市計画区域の決定告示を行っている。

・久留米市、福津市、みやま市、糸島市については、線引き都市計画区域と非線引き都市計画区域が併存

・旧夜須都計は現筑前町の旧夜須町、旧甘木都計は甘木市と現筑前町の旧三輪町

・平成26年10月1日の国土地理院による筑前町面積の変更について、旧夜須都計及び旧甘木都計の面積は変更面積を按分し算定

・都市計画区域名の変更(H29.1.24)は都市計画区域最終決定に含めない

(2) 非線引き都市計画区域

令和6年3月31日現在

区域数	都市計画区域名	都市名	区域	都市計画法適用年月日	都市計画区域最終決定		用途地域			用途地域外面積(ha)	用途地域設定	市町村数	市数	町数
					年月日	面積(ha)	当初決定年月日	最終決定						
								年月日	面積(ha)					
1	宇美須	宇美町	一部	S13.10.28	H4.5.18	① 2,159.0	S51.4.1	H30.6.18	764.2	1,394.8	有	1		1
		須恵町	全域	S44.4.25	S44.4.25	② 1,631.0	S49.4.1	H14.12.19	453.6	1,177.4	〃	1		1
2	津屋崎	福津市(旧津屋崎町)	一部	S29.10.2	S29.10.2	① 1,557.0	S60.4.1	H28.10.4	265.8	1,291.2	〃			
3	朝倉前	朝倉市	一部	S18.3.22	H12.11.10	12,300.0	S45.12.26	H29.3.3	729.9	11,570.1	〃	1	1	
		筑前町(旧夜須町)	一部	S50.9.1	〃	4,542.0	S52.4.1	H23.1.17	216.0	4,326.0	〃	1		1
		筑前町(旧三輪町)	一部	S18.12.29	〃	2,168.0	S48.12.15	H23.1.17	155.7	2,012.3	〃			
		筑前町【小計】				6,710.0			371.7	6,338.3				
4	二丈	糸島市(旧二丈町)	一部	S61.4.1	H19.10.15	3,405.0	S61.4.1	H14.12.25	199.0	3,206.0	〃			
<b>福岡都市圏(3市3町) 中計</b>						27,762.0			2,784.2	24,977.8		4	1	3
5	筑中広	久留米市(旧三溝町)	一部	S11.3.26	H12.5.1	1,610.0	H12.5.1	H15.1.1	167.9	1,442.1	〃			
		久留米市(旧城島町)	一部	H30.3.30	H30.3.30	1,758.0	H30.3.30	H30.3.30	122.9	1,635.1	〃			
		柳川市	全域	S27.4.1	S31.4.23	② 7,715.0	S48.6.30	H25.8.21	759.0	6,956.0	〃	1	1	
		八女市	一部	S9.9.25	S29.4.1	① 3,934.0	S44.5.30	H19.11.22	396.0	3,538.0	〃	1	1	
		八女市(旧黒木町)	一部	S60.4.1	S60.4.1	① 682.0	S60.4.1	H8.2.1	141.0	541.0	〃			
		八女市(旧立花町)	一部	H13.5.1	H13.5.1	① 1,463.0	H14.5.20	H14.5.20	94.0	1,369.0	〃			
		八女市【小計】				6,079.0			631.0	5,448.0				
		筑後市	全域	S11.3.26	H12.11.10	② 4,178.0	S42.3.22	H23.6.24	625.0	3,553.0	〃	1	1	
		大川市	全域	S21.9.26	S29.4.1	② 3,362.0	S48.12.28	H8.5.1	729.0	2,633.0	〃	1	1	
みやま市(旧瀬高町)	一部	S11.3.26	S50.3.29	① 3,773.0	S50.4.1	H30.10.1	261.3	3,511.7	〃					
広川町	全域	S50.9.1	H19.10.15	② 3,794.0	-	-	0.0	3,794.0	×	1		1		
6	北大野洗	久留米市(旧北野町)	一部	H11.11.1	H19.4.25	2,049.0	H11.11.1	H11.11.1	331.4	1,717.6	有			
		大刀洗町	全域	H13.5.1	H19.4.25	② 2,284.0	H14.2.1	H14.12.27	284.0	2,000.0	〃	1		1
7	田主丸	久留米市(旧田主丸町)	一部	H30.3.30	H30.3.30	5,111.0	H30.3.30	H30.3.30	180.1	4,930.9	〃			
<b>筑後都市圏(6市2町) 中計</b>						41,713.0			4,091.6	37,621.4		6	4	2
8	筑豊	直方市	全域	S8.5.10	H20.10.10	② 6,176.0	S37.4.2	H31.4.2	1,411.0	4,765.0	〃	1	1	
		飯塚市	一部	S8.5.10	H23.8.31	13,507.0	S37.10.12	R4.3.17	3,053.0	10,454.0	〃	1	1	
		田川市	全域	S11.3.26	H8.9.30	② 5,455.0	S60.7.1	H31.3.12	1,037.2	4,417.8	〃	1	1	
		苅安市	一部	S25.9.12	S50.9.1	① 5,249.0	H17.10.5	H17.10.5	420.0	4,829.0	〃	1	1	
		嘉麻市(旧山田市)	一部	S29.4.1	S29.4.1	① 2,168.9	-	-	0.0	2,168.9	×			
		嘉麻市(旧稲築町)	全域	S24.3.5	S24.3.5	① 1,733.1	-	-	0.0	1,733.1	×	1	1	
		嘉麻市【小計】				3,902.0			0.0	3,902.0				
		小竹町	全域	S50.9.1	H23.8.31	1,428.0	-	-	0.0	1,428.0	×	1		1
		鞍手町	全域	S50.9.1	S60.4.30	② 3,560.0	S60.7.1	H30.6.22	409.0	3,151.0	有	1		1
		桂川町	一部	H6.8.1	H6.8.1	① 1,693.0	H6.8.1	R2.7.31	251.0	1,442.0	〃	1		1
添田町	一部	S27.7.25	S27.7.25	① 9,522.1	-	-	0.0	9,522.1	×	1		1		
川崎町	全域	S26.2.16	S26.2.16	② 3,614.0	-	-	0.0	3,614.0	×	1		1		
<b>筑豊都市圏(5市5町) 中計</b>						54,106.1			6,581.2	47,524.9		10	5	5
9	遠賀	芦屋町	全域	S9.9.25	H1.12.11	② 1,158.0	S48.3.31	R1.8.27	369.0	789.0	有	1		1
		水巻町	全域	S15.8.23	H19.5.25	② 1,101.0	S49.4.1	H19.5.25	760.0	341.0	〃	1		1
		岡垣町	全域	S44.5.20	H19.5.25	② 4,864.0	S49.8.1	H28.6.20	681.0	4,183.0	〃	1		1
		遠賀町	全域	〃	H19.5.25	② 2,215.0	S48.12.15	R4.2.16	575.0	1,640.0	〃	1		1
10	京築	行橋市	全域	S13.1.12	S39.6.22	② 7,006.0	S42.3.22	R4.6.1	708.0	6,298.0	〃	1	1	
		豊前市	一部	S9.9.25	S58.7.1	① 2,927.5	S62.4.1	R2.4.7	703.2	2,224.3	〃	1		1
		みやこ町	一部	H13.5.1	H13.5.1	1,934.0	-	-	0.0	1,934.0	×	1		1
		吉富町	全域	S18.3.22	S50.2.1	② 572.0	S50.2.1	H23.7.1	176.0	396.0	有	1		1
		築上町	一部	H3.2.1	H3.2.1	① 1,872.0	H3.2.1	H14.12.25	86.6	1,785.4	〃	1		1
<b>北九州都市圏(2市7町) 中計</b>						23,649.5			4,058.8	19,590.7		9	2	7
<b>非線引き都市計画区域 合計(16市17町)</b>						147,230.6			17,515.8	129,714.8		29	12	17

市(線引き+非線引き)=16+16-4(ダブルカウント)=28市 町(線引き+非線引き)=6+17=23町

14	都市計画区域 合計(28市23町)	311,375.1			79,151.7	232,223.4		51	28	23
----	-------------------	-----------	--	--	----------	-----------	--	----	----	----

注)・都市計画区域面積は、無印一都市計画区域・区域区分等の最終決定(変更)時のデータ

①一 直近の都市計画基礎調査データ

②一 「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院、R5.4.1)

用途がない市	1
用途がない町	5

無印又は①若しくは②のうち最新のものから引用する。但し、地先公有水面を含む都市計画区域での埋立等による陸地面積の拡大については、次回の無印又は①の更新がされるまで、その都度入力を行う。

・非線引き都市計画区域については、市街化区域面積は用途地域面積に読み替える。

・福岡市、大牟田市については、大正12年7月1日に旧都市計画法の指定を受け、大正14年4月22日に都市計画区域の決定告示を行っている。

・久留米市、福津市、みやま市、糸島市については、線引き都市計画区域と非線引き都市計画区域が併存

・旧夜須町計は現筑前町の旧夜須町、旧甘木都計は甘木市と現筑前町の旧三輪町

・平成26年10月1日の国土地理院による筑前町面積の変更について、旧夜須町計及び旧甘木都計の面積は変更面積を按分し算定

・都市計画区域名の変更(H29.1.24)は都市計画区域最終決定に含めない

14 下水道整備状況

(令和5年3月31日現在)

市町村名	処理場名 (流域処理場)	行政人口 (人) A	処理人口 (人) B	整備面積 (ha)	水洗化 人口 (人) C	下水道 整備率 (%) B/A	水洗化率 (%) C/B	種別			備考
								単 公	流 関	特 環	
1 政令市											
北九州市	皇后崎・新町・日明・北湊・菅根	923,948	922,650	16,617	918,550	99.9%	99.6%	単		特	
福岡市	中部・東部・和白・西部・西戸崎・新西部	1,582,298	1,577,860	17,199	1,573,868	99.7%	99.7%	単	流	特	[御笠]
小計	(2市)	2,506,246	2,500,510	33,816	2,492,418	99.8%	99.7%	2	1	2	
2 一般市 (下水道事業実施)											
大牟田市	北部・南部	107,633	77,852	1,962	56,128	72.3%	72.1%	単			
久留米市	中央・南部・田主丸	301,612	264,225	5,518	232,099	87.6%	87.8%	単			
直方市	(遠賀川中流)	55,516	19,905	566	14,830	35.9%	74.5%		流		[遠中]
飯塚市	飯塚	125,159	58,739	1,577	53,149	46.9%	90.5%	単			
柳川市	柳川	62,809	11,957	415	9,120	19.0%	76.3%	単			
八女市	(矢部川)	60,674	15,078	550	11,885	24.9%	78.8%		流		[矢部]
筑後市	(矢部川)	49,218	19,215	531	15,013	39.0%	78.1%		流		[矢部]
大川市	大川市	32,029	8,770	237	6,352	27.4%	72.4%	単			
行橋市	行橋	72,522	16,210	344	14,543	22.4%	89.7%	単			
豊前市	豊前市	24,050	9,589	451	7,483	39.9%	78.0%	単			
中間市	(遠賀川下流)	39,657	34,731	785	31,631	87.6%	91.1%		流		[遠下]
小郡市	(宝満川)(福童)	59,605	56,807	1,306.8	52,303	95.3%	92.1%		流		[宝満][筑中]
筑紫野市	(御笠川)(宝満川)(宝満川上流)	106,473	101,398	1,629	99,985	95.2%	98.6%		流	特	[御笠][宝満][宝満上流]
春日市	(御笠川)	112,478	112,478	1,380	111,945	100.0%	99.5%		流		[御笠]
大野城市	(御笠川)	102,375	102,338	1,467	102,140	100.0%	99.8%		流		[御笠]
宗像市	宗像	96,954	94,248	2,629	93,328	97.2%	99.0%	単			
太宰府市	(御笠川)(宝満川上流)	71,298	71,058	1,426	69,441	99.7%	97.7%		流	特	[御笠][宝満上流]
古賀市	古賀	59,137	50,682	999	47,382	85.7%	93.5%	単			
福津市	福間・津屋崎	68,376	68,092	1,294	62,338	99.6%	91.5%	単		特	
うきは市	屋部・吉井・浮羽	27,988	25,725	1,034	21,605	91.9%	84.0%			特	
宮若市	(遠賀川中流)	26,561	4,888	202	2,721	18.4%	55.7%		流	特	[遠中]
朝倉市	(福童)	50,767	29,357	883	23,297	57.8%	79.4%		流	特	[筑中]
みやま市	上長田・(矢部川)	35,191	4,102	153.6	2,475	11.7%	60.3%	単	流		[矢部]
糸島市	前原・黒磯	103,562	71,382	1,151	68,870	68.9%	96.5%	単		特	
那珂川市	(御笠川)	49,780	49,106	708.1	48,560	98.6%	98.9%		流	特	[御笠]
小計	(25市)	1,901,424	1,377,932	29,199	1,258,623	72.5%	91.3%	12	13	8	
3 町 (下水道事業実施)											
宇美町	(多々良川)	37,082	34,273	702.3	32,576	92.4%	95.0%		流		[多々良]
篠栗町	(多々良川)	30,966	29,853	536.1	28,962	96.4%	97.0%		流		[多々良]
志免町	(多々良川)	46,543	46,543	807	45,015	100.0%	96.7%		流		[多々良]
須恵町	(多々良川)	29,340	23,666	474.6	22,535	80.7%	95.2%		流		[多々良]
新宮町	新宮中央	33,318	28,795	448	27,879	86.4%	96.8%	単			<福岡市和白>
久山町	(多々良川)	9,312	9,028	336	8,644	97.0%	95.7%		流	特	[多々良]<福岡市東部>
粕屋町	(多々良川)	48,828	47,985	769	46,369	98.3%	96.6%		流		[多々良]
芦屋町	芦屋町	13,012	13,007	524	12,934	99.9%	99.4%	単		特	
水巻町	(遠賀川下流)	27,778	26,760	576	24,291	96.3%	90.8%		流		[遠下]
岡垣町	岡垣町	31,502	30,539	798	29,568	96.9%	96.8%	単			
遠賀町	(遠賀川下流)	19,031	16,291	407	14,998	85.6%	92.1%		流		[遠下]
小竹町	(遠賀川中流)	7,075	1,458	58.4	650	20.6%	44.6%		流		[遠中]
鞍手町	(遠賀川下流)	15,100	8,103	313	6,043	53.7%	74.6%		流		[遠下]
筑前町	三輪中央・(宝満川上流)	30,213	27,298	780	23,648	90.4%	86.6%	単	流		[宝満上流]
大刀洗町	(福童)	15,976	14,555	526	13,619	91.1%	93.6%		流		[筑中]
広川町	(矢部川)	19,338	8,937	310	6,432	46.2%	72.0%		流		[矢部]
苅田町	苅田町	37,608	20,233	417	16,295	53.8%	80.5%	単			
みやこ町	豊津	18,261	1,461	34	1,271	8.0%	87.0%	単			
吉富町	吉富	6,633	4,340	160	2,408	65.4%	55.5%	単			
築上町	椎田・築城	16,972	5,673	159	4,572	33.4%	80.6%	単		特	
小計	(20町)	493,888	398,798	9,135	368,709	80.7%	92.5%	8	13	3	
4 その他市町村 (下水道事業未実施)											
小計	(2市9町2村)	189,354									
県総計	(29市29町2村)	5,090,912	4,277,240	72,150	4,119,750	84.0%	96.3%	22	27	13	
【政令市除く】		2,584,666	1,776,730	38,334	1,627,332	68.7%	91.6%	20	26	11	

注1) 行政人口は、令和5年3月末現在の住民基本台帳人口。

注2) 処理場名において、( )は流域処理場、備考の<>は他市町の処理場。

注3) 種別とは次のとおり。(単公): 単独公共下水道、(流関): 流域関連公共下水道、(特環): 特定環境保全公共下水道

注4) 備考の[ ]は流域下水道名。 [御笠]: 御笠川那珂川流域下水道、[多々良]: 多々良川流域下水道、[宝満]: 宝満川流域下水道、[宝満上流]: 宝満川上流流域下水道、[筑中]: 筑後川中流右岸流域下水道、[遠下]: 遠賀川下流流域下水道、[矢部]: 矢部川流域下水道、[遠中]: 遠賀川中流流域下水道

## 15 附属機関委員名簿

### (1) 福岡県都市計画審議会委員（都市計画課）

委員の構成 (任命区分)	役職名	氏名	職業又は職名
学識経験者	会長	折登 美紀	福岡大学法学部教授
〃	会長職務代理	吉武 哲信	九州工業大学大学院工学研究院教授
〃	委員	辰巳 浩	福岡大学工学部社会デザイン工学科教授
〃	〃	田中 博文	福岡県農業会議会長
〃	〃	高取 千佳	九州大学芸術工学研究院環境デザイン部門准教授
〃	〃	吉田 奈津子	弁護士
〃	〃	廣瀬 香	(一社)九州経済連合会総務広報部長
〃	〃	黒瀬 武史	九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門教授
関係行政機関 の職員	〃	中澤 亨	福岡財務支局長
〃	〃	北林 英一郎	九州農政局長
〃	〃	苗村 公嗣	九州経済産業局長
〃	〃	吉永 隆博	九州運輸局長
〃	〃	森戸 義貴	九州地方整備局長
〃	〃	岩下 剛	福岡県警察本部長
市町村の長の 代表	〃	高島 宗一郎	福岡市長
〃	〃	武内 和久	北九州市長
〃	〃	赤間 幸弘	嘉麻市長
〃	〃	美浦 喜明	篠栗町長
県議会議員	〃	松本 國寛	福岡県議会議員
〃	〃	板橋 聡	〃
〃	〃	大島 道人	〃
〃	〃	西元 健	〃
〃	〃	浦 伊三夫	〃
〃	〃	富永 芳行	〃
〃	〃	室屋 美香	〃
〃	〃	永島 弘道	〃
市町村議会の 議長代表	〃	田仲 常郎	福岡県市議会議長会会長
〃	〃	畠田 勝廣	福岡県町村議会議長会会長

注) 令和6年4月1日現在。臨時委員及び専門委員を除く。

(2) 福岡県開発審査会委員（都市計画課）

委員の構成 (任命区分)	役職名	氏名	職業又は職名
建築	会長	乗松 昭一郎	元福岡県建築都市部次長
行政	会長代理	山田 好広	日本乾溜工業株式会社本店営業部参与
法律	委員	牛島 加代	弁護士
〃	〃	橋本 聖美	九州国際大学法学部准教授
経済	〃	柳 繁彰	福岡県農業会議副会長
都市計画	〃	大森 洋子	久留米工業大学建築・設備工学科教授
公衆衛生	〃	小野 ミツ	日本赤十字九州国際看護大学特任教授

注) 令和6年4月1日現在

(3) 福岡県景観審議会委員（都市計画課）

委員の構成 (任命区分)	役職名	氏名	職業又は職名
景観計画	会長	清須美 匡洋	九州大学 名誉教授
県議会議員	委員	井上 忠敏	福岡県議会議員
〃	〃	西尾 耕治	〃
都市計画	〃	長 聡子	西日本工業大学 デザイン学部 准教授
建築	〃	岡田 知子	西日本工業大学 名誉教授
緑化	〃	高取 千佳	九州大学大学院 芸術工学研究院 准教授
商業経済	〃	大方 優子	九州産業大学 地域共創学部 教授
屋外広告物	〃	中尾 伸一	福岡県広告美術協同組合連合会会長
土木	〃	山下 三平	九州産業大学 建築都市工学部 教授
農業	〃	田中 博文	福岡県農業会議会長
法律	〃	榮 京子	弁護士
快適環境	〃	池田 美奈子	九州大学大学院芸術工学研究院准教授
環境色彩計画	〃	澤 一寛	(株)日本カラーテクノロジー研究所代表取締役

注) 令和6年4月1日現在

(4) 福岡県建設工事紛争審査会委員（建築指導課）

委員の構成	役職名	氏名	職業又は職名
学識経験者	会長	服部博之	弁護士
〃	会長事務代理	奥田竜子	弁護士
〃	委員	中村匠吾	弁護士
〃	〃	福山岳彦	(一社)福岡県建設業協会理事
〃	〃	平位直子	弁護士
〃	〃	黒木義彦	福岡県建設業協同組合理事長
〃	〃	上村公仁隆	(公社)福岡県建築士会常務理事
〃	〃	岩本茂美	(一社)福岡県建築士事務所協会会長
〃	〃	松尾浩充	福岡県管工事業協同組合連合会副会長
〃	〃	鈴木正剛	(一社)福岡県土木組合連合会副理事長
〃	〃	堀内重夫	福岡県建設関連産業協議会理事

注) 令和6年4月1日現在

(5) 福岡県建築士審査会委員（建築指導課）

委員の構成 (任命区分)	役職名	氏名	職業又は職名
建築士	会長	鮎川透	(公社)福岡県建築士会会長
〃	会長代理	乗松昭一郎	元福岡県建築都市部次長
〃	委員	藤田ゆかり	(株)藤田建築設計室代表取締役
〃	〃	萩島理	九州大学大学院総合理工学研究院教授
〃	〃	福山岳彦	(一社)福岡県建設業協会理事
〃	〃	川津浩幸	(公社)日本建築家協会九州支部
学識経験者	〃	吉原育子	弁護士

注) 令和6年4月1日現在

(6) 福岡県建築審査会委員（建築指導課）

委員の構成 (任命区分)	役職名	氏名	職業又は職名
建築	会長	小路 芳晴	元福岡県建築都市部部長
〃	委員	乗松 昭一郎	元福岡県建築都市部次長
〃	〃	林 カヅ子	(一社)福岡県建築士事務所協会副会長
行政	〃	渡邊 勝将	福岡県議会議員
都市計画	〃	長 聡子	西日本工業大学准教授
法律	〃	鳥居 玲子	弁護士
公衆衛生	〃	田中 昭代	九州大学プラズマナノ界面工学センター 特任講師

注) 令和6年4月1日現在

(7) 福岡県県営住宅管理審議会委員（県営住宅課）

委員の構成 (任命区分)	役職名	氏名	職業又は職名
学識経験者	会長	江藤 秀之	福岡県議会議員
〃	会長代行	山本 耕一	〃
〃	委員	原口 剣生	〃
〃	〃	林 泰輔	〃
〃	〃	横尾 政則	〃
〃	〃	坪田 晋	〃
〃	〃	服部 博之	弁護士
〃	〃	志賀 勉	九州大学大学院人間環境学研究院准教授
〃	〃	廣田 久美子	福岡県立大学人間社会学部准教授
関係行政機関 の職員	〃	田中 克尚	保健医療介護部長
〃	〃	福田 邦裕	福祉労働部長

注) 令和6年4月1日現在

16 建築都市部と関係のある団体名簿

(令和6年4月1日現在)

主管課	団 体 名			所 在 地	電話番号	代表者氏名	会 員 数
	区 分	名 称					
都市計画課	—	福岡県都市計画協会	812-8577	福岡市博多区東公園7-7 都市計画課内	643-3711	会 長 高島 宗一郎	正51 賛助1
	公益社団法人	日本都市計画学会九州支部	802-8577	北九州市小倉南区北方4-2-1 北九州市立大学地域戦略研究所内	(093)964-4019	支部長 内田 晃	個人約600 賛助13
建築指導課	公益社団法人	福岡県宅地建物取引業協会	812-0054	福岡市東区馬出1丁目13-10 福岡県不動産産会館内	631-1717	会 長 加藤 龍雄	5,583
	公益社団法人	全日本不動産協会福岡県本部	812-0035	福岡市博多区中呉服町1番25-1号	409-1161	本部長 伊藤 明	1,013
	組 合	福岡県建設業協同組合	812-0053	福岡市東区箱崎1丁目1-1	641-5060	理事長 黒木 義彦	190
	一般社団法人	福岡県建設業協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3丁目14-18 福岡建設会館	477-6731	会 長 黒木 篤	104
	一般社団法人	九州住宅産業協会	812-0011	福岡市博多区博多駅前2丁目11-16 第2大西ビル	472-7419	理事長 橋本 大輔	153
	公益社団法人	福岡県建築士会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3丁目14-18 福岡建設会館	441-1867	会 長 鮎川 透	1,931
	一般社団法人	日本建築学会九州支部	810-0001	福岡市中央区天神4-7-11 クレアビル5F	406-2416	支部長 堀 賀貴	57団体
	公益社団法人	日本建築家協会九州支部	810-0022	福岡市中央区薬院1丁目4-8 あずまビル2F	761-5267	支部長 松山 将勝	272
	一般社団法人	福岡県建築士事務所協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3丁目14-18 福岡建設会館	473-7673	会 長 岩本 茂美	468
	一般財団法人	建材試験センター福岡試験室	811-2115	糟屋郡須恵町大字佐谷926番地	934-4222	室 長 村川 修	—
	公益財団法人	建築技術教育普及センター九州支部	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-9-1 東福第2ビル	471-6310	支部長 菊地 成朋	—
	一般社団法人	福岡県建設専門工事業団体連合会	810-0022	福岡市中央区薬院1丁目6-5 ホワイティ薬院506号	406-6776	会 長 杉山 秀彦	7団体
	公園街路課	公益社団法人	福岡県造園協会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町13-50 吉塚合同庁舎6F	632-3282	理事長 三浦 義孝
下水道課	公益財団法人	福岡県下水道管理センター	812-0893	福岡市博多区那珂4丁目5-1	451-4944	理事長 白岩 正憲	—
住宅計画課	—	福岡県住宅供給公社	810-8538	福岡市中央区天神5丁目3-1 須崎ビル	781-8010	理事長 石塚 康弘	—
	一般財団法人	福岡県建築住宅センター	810-0001	福岡市中央区天神1丁目1-1 アクロス福岡3F	781-5169	理事長 中尾 良教	—
住宅計画課 県営住宅課	一般社団法人	プレハブ建築協会九州支部	810-0002	福岡市中央区西中洲12番25号 岩崎ビル5F	716-3930	支部長 岡本 亨治	12
	組 合	福岡中小建設業協同組合	812-0068	福岡市東区社領1丁目2-9	621-7035	理事長 大里 博之	28
営繕設備課	一般社団法人	公共建築協会	104-0033	東京都中央区新川1-24-8 東熱新川ビル6F	(03)3523-0381	会 長 藤田 伊織	728
	一般財団法人	建築コスト管理システム研究所	105-0003	東京都港区西新橋3-25-33 フロンティア御成門ビル5F	(03)3434-1530	理事長 春田 浩司	—
	公益社団法人	日本建築積算協会九州支部	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目9-5 池松ビル5F	451-0859	支部長 小山田 英弘	567
	一般社団法人	福岡県防水工事業協会	810-0073	福岡市中央区舞鶴1丁目2-8 セントラルビル2F	713-5263	会 長 永堀 直宏	正18 準4 特20
	一般社団法人	福岡県解体工事業協会	815-0033	福岡市南区大橋2丁目15-9-104 ロワールマンション大橋7	552-6851	会 長 平 典明	116
	一般社団法人	日本塗装工業会福岡県支部	812-0013	福岡市博多区博多駅東1-11-15 博多駅東ロビル406	441-6341	支部長 池田 幹友	100
	組 合	福岡県左官業組合連合会	814-0121	福岡市城南区神松寺2丁目11-18	407-4593	会 長 平田 雅敏	198
	組 合	九州建設インテリア事業協同組合	812-0011	福岡市博多区博多駅前4丁目13-27 グランドハイツ博多307	472-2980	理事長 原田 兼光	28
	公益財団法人	福岡市施設整備公社	810-0072	福岡市中央区長浜3丁目11-3 市場会館8階	738-7220	理事長 宮本 章信	—
	組 合	福岡県管工事業協同組合連合会	810-0016	福岡市中央区平和3丁目20-10	531-3066	会 長 藤 成徳	440
	—	福岡県電設協力会	810-0022	福岡市中央区薬院1丁目14-8 K. K平和電興	771-6161	会 長 檜原 俊成	258